

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月17日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成21年3月17日 火曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後7時44分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 参考人からの説明聴取（陳情平成第20年第149号について）
- 2 参考人からの説明聴取（陳情平成第20年第197号について）
- 3 参考人からの説明聴取（陳情平成第20年第201号の2について）
- 4 参考人からの説明聴取（陳情平成第20年第184号について）
- 5 陳情平成20年第64号、同第72号、同第100号、同第117号、同第136号、同第137号、同第141号、同第149号、同第161号、同第162号、同第175号の2、同第187号、同第192号、同第201号の2、陳情第1号、第5号、第6号、第12号、第33号、第34号、第63号及び第64号

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君

委員 仲村未央さん
委員 渡嘉敷喜代子さん
委員 上原章君
委員 比嘉京子さん
委員 奥平一夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

(参考人) (陳情平成20年第149号について)

平良ヨシ子さん

(参考人) (陳情平成20年第197号について)

沖縄県子どもの未来をつくる親の会連絡会副会長 新垣道代さん

(参考人) (陳情平成20年第201号の2について)

中城湾沿岸漁業協同組合長会会長 安次富保君

(参考人) (陳情平成20年第184号について)

沖縄県精神保健医療福祉連絡協議会代表 中山勲君

(補助者) (陳情平成20年第149号について)

山口喜七郎君

安座間俊子さん

(補助者) (陳情平成20年第197号について)

県立南部医療センター・こども医療センター ころ診療部長 土岐篤史君

保 護 者 新垣美果さん

保 護 者 玉寄知恵さん

保 護 者 大宜見由紀さん

保 護 者 羽地知香さん

(補助者) (陳情平成20年第201号の2について)

知念漁業協同組合代表理事組合長	照喜名 朝 敬 君
沖縄市漁業協同組合代表理事組合長	池 田 博 君
勝連漁業協同組合代表理事組合長	赤 嶺 博 之 君
(補助者) (陳情平成20年第184号について)	
県立南部医療センター・こども医療センター精神科部長	宮 川 真 一 君
那覇市立病院精神科部長	屋 宜 盛 秀 君
沖縄県精神科病院協会会長	小 渡 敬 君
文化環境部長	知 念 建 次 君
環境企画統括監	友 利 弘 一 君
環境政策課長	下 地 寛 君
環境保全課長	久 田 友 弘 君
自然保護課長	上 原 隆 廣 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

陳情平成20年第64号外21件及び参考人からの説明聴取についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として文化環境部長の出席を求めています。

また、参考人として、平良ヨシ子氏、沖縄県子どもの未来をつくる親の会連絡会副会長新垣道代氏、中城湾沿岸漁協長会会長安次富保氏及び沖縄県精神保健医療福祉連絡協議会代表中山勲氏の出席をお願いしております。

まず初めに、参考人からの説明聴取について審査を行います。

参考人からの説明聴取については、平成20年11月定例会の本委員会での決定に基づき陳情平成20年第149号、同第184号、同第197号及び同第201号の2の陳情審査の参考とするため、陳情者からそれぞれ説明を求めるものであります。

初めに、平良ヨシ子氏から説明を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後参考人から申し出のあった補助者の出席について協議した結果、申し出のとおり出席を認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおりに取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに、平良ヨシ子参考人から陳情平成20年第140号産業廃棄物処理場の撤去を求める陳情について簡潔に御説明をお願いいたします。

平良ヨシ子参考人。

○平良ヨシ子参考人 平良と申します。このたびはこの席に参加させていただいてありがとうございます。平成20年8月18日に、私たちは仲井眞県知事あてに陳情書を出しました。これはですね、有限会社浦西開発からコンクリートを砕いたりするために、地域の方がその粉塵で迷惑をこうむっているんですよ。その話を聞いたとき、またかと思いました。といいますのは、平成16年に私たちは医療廃棄物の焼却炉の問題で大変な迷惑をこうむっています。それがほぼ解決したと思ったところでまたその問題が起きてきまして、これは、最初は規模は小さかったんですよ。だんだん大きくなって、それがこの地域の人たちの

ところに粉塵が飛んできて、これでは大変だと思って、じゃあみんなで頑張っ
てこれを撤去する運動をしようじゃないかという話が出ました。ところがです
ね、この有限会社浦西開発に勤めている地域の息子さんがいるんです。そのた
めに、とても前よりはやりにくくなって、最初はみんな賛同したんですけども、
集まってちょうだいと言っても親戚のきずなを崩すようなことになるからとい
って、ちょっと引くわけですよ。それでちょっとやりにくくなって、きょうは
傍聴席にたくさんの人を連れてきたかったんですが、そういう関係で、本当は
その人たちもやりたいんですよ。だけど、表には出られない。ということで、
きょうはこのメンバーで来ましたので、ぜひそれを取り計らっていただきたい
と思います。それでですね、山口喜七郎のほうから説明がありますが、私とし
ては、今リサイクルの時代ですから、これのコンクリートを砕いてまた再生す
ることにはとても賛成です。ところが場所を考えていただきたい。それだけが
私の願いです。ただ、今西原町には工業地帯もありますね。そういうところを
考えて許可をしていただきたい。議員にもそう頑張っていていただきたいなとい
う願いであります。で、私はまた、山口喜七郎のほうから、説明がありますので
一応それをお願いしたいと思います。以上です。

○山口喜七郎補助者 委員のところにこの3ページのものがありますので、時
間もそんなにありませんので、内容を簡単にいきたいと思います。今回、我々
の問題を取り上げていただきましてとても感謝しております。じゃあ、中身に入
っていきたいと思います。最初に有限会社浦西開発ですね、5年前からやっ
ております。月曜日から土曜日まで、朝8時から夕方6時までということので
すね、営業しております。そして、我々が困っておりますのは、この騒音、粉
じん、振動、排気ガス、これの被害の実態について訴えたいと思っております。
それで、文章にしますと読むのも大変だと思って、表や箇条書きにしてありま
すので、その辺酌み取っていただきたいと思います。騒音について、単位はデ
シベルです。そして、地図に書いてありますが、A点、B点、C点と、有限会
社浦西開発の側がC点でこの作業場のすぐそばです。そしてB点は畑ですけれ
ども、それからA点は住宅のあるところですよ。この3点で測定しております。
そしてA点ではもう破碎機ですね、重機などがフルに動いているときには、大
体60から65デシベルくらいと。それから、破碎機がとまりますとちょっと落ち
ます。そして、双方ともとまりますと、50から55デシベルくらいと。そして、
環境基準などからしますと、県や市町村などで多小差はありますけれども、大
体55デシベル以下と、住宅地ですね、やっております。そしてB地点では、畑
の中ですが、それだけ近づきますので、デシベルはちょっと上がっております。

C地点は、これはもう作業所のすぐそばです。ですから、動いているときは85デシベル以上ですね。それから、重機だけの時は75から80デシベル。そしてこれがとまりますと、大体60から65デシベルと。そしてまた規制基準がありますよね。それは、このような地域でしたら、大体70デシベル以下ということになっていますので、どれにもひっかかるというようにこちらは認識しております。それから、被害の内容についてちょっと説明しておりますけれども、作業内容によってですね、このような格好で様子が違ってきます。1、2、3はそのまま飛ばしまして、4は浦西団地側なんですね、沖縄自動車道の向こう側。そこの方の話ですと、このひまわり公園ですか、そののちょっと南側になるんですが、前に県が測定したのがあって、値がちょっと小さいとあって、その方は住宅の2階に上がって2階のほうの音をはかったんですね。そして2階では75デシベルあったということで、この沖縄自動車道が土手になっているとそういうことで、地表とか1階はちょっと小さいんですけども、2階あたりは筒抜けだということで、値が大きいと。そういうことで、浦西団地側の環境基準なんかもそういったところに該当できないのかといったようなことを考えていただきたいと思います。それから粉じんについてですね。えっと測定方法は一応、衛生環境研究所がやっておりますので、見ていますけれども、あの方法では粉じんは捕まえられるじゃないかと風に飛んでくる物をですね。これは既定の方法だということだと思っておりますけれども、ガラス瓶ですね、大体口径が15センチメートルくらいです、ちょっと大きな。屋上とかいろいろな場所に地上から離して障害物のないところに置いておくわけですね。そこにあの粉じんが入るといことなんですけれども、こちらの粉じんは風に飛ばされてくるわけですからね。そういった上向きのガラス瓶の縁からですね、粉じんが入るといことではないんじゃないかということですね。ほとんど、瓶には入っていない形です。データを私たちは聞いていないですけれども、ですから公害みたいな灰が降ってくるようなものにやっているんじゃないかということですね。そういった注文をしたら、衛生環境研究所のほうから、吸引方式ですね、機械的に空気を吸いこんで、その空気の中の粉じんを測定する装置があるわけですね。これを設置して、ずっと今も動かしております。しかしそれに対しても余り大きな値がたまには入っているんですけれども、余りデータが小さいです。それもホースがこちらに書いてありますように、水道ホースよりちょっと大きめのホースをですね、下向けに置いておいて、そこから吸引しているんですけれども、もう吸入力などというのは強いものではありませんので、これで、その辺の粉じんが吸収されるのかどうかということですよ。それと、結局はそういった装置とか、やり方というものは降灰ですよ、道路なんかのまた町中

の道路脇の粉じんとかですね、そういったもののように考えられているんじゃないかなと。我々みたいなところに、砂置き場から飛んでくる物をキャッチする方法としてはちょっと機能しないんじゃないかと。それで（４）のほうにですね、だれでもすぐ考えられるんですけども、吹き流しふうにして横っ飛びする粉じんをキャッチするような方法を考えてくれないだろうかということです。それと時期の問題ですね。測定は年末からやっておりますけれども、季節が季節ですので、雨の日とかそういったのが多くて、また強力な風が、季節風が吹きますので、そういった方法ではつかむことができないんじゃないかと思っております。そのことを考えてデータを我々はまだ見ていないんですけども、押さえる必要があるんじゃないかなと思っております。それから今前のほうに出してあるんですけど、我々の家屋のところで、粉じんをかき集めたものが、あるんですけども、３袋しか準備していないので回します。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

（休憩中に、各委員に資料を回覧する。）

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

山口喜七郎補助者。

○山口喜七郎補助者 これ、指についている物が、我々がこれじゃないかということなんですよね。ですから、ここに書いてありますように、冊子とか、こんなところについているわけです。ですから、県のやっている方法は屋上に空き地のほうに行って落ちてくるのを待つといったあれなんですけど。あれではちょっとですね、こういった飛んでくる粉じんはつかめないんじゃないかなと思っております。現にあるのはそういった物なんです。指についているほうがそうなんですということで、実態をつかむには今の方法はどうかなと思っております。そして、被害内容ですね、２ページのほうにいきます。屋外の洗濯物とかですね、また屋内にしみ込んでくるわけですけども、食卓とか食器棚なんかにあって掃除をするときにやっています。それと一番困りますのは、窓があけられないということですね。冬場は北側のほうを閉めて生活をするものですから、冬場はそんなじゃないですけども、夏場にガラス戸があけられないということはとても生活が困ります。それから、健康のほうですけども、特にほこりが飛びますので、眼科、皮膚科、それから呼吸器内科に通っている、こちらに書いてありませんけれども、地域の人たち、年寄りとか若い人まで、

そういった治療が多いです。その因果関係なんかもあるんじゃないかと思っていますけれども。そして（3）にとっても心配しているのは、じん肺ですよね。この工場は5年前から動いています。例え微量でもこれを吸い続けていることで、10年、15年ともし更新がされてそのままの状況でやると不安です。ついでに言いますと、この5年間で処理規模は相当大きくなっております。そこでそんなことからすると、その辺の健康問題ですね、とても心配しております。それから3の振動についてですが、これは重機から出てくるものです。それも法規によって、これは神奈川県のもので書いてありますけれども、住宅地域で60デシベル、これは日中のものですね。夜間はもっと小さく設定されていますけれども、準工業地域で65デシベル。そして工業地域で70デシベルとありますけれども、実際にはかかりますと、工業地域というのは相当するのは工場のすぐそばだと見てもいいと思うんです。この値は到底オーバーしていると思います。実際測定したのは、県でやっておりますので、データそのものを見ていただきたいと思います。具体的にはそういったですね、破碎機とか重機のあれですけど、近くで野良作業ができないような状況にあります。特に夏場の無風状態のときなどですね、とても音で圧迫され、排気ガスを吸わされ、ほこりをかぶされて、野良仕事ができないということで引き上げてくるという状況があります。そして（2）はその辺は東側、小さな畑にお年寄りや退職者などがですね、ミニ菜園をやっているんですね。そういったところで大変困っているという苦情があります。次に排気ガスですね、これはもう重機からの排気ガスです。排気ガスは先週、県は測定をしております。まだデータは整理されていないと思いますけれども、その内容はともかくですね、科学的な組成とかそういったものはよしとして、我々のほうとしてはこの排気ガスを吸わされることでですね、とてもこれをかぶりながら、野良仕事をできる状態ではないということをお訴えたいと思います。地形の問題ですね。そこがですね、土砂とかそういったものの上にショベルカーとかですね、そういった物があって、結局上からかぶされるようなですね、状況があります。具体的にはまた（5）ですね、すぐそばで年配の方が、お店をやっていたんですけども、これはずっと浦西団地の南側に移られております。それでこれらを総合してですね、4つほどお願いしてあるんですけども、そういった形で具体的な数値そのものがもう既にですね、あちらこちらで基準をオーバーしていますので、ぜひこちらにも規制区域に早く手を打っていただきたいと、浦添市も西原町もこちらだけが外れてるんですね。これだけの人がいるのに、そこだけどうして外してあるのか、ちょっと理解できません。それから、粉じんなどもですね、そういったほこりの問題もありますけれども、花粉症の例がありますように、結局、体の生理のほうに狂ってく

るんじゃないかと、長い時間をかけてですね。そして具体的にはじん肺の問題をととても心配しております。眼科、皮膚科、呼吸器内科などそのあたりに通っている人たちがたくさんいます。それから、周辺で畑をやっている方たちもですね、最初は資材置き場だということを知っていたというんですね。そこでそういった作業がなされるようになってこれはちょっと困ったということですね、こちらが。私ども回っているときもお年寄り3名がですね、どうにかならないかなあというので、こちらに話しかけてきた例があります。そのほかにも間接的に聞いております。そして、これに関連しますけれども、平成19年の段階でこちらに書いてありますように、東京都、和歌山県、香川県、沖縄県この4都県だけでこの施設を設置する際に周りの人たちとの同意をとる必要がないというかですね、とる義務が外されているわけですね。残りの県はみんなかぶされています。この4都県にですね、沖縄県も入っているということはちょっと残念です。それと、産業廃棄物の処理と再活用、これはもうこちらからは本当にですね、もっと逆に積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが。こちら先ほども区長から話がありましたように、作業内容そのものはとてもいいことなんです。産業廃棄物の処理とその再活用というかですね。だから、むしろこれは進めなければいけないものだと思います。しかし、それが十分できるような場所に移していただきたいと。そういったことに積極的に行政のほうも取り組んでいただきたいなということをやって、一応説明を終わりたいと思います。ちょっと施設の写真がありますので。向こうが浦西団地ですね。そして、グリーンに包まれているところが沖縄自動車道です。ですから、施設までが浦添市で、このさとうきび畑のところからは西原町に入っているんですよ。これはもう3年前のもので、施設はこれくらいだったんですけども、今は相当大きくなっております。そしてこれは団地側からのものですが、上のものはすごく重たいカーテンなんです。あの浦西団地から騒音がどうのこうのとあったものですから、あちら、ちょっと見にくいですが、文字は防音で書いてあります。音がそこで多少吸収されているわけですね。これ、重たいカーテンを下げてあるわけです。そして左側は水タンクです。そして、一生懸命水をまいているのは、年末の午後です。前の写真にありますように、この手前の物が破碎機なんですね。このように上のあの高いあれは休憩所なんです。従業員ですね。だからこれは3年前、2年半前です。ですから水タンクなどないですよ。散水などほとんどされていません。やるというんでしたら、手でホースを持ってやるぐらいですね。ところが去年の末から、我々が動き出したものですから、散水施設をふやして一生懸命水をかけていることはかけています。この左上が水タンクです。今右上のものが休憩所で決してそこに

は事務所などはないんですよ。ほとんど作業員しかなくて、事務所などは別の場所にあるんですよ。ですからこちらからの被害は周りの住民がかぶっているといった感じですね。さらに加えて言いますと、2度ほど県からの説明会がありました。その場所にも会社の人たちは来ています。私は従業員にマスクやっていますかと逆に質問したら、持たしてはいるけど、ほとんどだれもやっていないと、社長は言うわけですね。その程度の認識かと、僕は本当にかかりしたんですけれども、そういったほこりっぽいところで一日中働くのにマスクをさせない、その指導もさせないというのはちょっとおかしいと私は思っていますけれども、そういったことが周りへの気遣いにも影響しているんじゃないかと思っています。そういったところですよ。どうぞよろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 参考人の説明を終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑、答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように、簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 5年前に最初に荷物の集積場と。だけれども破砕をするような処理施設に変わってきたということですが、規模も拡大されたということですが、規模が拡大されたというのは県の許可は要らないと思っているんですよ。皆さんからすれば、いつのまにかこのような規模になったということになると思うんですけれども、被害の状況で今度更新を迎えたということですが、具体的な被害を説明いただいたんですけれども、更新の前に業者と被害を何とかしてくれという具体的なやりとりはありましたか。例えば、粉じんが出ますよね。これの対策について、会社というのは皆さんが直接言ったかどうか県に被害をどうにかしてという苦情をやったときに、何らかの対策がとられたってことがありますか。

○平良ヨシ子参考人 直接、その有限会社浦西開発とはお話ししていないんですが、ちょっと農作業をしているときにですね、こちらすぐ近くに畑があるんです。そのときにそういうふうなやりとりはしているんじゃないかと思うんですけど。

○西銘純恵委員 県を中に挟んで話し合いをなされたときに、粉じんが飛ばないようにスプリンクラーをつけるというとかっていうことで、実際に一時期はそれをつけた少し高い支柱のようなものがありましたよね。そういうのがあって、ネットが張られていますけれども、一時期だったようなことも言われたものですから、その辺を少し説明していただきたいと思うんです。会社自体が、従業員にもマスクを使わせていないというそのような状況であるから、周りの皆さんに対する粉じんや騒音などに対する配慮がないんじゃないかということ言われたものですから、そこら辺については、会社が努力をしているというようなことがありましたか。

○平良ヨシ子参考人 私たちが県のほうに陳情書を出した後にですね、その一生懸命スプリンクラーで水をまくんですが、その一気で回ることもあるし、二、三分回るときもあるんですけど。それは24時間回すわけじゃないからね、水がとまると何かの葉っぱとかに粉じんがとまって、風が来たらまた飛んでいくわけですよ。それは私たちとしては意味は余りないと考えています。

○西銘純恵委員 実際にそれも稼働している状況ではないと、現場を見てあれしたんですけれども。金をかけてそこまで対策をとっているのかというところも指摘をするのかなと思うんですけれども。規模についてお尋ねします。どんどん大きくなったということですけども、写真では重機とか、破碎機とかどれくらいからどうなったのかというものがわからないものですから。当初と現在の、例えば運搬用のトラックとかあると思うんですよね、その辺の動き、どのような状況になっていますか。

○安座間俊子補助者 そうですね、本当にすごい騒音で、重機の出入りで最初は少なかったんですよ。それに感じなかったものが、本当に騒音もすごいし、話をしても聞こえないくらい。自分たちは近くでさとうきび畑をしているもので、すごく身にしみて感じます。粉じんもそうですけれど、騒音もすごく体に響くぐらいの、ストレスがかかるぐらいの騒音です。

○西銘純恵委員 西原町の徳佐田の皆さんですよ、騒音などの規制地域ということで、沖縄県が市町村規制地域を設けているんですけどもね。浦添市の浦西団地側は、住宅1種地域ということで、騒音は四、五十デシベルという低い指定がなされているんですよ。でも皆さんのところは全く西原町の中でもこの徳佐田というところを外して周りが規制地域になっているんですよ。だから、

C地点という会社があるところでも基準の70デシベルを優に超えて85デシベルまでであるというし、皆さんのところも60から65デシベルあるということですから、やっぱりこの規制について地域指定といますか、これについては徳佐田を外してほかの西原町の部分がということについてはやっぱり規制を、地域指定をした昭和54年ごろのものですから、やっぱり地域指定をしっかりとかけていくということがこれは大事ではないかなと思うんですが、このことについては先ほども触れられていましたけれど、意見を聞きたいと思います。

○平良ヨシ子参考人 その経緯から、役場のほうに騒音をはかってもらいました。そのときに基準をオーバーしているからという考えを持って少しそれを頭に入れていると思いますので、その辺を進めていきたいと思います。

○西銘純恵委員 西原町役場は基準を超えているとは言われたんですか。

○平良ヨシ子参考人 それは、入っていると言っていました、係の人が。

○西銘純恵委員 そうですか。沖縄県の、皆さんの陳情に対する回答ですけれどもね、基準値内ですと書いてあるんです。

○平良ヨシ子参考人 それは、この間はかったときにですね、これはちょっとそれに値するなど、上のほうまではまだ持ってっていないんですが、来た担当の方はそのような発言をしていました。

○西銘純恵委員 いずれにしても、農業をなさっているし、住宅があるし、保育所とか、福祉施設とか、地域ですよ。やはり住んでいる住民の皆さんの生活をしっかり、先ほども心配されていたじん肺ですか、その後年度に出てくる病気ということも相当心配をされているとお聞きしましたので。もう一点についてあの産業廃棄物の処理施設の設置時点では住民の同意を得ていなかったんですけど、今度更新になりますよね、沖縄県は設置をするときに条例じゃないんですけど、住民同意を求めていく動きを、去年から、皆さんの問題が出てからですね、やってはいるんですよ。でも、更新についてはないんですよ。ですから、実際はそういう業者の皆さんとの、まだ住民の生活環境の都市化とか、住宅地化という問題で、この要綱の中に直接更新を抱えている皆さんのね、問題点を解決する方法としては住民同意をとというのが重要ではないかと思うんですが、これについての意見を伺いたいと思います。

○山口喜七郎補助者 これは先ほどお願いしましたように、結局規制区域にするしないはもう行政の問題だと僕は思っていますので。それはただお願いいたしますという以外にはないんじゃないかなと思っています。勿論先ほどお話がありましたように、西原町役場のほうにもやってありますし、県はとてもエネルギーギッシュに、衛生環境研究所の方々がですね、三、四名もいらっしゃって騒音また粉じんを一生懸命測定していただきました。それでその線に沿って、ぜひ行政的な面も取り組んでいただきたいなと思っていますけれど、それをどんな形でどこに言えばいいのかということは我々はちょっとわからないんですけれどもね。それで、県議会と知事のほうに、この機会にということをお願いしたんです。ちょうど更新期に入っていますので、ぜひ更新をとめていただきたいとお願いしたわけです

○西銘純恵委員 そういう指摘は必要だという認識。西原町には工業団地があるので、そういうところにでも移転をさせていくというところで、行政でやってもらいたいということをおっしゃったんですが、それを確認ということよろしいですか。

○平良ヨシ子参考人 あのそうですね、皆さんにもお願いしたいことは、基準に合っているからこれを認可しましょうということではなくて、周りの人のことも考えていただきたい。地域に住んでいる方の健康が一番と、皆さんいつもおっしゃっているから、それをぜひ上のほうまで届けていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほど、山口補助者の説明の中で、会社側と県のほうと一緒にしようかね、2回説明会があったということですが、これはいつの時点ですか。

○平良ヨシ子参考人 済みません。はっきりした日にちはちょっと今記録がないのですが、去年の秋ごろですかね、今、ちょっと資料は置いてきてしまったので。

○山口喜七郎補助者 そのときに、県の主催でしたので、こちらがお願いした手前ですね、県の意向で業者も来てもらうということでやったんですけれども、またこちらからですね、加害者と被害者が同席したんでは話ができないということで、会合の初めのほうで、業者の意向を集中的に出してもらって、聞き取ってもらった後、住民と県側との話し合いがあったんです。2回とも似たような形です。

○渡嘉敷喜代子委員 県の陳情処理方針の中で、やはり下回っているということが出ているんですよ。ですから、衛生環境研究所が出したのがいつの時点なのかということがよくわからないものですから、皆さんと県との話し合いがいつだったのかということを確認したいんですよ。

○山口喜七郎補助者 下回っているということは、我々は説明会のときに聞いてはいるんですよ。これは浦西団地からの要請で、あちらではかったデータなんです、大分前に。それでそのときの値が先ほどもちょっと話ししましたけれども、規定をオーバーしていないというものだったんです。しかし、その説明会にも浦西団地の方々が五、六名いらしていたんですよ。それは実態と合わないなってその方たちはブーブーしていましたけれども。

○渡嘉敷喜代子委員 もう一度確認しますけれども、業者側と県との話し合いが終わって後、皆さんは県との話し合いをしたってということですか。

○山口喜七郎補助者 そこにみんないるわけです。けどこちらからの要望で、業者がいたのでは話がしにくいと。そういうことで、けど県の意向もあるので、業者の言い分も聞きたいと。ですから、業者の言い分を初めのほうで集中的に出してもらって、そして引き取って後、そして住民、そこには3者ともいるわけです。

○渡嘉敷喜代子委員 3者が一堂に会して、業者側の意向を聞いて、その後業者を抜いて、県と皆さんとの話し合いをしたわけですね。その話し合いの中ではどういう話し合いがなされましたか。

○山口喜七郎補助者 このような説明です。我々の被害の実態を一生懸命県に訴えたわけです。

○渡嘉敷喜代子委員 西原町役場の人も、やっぱりこれは騒音も激しいなど。粉じんも大変というような認識ですよね。その後西原町としての動きというのは見られませんか。

○平良ヨシ子参考人 現在はただ、口頭だけのことであって、処理上の申請はしていません。ただ西原町にはすぐやる課というのがありまして、その方たちを呼んでそういうふうな話を1対1の話でこういうことになっていますので、いずれ私たちはこれを今有限会社浦西開発があるのは、浦添市の地番なんですよ。西原町徳佐田の地番ではありません。そういうのもありますので、自分たちが両方にまた、浦西団地側のほうも困っている方もたくさんいらっしゃいます、浦西団地のほう。ただ陳情できない事情があるような気がしまして、それで私たちはまたそれを撤去してもらいたいという要請をするつもりでいます。

○渡嘉敷喜代子委員 この工場がある場所が浦添市の地番であると。それで皆さんは西原町ですね。そういうことで西原町役場のすぐやる課が動けないという状況があるというような認識ですか。それでもう一つお尋ねしたいのは、沖縄自動車道を隔てて西原町側の団地がありますよね。そちらのほうの騒音についてというのは皆さん把握していらっしゃいますか。むしろ皆さんの畑を隔ててのA地域の住民地域よりも浦西団地のほうが工場には近いわけですね。そのあたりからの苦情とかというのは出ているのか、また騒音問題とはどうなっているのか、県がどれくらい把握しているのかですね。そのあたり皆さん。

○山口喜七郎補助者 先ほどの会合にですね、浦西団地の方々も五、六名いらしています。そして先ほど話ししましたとおり、いつの時点の測定かわかりませんが、騒音もほこりも規定値以下だというあれが西原町のこの団地のほうにいつているわけですね。それで団地の方々もちょっと納得いかないということで、先ほど1件ありましたけれども、結局2階で測定したら75デシベル出ていると。だから沖縄自動車道の土手の効果とか、そういったものもあるんじゃないかということで、もっと精密に測定すべきじゃないかなということが出ています。それと先ほどの西原町の役所のほうですけども、担当者のほうは進めているみたいです。どの数値でいこうかということで、今検討しているという話だったです。

○渡嘉敷喜代子委員 皆さんは業者と県との3者で話し合ってから、県のほうへ

陳情したんですか、その前ですか。そして県の対応はどのような対応でしたか。

○山口喜七郎補助者 時系列といたしましては、あちらの更新の時期が来たものですから、この機にやらないとだめだということで、我々は県知事と県議会のほうにお願いしたわけです。それに対応して県のほうから説明に先ほどいいましたように、2回、あったわけです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今も質疑があったんですけれども、この地図で、皆さんはこの地域の方で、ここが浦西団地側ということで、こちらが北側ですか。ということは、浦西団地側には粉じん被害はそれほどないということですかね、皆さんのところと比べて。

○山口喜七郎補助者 西日本高速道路株式会社も一生懸命工夫をして、周辺両サイドグリーンをととても大きくつくってあるわけですよ。それと、有限会社浦西開発のところは土地が下がっているんです、盆地みたいになっているんですね。言っていないということはないと思うんですけれども、そういった地形とか地理上の問題はあります。ですから先ほど言ったように1階と2階とでは、騒音の大きさが全然違うといったようにですね。

○奥平一夫委員 それからですね、創業が1983年ですね、20数年経過していらっしゃるということですか。

○山口喜七郎補助者 済みません、これは計算違いです。これは5年前です。5年経過して、9月に更新に入っているんですよ。

○奥平一夫委員 それでいわゆる5年前ですから、その当時安座間補助者は農業というか農作業されていたということなんですけれども。実際規模も拡大、面積も拡大しているということもありますし、そうすると処理量もかなりふえているということになりますよね。これは皆さんには確認できない、事業者を確認しないといけないんですけれども。そうすると粉じんの量もかなりふえているということになるんですけど、お聞きしたいのは一番最初の2003年のごろと5年後の現在と、例えばさとうきびもあるし、野菜もやっっていらっしゃるか

ら、この粉じんが葉っぱとか作物に付着したり、畑に落下したりということがありますよね。この辺顕著な違いが見られますか。

○安座間俊子補助者 葉っぱとかそういうのは余り気にしていないんですけども、畑をされていて目とかにほこりを感じたり、排気ガスで息苦しくなって、これでお仕事ができないということで、風の強い日は畑をやめて、うちに帰るということがあります。

○奥平一夫委員 今処理場周辺に、こちらは東側になるんですか、ネット張ってあるんですね。どういう理由でネットを張ってあるかも少し、これは事業者にお聞きします。それとですね、この被害の状況なんですけれども、実際に皆さんの説明の中ではですね、多くの皆さんが眼科に通っていて、それから呼吸器内科にも通っている方がいるということなんですけど、実際、何名くらいいらっしゃるんですか。

○山口喜七郎補助者 部落そのものが字が小さいものですから、人数そのものは大したことないんですけども、お年寄りなどがもう目やにですね、お年寄りはほとんど眼科に行っているんですよ。右側、ごらんとおりこの道に沿って数えるくらいしかお家がないわけですよ。そんな中で、七、八名というか、10名というか、また、若い人もやっぱり一生懸命目薬を使っているほこりのあれは確かじゃないかなと思っています。

○奥平一夫委員 西原町役場のほうで、先ほどの発言もありましたように、西原町役場のほうで測定をしたら基準値を超えているという発言があったというのはいつごろの話ですか。

○平良ヨシ子参考人 これは去年の12月ごろじゃないかと思います。

○山口喜七郎補助者 騒音測定は、衛生環境研究所のほうも一緒にずっと年末からちょこちょこやられて、また1日張りついてやったりですね、やっています。ただ役所の持ち道具が騒音計しかなくて、1日の記録がとれないわけですね。それで衛生環境研究所にお願いして、衛生環境研究所のほうからこのプリンターのほうもお借りして衛生環境研究所のほうも一緒に、これは先月あたりだと思っております。住宅地A、B、Cの地点を連続的な記録をとっております。

○奥平一夫委員　ということは、これは県のほうも一緒になって測定したということ間違いはないですか。

○山口喜七郎補助者　行政の分担からしてどうなっているのかわかりませんが、騒音に関しては役所らしいですね。県は余りタッチしないと、指導はするけれどもという話だったですね。だけどさっき言ったみたいに、プリンターがないんですね、役所には。それで連続記録をとるためには衛生環境研究所のほうから来てもらって、衛生環境研究所のほうの道具を使って衛生環境研究所の人が一緒にやっていたんですよね、そのように私は理解しております。

○奥平一夫委員　騒音は県じゃないというのはだれがおっしゃっていたんですか。

○山口喜七郎補助者　そんな感じですよ。飛行場とかはどんなかわかりませんが。あれでも嘉手納町がやっているんじゃないですか。県ではないと思いますけれども、何か仕事を分担しているように僕は受け取りましたけどね。

○奥平一夫委員　それと振動についてお伺いしたいんですけれども、この振動によって例えば住宅に影響があったとか被害があったとかっていうのはありませんか。畑の畝が壊れたとか、振動によって、そういうことはありませんか。

○山口喜七郎補助者　ただ、むしろこの関係の話は浦西団地の方から聞いているんですよね。浦西団地の方々から、陥没しているとかそういう話がありました。距離的にもあちらが一番近いわけですよ。

○奥平一夫委員　皆さん西原町に住んでいらっしゃるわけですから、西原町としてはどういうアドバイス、どう解決したいと、どういう意向なのかその辺はお聞きになっていきますか。

○平良ヨシ子参考人　そこまではまだ話ししていないですけれども、いずれそう設定しなくちゃいけないなという感じで、実は参考人招致に呼ばれているので、このデータが欲しいということで役場に行っただけです。行ったら、こっちにはないから衛生環境研究所のほうで録音したものだからというので、騒音をどう思うかと聞いたら、そのような話をしていましたので、いずれ私たちがそのように働きかけていきたいと思っていますところです。

○奥平一夫委員 その皆さんが陳情書、平成20年9月26日に県に上げていますね。その前と、皆さんが県や県議会に陳情書を要請したときの事業所の対応と
いうか、あるいは騒音にしても、振動にしても違いは感じますか。

○山口喜七郎補助者 あれは2年前のものなんですよ。あちら側に先ほどの
写真の様に防音のカーテンですかね、あれが水タンクを大きくして散水量をふ
やしていることは確かです。これはそのことがあってからですよ。年末から年
明けですね。それ以前よりは、社長さんじきじき説明会のときに話ししていま
した。道路側にだけ、厚カーテンやっているんですよ。西原側には下げてな
いんです。

○奥平一夫委員 その後、じゃあ防護策というか、防止策というか、それをや
った後の皆さんはどうですか。被害は相当和らいだって感じていますか、最後
に。

○山口喜七郎補助者 先ほども言いましたように、西原町側は全く防じん対策
はされていないです。あれ、道に向けて、また団地に向けてまた、下げてある
んです。あちら西側ですね。こちら側は全く手がつけられていないです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 皆さんの陳情では被害を訴えている地域住民の実態調査をして
ほしいと被害を訴えているというのは当然西原町の皆さんだと思うんですけれ
ども、県と浦添市が騒音調査とか、粉じん調査とかしたと。そのデータが出て
いると。この調査というのは皆さんの地域はされていないということで認識し
ていいんですか。

○山口喜七郎補助者 先ほどお話ししましたように、あれは前のものなんですよ。
団地から役所に話がいった、それで役所が対応してやったあれで、そのデ
ータは大分前のものなんです。今回のものではないです。

○上原章委員 ですから、これは団地という、浦西団地の皆さんの要望で、
その調査は浦西団地の皆さんのところの、そして当然皆さんの西原町のところ

も調査されてはいるわけです。

○山口喜七郎補助者 浦西団地から浦添市役所に要望しているわけですから、西原町のところは触ってないです。

○上原章委員 そこですよ問題。皆さんとしては自分たちの地域もしっかり調査をしてほしいということで、認識をしてよいですか。

○山口喜七郎参考者 そういうことで、先ほどから話ししておりますように騒音そのものは市町村の仕事みたいなんです。ですから浦西団地が浦添市役所に行ったので、浦添市役所がその地域を調査したわけで、西原町側はされていないんです。

○上原章委員 そこだと思っんですよね、問題はね。それをしっかり皆さんとしては県にまた西原町とタイアップしてやってほしいということで、我々は認識していいんですね。

○山口喜七郎補助者 調査そのものは年末から現在も続いています。調査するものはされているんですよ。しかしデータから、先ほど話ししましたように、もう規制値を超えているわけですね。ただ、問題は規制地域から外されているということで、法律が及ばないわけですね、現在の法律が。だからそれで早く役所は対応していただきたいということなんです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 皆さんからお受けした説明資料なんですけれども、1の騒音の数値というのは独自で調査したのですか。

○山口喜七郎補助者 私、持っていますので、役所とか県の人たちと、あちらはあちらの道具を使ってですよ、私は私の道具を使って、見比べながらですね。まあ、そんな線だなということで、私の確認のために出しているわけです。この数値は私が読み取ったものです。

○佐喜真淳委員 確認なんですけれどもね、県は2回行って基準値以下だとい

う結論を陳情処理方針に出しているんです。この騒音のものはA、B、C地点とあるんですけれども、独自でやったの。今言った県も含めて一緒にやった数値なの。今提出されている説明の資料の数字というのは独自のものということですよ。

○山口喜七郎補助者 今言われているデータというのは今回のものなんですか。今問題ありませんというデータは今回のものなんです。

○佐喜真淳委員 今言った、A、B、C地点に関しては、県と独自にやって提出されている数値というのは県も把握している数値なのか、独自のものか。

○山口喜七郎補助者 それはもう、責任の問題もありますので、あちらのデータは我々は使えないですよ。まだ公開されていないし、また振動に関しても。だから振動はあくまでも、法規にのっとっていたものを、法律で制限された数値を出しているわけで。私はまた、その騒音計を持っていますので、県の人たちと一緒に県のほうも立ち会ってくれということですので、一緒にやっていて、数値そのものはこれは私の器具を読んだものです。ですから衛生環境研究所、県のもの具体的な数字がどうなっているかが、今の段階では公開されていないと思います。今、担当の方に聞いても整理中だということなんです。

○佐喜真淳委員 先ほどまた西原町役場の方々が基準値よりも高いという数値を。これは公式な数値として皆さんにお伝えしたのか。

○平良ヨシ子参考人 今その段階ではないと思います。ただ、本人がその個人的といいますか、基準値はもういっていると思うから、それも考えないといけないねということだったんです。

○佐喜真淳委員 本人というのはその、西原町役場の担当の方が調査した結果として中間かどうかちょっとわからない基準値を超しているということで、皆様方にその御説明したということで御理解していいですか。

○平良ヨシ子参考人 みんなが集まっている場所ではないんです。ただこの参考人招致のことで、役場に話に行ったんです。行きましたら、騒音のデータがあったらちょっと貸してもらえませんかと言ったら、それは自分たちのデータとしてはいまのところ、県のほうにしかないということだったんですよ。

けど、自分が体感した感じでおっしゃたのかそれはちょっとわかりませんが、そう見ると、そこはもう地域に入れてもいいなみたいなことを口頭で、窓口のほうでそういう話をしました。

○佐喜真淳委員 最後になりますけれど、西原町役場の方が調査して数値は基準値以上だったということをお話ししたということで、西原町役場の皆さんというのは数値をもとに何らかの形で今後その対応するってということもお話しされたのかどうか。この数値というものは、今後発表する予定であるのかどうかということも含めてですけれども。

○平良ヨシ子参考人 数値のことはまだ本人たちもちゃんと把握していないと思います。それでですね、これは本人の体感かもしれません。それで、その粉じんのことに関して、私さっきやっていないと言いましたけれども、この有限会社浦西開発があるのは浦添市の住所だから、浦添市役所でもちゃんと提携してやってくださいということは常々申し上げておりました。それで、役場の職員が事業所に行って指導したりはしていたと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今質疑を聞かせていただいているんですけれども、皆さん方が現実に被害を受けているのは事実だろうと思うんですよ。だからこれが、会社に対して改善命令をするのも私は当然だと思っていますし、それを移転しろというまでの根拠に達するかどうか、ここが問題だと思うんですよね。現実に起きていることは事実ですけれども、この数字やデータ、これは皆さん方が出してくる数値でしか私たちは判断できませんので。これから現場も見てみたいと思っておりますし、さらには県の衛生環境研究所あたりから出てきているデータと山口補助者が独自でやったデータとは随分違いもあるでしょうし、そういう中で判断をしていけないといけませんから、非常にちょっとこれは難しい判断になるわけですよ。ただ、基本的にはですね、あの生活圏が西原町にあるんですよ。だから西原町役場が、基本的には皆さんが被害を受けているんですから、実態をきちんと調査して、議論に耐えられるだけの数値もきちんと完備して、僕は皆さん方の救済に向けての話し合いをまず県側とすべきだろうと思うんですよね。ここの部分が抜けていて、浦添市の浦西であつたいわゆる役所に、浦添市に調査依頼をしたら浦添市が対応してくれているわけですよ、い

ろんな意味で。皆さんも西原町に対応を要請したら、いろんなものいわゆる調査している最中だということですので。ただ、現実問題として平成20年11月で更新手続期限がきますし、今、県の話を見ると、更新手続に向けての今いわゆる精査をしているところだと、現実に新しく更新をするかどうか。更新をするかどうかについても、客観的にきちっとしたデータがそろっていないと、県側も要するに更新に向けての手続を独自の判断でせざるを得なくなるわけですよ。だからこの根拠がですね、実態A、B、C地域のこの今これを見ますと、農作物の被害があるかという、ただこれだけの被害が出ているとすると、農作物にも被害が出ているはずなんですよ、きっと。で、この辺の裏づけをきちっとつくってあげてこられた方が私たちもとてもわかりやすいんじゃないかなと思うんですよ。ただ、現実に被害が出ているということだけは間違いないんだと思うんですよ。これがどれだけのものなのかということが、私どもとしてはなかなか読み取れない。皆さんがつくってしてくれたデータではですね。ですから、この部分の資料の作成というのかな、皆さん方がやる義務があるのか、西原町がやるべきなのかといったら、私は一義的には西原町がやる義務があると思っていますよ。皆さん方は被害を受けているほうですから、皆さん方が独自にやる、この戸数見てもこんな大きな部落じゃないですよ。大きな部落じゃないし、これだけものを積み上げてくるのも、私は大変だっただろうと思いますよ。こういった陳情書をつくってですね、積み上げてくるまでも皆さん方の努力は大変だったと思いますけれども、ここの部分を西原町側としっかり話しされてみる必要があるんじゃないかなというのを今の議論の中で私はそう思うわけですよ。これについてちょっとコメントできますか。

○山口喜七郎補助者 我々が説明を受けていますのは、年末から今日まで測定しているデータはまだ整理されていないと聞いています。それであの、何ともありませんという浦添市側のデータというのはずっと前のものだと僕は思っているんですよ。だから今回もデータはまだ整理されていないと聞いておりますので、これは出た時点でしか僕は判断できないと思っています。それと先ほど話ししましたように、住民側がより正確なデータを出せと言うことなんですけれども、我々の力でどこまで説得あるデータを準備しないといけないのかというあれはですね、僕はどうかと思っています。ですから、やっぱり行政が動いてくれてそれなりの期間で調べていただかないと我々住民がそこまで基準の高いデータを測定するっていうことは僕はどうかと思います。

○翁長政俊委員 私が言っているのは何も皆さん方にやれとは言っていないで

すよ。基本的に行政がやる問題なんですよ。だから皆さん方が住んでいる西原町がですね、町民の皆さんがこれだけ苦しめられている、現実には被害を受けているんですから、具体的なものをもう少し積極的に西原町側もかかわってよいのではないのかなということをおは指摘をしているんですよ。だから皆さんがこれだけのものをつくってきて、陳情する努力は大変だったということをおは認めているんですよ。何もこれを否定しているわけじゃないんです。大変だっただろうなと思うんです。だから皆さん方がこれだけ大変な思いをしてやってくるんですから、西原町側がもう少し積極的に皆様方とかかわって、バックアップというのか数値やそういったものも含めてですね、お手伝いをして現実には被害を受けているのは皆様方なんですから、西原町の町民がですね、安心して暮らせるような環境をつくっていくという努力を西原町もやるべきだし、県もやるべきだと思っているんですよ。ですから、県は今これは去年の9月26日の陳情処理方針しか出ておりませんから、今新しいデータをつくっているということですから。これは新しいデータはですね、今県議会の質疑をするときに、県のほうに新しいデータの提出を要求したいと思っています。その中で判断はさせていただきたいと思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 以上で、平良ヨシ子参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき、こころから感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分に生かしていきたいと思っております。

平良ヨシ子参考人、補助者の山口喜七郎さん、安座間俊子さん、本日は本当にありがとうございました。

以上で、参考人等からの説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、沖縄県子どもの未来をつくる親の会連絡会副会長新垣道代氏より説明を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後参考人から申し出のあった補助者の出席について協議した結果、補助者の出席を認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明に関しましては、休憩中に御協議いたしましたとおり、取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人等からの説明を受ける前に、委員会の審査の進め方について御説明いたします。

まず、参考人等から御説明いただいた後、委員から参考人等に対して質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときはあらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに、新垣道代参考人から平成20年発達障害及び発達障害の疑いの子供とその家族のための支援体制の整備について簡潔に御説明をお願いいたします。

新垣道代参考人。

○**新垣道代参考人** よろしくお願ひします。沖縄県子どもの未来をつくる親の連絡会の新垣道代と申します。今回陳情を出して、ぜひ皆さんにお願いしたいのが、私たち発達障害児を抱える親の苦しみというのは、見えづらい部分がありまして、なぜこんなに子育てがしづらいんだろうと考えたときに、沖縄県の次世代育成支援行動計画、その中にですね、私たちのような支援を必要とする子供たちのことが載っていないということに気づきました。もとを正せばそこからじゃないかと物すごく思っています。乳幼児期の子供、それから学齡児、年齢が上がるにつれて、2次障害、3次障害といったねじれを伴い、ますます社会に対して不適應が生じます。それをいち早く支援するには早期発見、早期支援というのが大切になってきます。その早期発見、早期支援というのが沖縄ではどういう現状になっているのか、私たちは親の会を通じて学習してまいりました。主に隣にいらっしゃる土岐篤史先生を頼りにいろんな文献をひもときながらやっていったところ、相当三、四十年近いおくれがあるということがわかりました。ですから、そのおくれを知らずして、私たち親というのは子育てをしています。私たちが今から訴えることは、発達障害児を問わず、すべてのお母さんたちにつながる次世代育成だと思っています。ですからすべての子供の育ちを保証する意味でも、これはとても重要なことだと思いますので、重ねてよろしくお願ひしますということで、きょうは委員の皆様どうぞよろしくお願ひします。以上です。

○**赤嶺昇委員長** 補助者から説明はありますか。
土岐補助者。

○**土岐篤史補助者** 補足説明をさせていただきます。沖縄県立南部医療センター・子ども医療センターこころの診療科の土岐篤史と申します。パワーポイントと、お手元に資料配付させていただきますので、参考にされながら御説明をお聞きください。発達障害及びその疑いの子供たちとその家族に対しての支援体制の整備に関する陳情の説明をいたします。発達障害とは何かということに関しては、法律が2005年12月にできております。いろんな発達障害の病名が上がっておりますが、いわゆる通常低年齢幼児期において発現されるものということになります。子供たちの約6%に存在するのではないかとされています。もっと率が高いという説もあります。グレーゾーンも含めると、出生数の約10%を支援対象にしていこうというのが、もう既に先進地では取り組まれている

のが現状ということになります。沖縄県では1万6000人出生ということでありますので、各学年1600人というかなり大きな規模になりますね。発達障害の子供たちに必要な支援とは、5つのことを挙げていきました。できるだけ早期に見つけて、できるだけ早期に支援して、できるだけ早いうちに診断を受けるということになります。病気や障害と違いまして、発達障害の場合は非常にわかりにくいということと、いわゆる病院で治療するわけではなくて、地域社会で、地域の生活の中で育つことが保障されるといういう意味で、支援と診断の順番が逆になるというところがみそになります。学童期に至っては、その特別支援教育、そして幼児期、学童期、そして青年期、成人期に至るライフステージに沿った専門性のある支援を手つなぎでしっかり連携していくことが大事かなということが言われております。だから早期支援の幼児群が、だから幼児期から支援された子たちが、学童期から支援された子たちよりもいろんな意味で、良好な経過をたどっているということは、既にこの二、三年でかなり報告が積み重なってきております。親御さんのニーズにおいても、その早期発見を指示しているということが出ています。育ちにくい、育てにくい子供さんが社会において不利を受けることによって発生する、2次障害や3次障害を予防していくということになりますし、特に最近の子供虐待の予防、子供虐待が発達障害のことがすごく関係しているということも、よく言われるようになったことだと思えます。

続きまして、沖縄県の現状についてです。まず早期発見という1番に関してですけれども、平成19年のいわゆる1歳半と3歳児検診における言語精神発達フォローというのはその指標としては物すごく大切なものと言われております。いわゆる先進地と比較しましても、物すごく差があるということが一目瞭然だと思えます。いわゆる精神発達フォロー率が3%台、4%台というのは昭和40年代の数字です。だからいわゆるその二、三十年おくられているというのは根拠のない話であって、早期発見においてはもうはっきり数値として出てくるということになります。もちろんその30%すべてが発達障害ということではなくて、心配があるんだったらまず支援をしていこう、支援をしていった中で、診断に至らない子供たちもたくさんいるよねというのが最近の支援の流れだと思います。こころの診療科では、入り口に当たる障害の有無を問わない親子教室、丁寧に観察をしていく親子教室の開催を呼びかけたところ、それも2006年までは41市町村ゼロ個だったんですけれども、13市町村がニーズにこたえていわゆる乳幼児検診マニュアルを作成し、研修を2回行うことになりました。現物持ってきていますけれども、こういうのを作成して、120名に関して受講しました。市町村格差が出てくるということが懸念されるということです。早期支援に関し

てです。いわゆる発達支援、家族支援の場が圧倒的に少ないということが大きな問題になっています。先ほども出てきましたけど、障害の有無を問わない観察の場である親子教室がないというのは非常に大きな問題で、これは平成3年に厚生労働省通知の乳幼児健全発達支援相談事業で全国に広がった事業です。親子教室自体は昭和40年代から、大体大都市部を中心に存在してきましたんですけれども、全国に普及しようという国がはっきり力を入れたのが、いわゆる20年前の事業だったんですけれども。これにもかかわらず、沖縄県は41市町村ゼロ個だったんです、開催は。つまり親子教室、いわゆる早期支援ということの理解がほとんどされなかったんじゃないかなと思います。これが最大の問題点かなと思って研修をやっていたというのがこころの診療科の仕事の大きな一つになりました。

その次です。早期支援に関してですけれども、この3年間に3市町村で障害の子供たちが通える親子通園がなくなってしまいました。通わなくなったからというのが表立った理由なんですけれども、よくよく詳細を見てみるとやっぱり敷居の高さがすごく問題になっていたんですね。いわゆるその障害の理解を促進したり、あるいは障害を持ってでも親子が安心して通える通園というのはやっぱり療育に関する、あるいは障害に関する専門性を持っていないといけませんけれども、これが非常になかったということで、ニーズはあったんだけれども、そこに結びつくことができなかったという状況をあらわしていると思います。いわゆる幼児期対象の親子通園児童デイサービスも12市町村あるのみで、そのどれもが孤立をしている状況で連携が十分とれていません。といったことで、いわゆる早期発見、早期支援のことというのが、学童期以降にその継続されていない状況がたくさんあります。つまり、市町村においてこれをシステム化して行って、専門性のスタッフを確保して行って、特別な訓練や特別な療法ではなくて、丁寧な子育てである療育をきっちりしていく、あるいは人件費さえ足らないような極端な予算の低さも解消する。あるいは、その設置している行政自体が理解をしていくということ積み上げていかないと、これは一、二年ではできませんが。積み上がっていかないと早期支援というのはできてはつぶし、できてはつぶしの繰り返しになってしまうと思います。那覇市療育センターでは、例えばですけれども、これは多数の待機待ち60名定員のところ100名を超している。明らかにその市の規模から考えると通園の規模というのは非常に小さいわけなんですけれども、なかなかその規模拡大などの適切な改善策がないままですね、療育の質が低下して行って、また療育から親御さんが離れていくことが懸念されている状況です。もう一つ、特別支援教育、いわゆる学童期においてですね、文部科学省が出してきた、いわゆる従来の障害には該

当しない発達障害を含めた子供たちの支援をしていく、その特別支援教育の流れですけれども。まずこの実態把握の対象が全国6.3%という数字が出ていますが、沖縄県では3.4%と大変低い数字が出ています。これは恐らく早期発見されていないからということと、いわゆる親御さんが求める数がとても少なく、まだ求められる状況ではなくて非常に低い数字が出ているんじゃないかなと思います。それに呼応するように、指導計画の策定率も非常におくれているということです。さらにその計画ができたとしても、その早期支援がないまま特別支援教育を行っていくということであって、大切なその幼児期の課題を乗り越えるということの、教育の部分が計画から抜け落ちるといふ深刻な問題が出ています。もう一つ特別支援教育を進めるために、特別支援学級、あるいは特別支援学級を担当できる特殊のその障害児教育に専門性を持った教師の確保ということが大事になってくるんですけれども、沖縄県においては知的障害学級の数は全国平均ですが、情緒障害学級の設置は極端に少ないということがわかりました。これは昭和33年くらいに教育庁から通知が出ているんですけれども、5名対象者がいないと設置されないという通知があって、重い情緒障害の子が1人いても5名いないとできないよといういことで、市町村が上げても県から却下されるということが頻繁に起こっています。全国の流れからいうと、その複数対象者がいる場合は速やかに設置するということが常識化していますので、この通知を改正するとともに、沖縄県においても、その情緒障害、いわゆる発達障害の子供がほとんどになってくると思うんですけれども、こういった支援を学校できちんとやるという形をまずつくっていく必要があるかなと思います。

4番目、学童期以降の2次障害、3次障害です。書いてあるようなことがたくさんあります。いわゆるこころの診療科で診療をやっている場合は発達のおくれだけで来る子はとても少なく、既に2次障害、3次障害を発症した子供たちが多く受診しています。その診断がついても実際の地域の支援体制が不足していますので、いろいろ学校の問題も頻繁に出てきていますし、特に重度で入院が必要な子供たちはすべて成人の病院に入院しないといけないという特殊な状況も生まれています。すべての子供たちのために緊急に取り組むべき課題というのは、現場に行っても非常に困られている子供さんや親御さんの姿を学ぶと一目瞭然だと思えるんですけれども、こうした現状や声をなかなか行政に届けにくい状況にもあります。こころの診療科の休止に至った理由です。県民の受診ニーズは高く、平成19年10月には200名を超えた時点で診療が半年待ちの状況になってきました。11月から診療の質ということを考えて、受け付けを停止した状況になっています。職員増はできないとの県の方針がありまして、常勤

のスタッフが確保できない。基本的に常勤は私のみだったので、外来には看護師もつかないという異常な状況で、ずっと診療が続いていました。だから病院のニーズになっていかないわけです。こういう状況が1年半、当病院のほうでも、緊急課題ではないというはっきりした答えが出ていたようなので、なかなかこれは見通しが持てないということでした。地域の発達支援を、そのころの診療科で単独で行ってきたんですけれども、これが全く県の事業として認められることができなかつたんですね。県に療育等支援事業などさまざまな事業がありますが、それがそのころの診療科で受け持つことができなかつた。これは医療と福祉の縦割りの関係がすごく影響していたと思います。厚生労働省から子供のころの拠点病院構想ができて、今年度で9都道府県でモデル事業が始まっています。全国から開始されるのは恐らく3年後と言われている中、構想も展望もなかなか出てこないということです。特に早期診断、3歳児以下での早期診断というのが今非常に重要になっているんですけれども、これは早期支援の場がないので、これを早期診断できる人材が育ちません。だからこれを何とかしていかないといけない。そのほか身体疾患障害の子供虐待対策、重症医療の治療など、課題は山積みとして残っているかなと思います。もう一つは、発達障害者支援の法律の中で発達障害者支援センターを設立するということが大きな柱となっていますが、これは非常にうまくいっていない状況です。まず、事業委託ありきということでおりにきてきているんですけれども、これが本当にふさわしいのかという議論がどこでされたのかなという疑問があります。実際委託して委員会では委託に足りる事業はないという結論を出したんですけれども、1年で発達障害者支援センター長が変わり、2年で事業委託返上になっております。こういった支援体制整備計画、運営会議重要評価がないまま、2年間過ぎてしまったということにおいてですね、公的なセンターの役割って、本当に果たして担えていたのかという疑問があります。そうした振り返りもないままに、再度に事業委託で来ているということ自体が非常に僕のみならず多くの親御さんが疑問に抱いているところです。無料相談が支援の柱になってきますが、僻地離島は巡回支援をしていないと、実際無料にならないので、こういったことも発達障害者支援センターの中に盛り込むべきですが、そういう交通費等が全く盛り込まれていない状況です。平成19年11月にその発達障害者支援センターフォーラムで参加者約630名が集まって開催したんですけれども、その総括も十分行われていない状況なので、いわゆる何かしたけれど、それをつなげていくということもね、しっかり考えていかないと、難しいのではないかなと思います。いわゆる今回の陳情に関してです。1番、その障害者基本計画次世代育成計画なんですけれども、発達障害を持つ子供たちも当然子供たちです。な

ので、その基本理念ですけれども、子育ての意義について理解を深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるようにということに基づいてですね、発達障害を持つ親御さんの意見やニーズをしっかりと反映させた計画内容を次こそは盛り込んでほしい。発達障害の発の字もなかったわけですけれども、その計画内容をしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。障害者基本計画なんですけれども、いわゆるその目となり耳となり、地域の現状をしっかりと見据えるというのは県が事業を行って、事業委託をして、障害児等療育支援事業なんですけれども、これに関しては件数のみしか報告されていないです。他都道府県並みに、年間事業報告書をちゃんと出してほしい、実地内容を総括してしっかりと住民に広報をしていただきたいということと、やはり発達障害者支援センターを現時点では法人の事業委託はやっぱりなじまないと思います。県が直営で公的責任を果たすことをぜひともお願いしたいところです。いわゆる障害児医療、障害児通園、保育、教育、障害児福祉のあり方を抜本的に見直さないとこの20年、30年のおくれは回復しないわけなので、どの地域においても必要な支援が受けられることを保証するという観点から、整備計画を立案していただきたいという考え方です。関連法の中に発達障害者支援法を含めて、発達障害児者の障害者基本計画に盛り込んでいただきたいということと、いわゆるその推進協議会の中に、発達障害者及び保護者の団体も加えていただきたいという希望があります。2番です。これは僕の口からというより親御さんのニーズをそのまま書いたんですけれども、政策医療として、いわゆる子供のこころの診療というのは必ずそのマイナスになります。だから、民間が担えないものなんですね。政策医療として赤字になっていても、公的責任で行ってほしいということと、整備計画を次年度中には少なくとも示していただきたいと。同様に具体的事業計画も次年度中に示していただきたい。提案ですけれども、南部医療センター・子ども医療センター内に発達支援チームを創設して、まずその専門家を配属しながら、県機関と連携した定期的な会議及び定期的な支援を、実際はまずパイロットでもよいのでやっていただきたいということがあります。3番、発達障害者支援体制整備計画を早期に作成実地してほしいということは、現在取りかかっているという話も伝え聞いていますが、整備計画に関してはですね、当事者、保護者、支援者の声が広く反映される会議を必ず開催してほしいということですね。一部の委員だけの整備計画では、これは無理だと思います。計画作成の会議は、議事録会議など公開を原則として行っていただきたいと思いません。おくれのとっても大きな本県の発達障害者支援体制整備に関して、本県の現状を理解して、かつ、先進地においてですね、整備計画に実際に携わった実績のある専門家を招聘して行ってスーパーバイズをしてもらいたいという希望

があります。地域における早期療育の拠点である、障害児通園が3つも消滅したということを反省して、その視点から公的通園施設が充実するよう整備計画を進めていただきたいと。単におくれているだけじゃなくて、マイナス要因もたくさんあるということです。5番、発達障害児者支援における支援状況と目標の数値化を行い、その達成度を判定、評価するシステムを構築していただきたと思います。4番、沖縄県障害児療育等支援事業における地域療育支援の充実を図り、市町村に早期発見療育発達支援システムを構築していただきたい。障害児及び障害が疑われる児童、家族、育児支援に専門的な療育支援に行われる体制を築いていってほしいということで、まず療育等支援事業、先ほど出てきました県の目となり、耳となる事業ですけれども、地域の実状に応じた事業展開ができるよう、県の具体的な達成項目を含む指導計画による運営をしていただきたい。事業の、言葉は悪いですが、丸投げになってほしくないということです。2番、児童相談所保健所などの県の子供にかかわる機関が、発達支援をやっていくということを計画の中に明確に位置づけてほしい。3番、地域における早期療育の拠点である検診親子教室、療育グループ、障害児親子通園、これは通う頻度と、親御さんの需要の頻度で変わってきます。親子教室は月に1度、療育グループは週に1回、親子通園は毎日通園が基本になってくるんですけれども、そういう専門家による発達支援チームによつての支援を計画的に位置づけていただきたと思います。4番、報告書による年間の事業報告を行い、県による総括を行っていただきたと思います。最後ですね、発達障害児者支援を適切に行うために医療、保険、保育、教育、労働などさまざまな諸関係機関の連携を図っていただきたいのは、県全体の会議にとどまらず、圏域におきまして担当者レベルでの支援会議を定期的を開催していただきたと思います。2番、連携にする専門性構築のために一定期間先進地に人材を交換で派遣してですね、研修レベルアップを図っていただきたいと思っています。以上です。

○赤嶺昇委員長 参考人の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑、答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 大変お疲れさまです。発達障害とその疑いがある子供と表現

されているんですけれども、まさに三、四十年ほど取り組みがおくれているのではないかという指摘ですね、私自身は、この法の制定を前後して全国で6%ぐらいの子がいるのではないかということをもそのまま受けてきたんですけれども。ただ、やはりいろんな教育の場でもおこなっているということを感じていまして、この間、一般質問の中では、情緒障害の教室の中に、クラスとして、ちゃんと1人の子供がいれば、障害のクラスとして実施するよという提案をしましてですね、県の教育庁は、沖縄県は5人以上でないとクラスはできないという通知を出しているけれども、でもこれは弾力的に運用していきますよということで、私は具体的には浦添市内のある学校で、この教室を開設してほしいという声を受けて、実際地元の教育長にも会ってきたんですけれども。沖縄県が小学校の段階から、この情緒障害というクラス、知的障害のクラスは各学校にみんなずっとありますけれども、情緒の中に発達障害の皆さんが、医師が情緒学級でということですね、診断書を書いているケースなんです。ですから情緒学級を1人でもつくってほしいというのはですね、国のクラス基準からしても当然ではないかということで、そのような教育の中では少し前進できるような形になったと思っていますのですが、きょうはこの説明を受けまして早期診断、この1歳6カ月検診、一番早くてですね、この中でどう診断をし、3歳検診ですか、この乳幼児の時期というのが、本当に大事なんだなというのを感じました。端的にお尋ねしたいんですけれども、今、まず先に何よりもいろんな要望たくさん受けまして、県として何よりもやっていかななくてはならないというものについて、端的にお答えがいただけるのかなと思うんですが、どういう取り組みからやればよいというお考えなのか。

○新垣美果補助者 後で補足をいただくということで。本当に要望がたくさんありまして、もう、私たちも調べれば調べるほど、どんどん深みにはまっています。私たち本当に子供を育てきれえるのかなと涙が出てくるんです。やはり一番気になるのは、乳幼児検診が全く機能していないんじゃないかと思えます。ここが根っこじゃないかなと思うんですね、診断を。私のアパートにもたくさんお友だちが来るんですけれども、診断を受けたけど、新垣さん、何していいかわからんさというお母さんが、駆け込み寺なんです。でもこの相談を受けるのは私の仕事なんだろうかと、時々ふと思います。これはやはり公的な立場からの支援でありまして、早目にやっぱり受診、早期発見につながるということは子供たちが支援を受けられるというチャンスにもつながりますし。でも診断がついたところで、親子教室のようなそのフォローするような場所がなければ、ただ親の不安をあおるだけなんです。今すべてにおいて、医療、保

健、福祉、教育、労働すべてこのつまずきをクリアしないと、沖縄の30年は取り戻せないんじゃないかなと思っています。ですから、前は県議会のほうでも専門の先生が、ちゃんと見つけて、発見した2.3%ですから大丈夫ですということがありました。ですが、私は1歳半検診で子供は検診にひっかかっていません。あの先生にお願いをして、とても気になるから、小児科の先生に紹介状を書いてほしいと頼み込んでと言われて、いやそれは、君の考え過ぎだよお母さん、気が済むんだったらやったらいいよと、4カ月待ちでドクターに受けてすぐに診断がつきました。親が気になると思っても、あなたの考え過ぎだよという、県がいう専門家の先生たちに言われている現状なんですね。これ本当に検診機能が全く果たされていないので、私は検診機能を、県がやっぱりやっている取り組みでは、この30年を取り戻せないなので、やはり国やしかるべきところから調査に入っていて、これは本当に機能しているのかなどうかなというのを確かめてほしいと思っています。以上です。

○西銘純恵委員 県の福祉医療体制といいますか、そこ自体がこの発達障害に対して基本的な考え方、これが弱いのかなと思っていますよ。行政が、個人がいろんな問題を抱えている皆さんにくるということはですね、あの今2点ほど指摘されたんですけれども。私の子供も何かおかしいけれどもどうしよう、だれに相談しようというのが、普通でしたら、市町村や県としてもそうですけれども、こういうことがあればここに相談をすればいろいろと相談に乗りますよとか、検診の中でもとかあると思うところなんです。行政の中でそれがまだ確立されていないということがあるのかなというのを今聞いて感じましたので。いずれにしても、乳幼児検診の中で早期発見につながる、この発達障害の診断ができる医師などを含めて体制をきちんととることがまず最初の1点目で受けとめてよろしいんでしょうか。

○土岐篤史補助者 少し補足させていただきます。あの、西銘委員のおっしゃるとおりだと思います。もう少しはっきり言うとですね、早期発見をしても実際の支援がなければ、先ほどもお話が出ました、親御さんがとても困るわけなんですよね。発見しても、発見する側も、発見される側も、本当に障害があるか確信が持てない場合もたくさんあります。いわゆる障害という診断は重いので、本当に100%そうだなと思った時点でしか医者も診断できないんです。そうすると診断よりまず支援が大事になってきます。つまり障害があるかどうかはわからないけれども、まずかかわってみよう、この子をかかわってもらおう、自分の子供がかかわってもらえた相手には信じられるから支援も受けら

れるんです。障害とか病気を前提としたかわりというのは親御さんは本当にそれが信じられるものか、理解するのにすごく大変な時間がかかります。これが体の障害のと全く違うところです。僕らが子供さん、肺炎ですよと写真を見て薬飲みましょうねと拒む人は1人もいません。だけど、いきなりね、発達障害がありますよ、そうですか、わかりましたと言ってくれる人は1人もいないと思います。そういった意味で親御さんがちゃんと自分の子供さんが障害があると理解するため、支援者も同じですけどね、そのためには一定の時間があって、それが早期支援の部分だと思うんです。それを乳幼児期にやらないといけない。学童期になると問題はなかなか共有されにくいんですよ。学校の状況を親がわからない。だけど、幼児期だと、例えばその問題というのはとても共有されやすいので、キーワードとしては乳幼児期に早期発見支援と同時に整えて、診断よりも理解と支援が大切なんだという文脈をつくっていく必要がどうしてもあるかなと思います。

○西銘純恵委員 具体的にどのような体制といいますか、システムというか、構想されていることはあるんでしょうか。

○土岐篤史補助者 基本的な支援に関してはですね、昨年度年末に障害児支援の見直しという形で厚生労働省からも出てきています。厚生労働省の言葉をかりると、気づきへの支援をしなさいということになります。どの市町村も持っていないということで、やっぱり障害があるかないかわからない時点から丁重にかかわる教室や実際の支援の場をつくるということが大事になってくると思います。もっと支援が必要だ、もっとこんな保育を受けたい、もっとこんな相談がしたいという親御さんが次に進めるような仕組みをつくってあげたいんです。障害があるからこうしなさいといいますと、そこに乗れません。だけど、こんな支援がほしかった、こんな相談がほしかったんだと思えば親御さんはもっと支援に入っていきますので、まず入り口の支援を丁寧につくって、それから先の支援をつくっていくという。これは市町村の体力の差がありますので。例えば小さい市町村に医者もそろえて療育も施設もそろえるなんて無理な話なんです。那覇市くらいだったらやらないといけない。どこまで専門性を高めるかというのは市町村によりますけれど、いわゆる小さい市町村、僻地、離島に関してのそういった専門性の足りない部分は県が積極的な支援をしていかないと、どこの地域に行っても平等な支援を受けるということが実現化しないのかなと思います。

○西銘純恵委員 あ的那覇市や人口が多くて、体力があるところについては今おっしゃったような方向での取り組みらしきものが見られるのでしょうか。まだ白紙の状態なのでしょうか。

○土岐篤史補助者 具体的なものは出てきていないと思います。一番のものはこうだと思っただけです。人口規模によってそれくらいの支援が必要だということはかなり、全国的にいわれていることなんですけれども、それに関しての知見や情報が入ってきていないからなんだと思っただけです。例えば那覇市は30万人くらいいるので、人口33万人、総合通園ということにもっていかないといけない。毎日通園をして、親子通園だけじゃなくて分離で通う必要になってくるんですけれども。そういう総合通園をつくっていくにはどれくらい予算をとって、どれくらいの専門家が要するということは、計算すれば出てくるんですけれども、その認識がなければその計画は進まないと思っただけですよね。

○西銘純恵委員 行政も、具体的にどうしてこうというのが、多分これからだと思っただけです。県も先ほど指摘はしたんですけれども、いずれにしても具体的に動いている、実際に早期の支援から、それから最終的には診断というところまでいってきちんと支援体制をとるということをおっしゃられたものですから。それは乳幼児検診のこともさっきあったんですが、今、具体的にこの支援を進めていく手だてなんですけれども、例えば沖縄県で先ほどは南部医療センター・こども医療センターの中にきちんと支援のための発達支援チームをつくるということで、そこから市町村に対する支援も含めてやるというのが、手始めということにとらえてもよろしいのでしょうか。それとはまた別ですか。

○土岐篤史補助者 それは1つの提案なので、絶対そうしないといけないというわけではないんですが。まず、僕たちこころの診療科が行ったのは沖縄県における現状と課題の分析なんです。だから、実際の支援を構築していく段階ではないので。いわゆる現状と課題をもう一度しっかり分析をしないといけない。もう一つは実際市町村が走り出した教室とか、いわゆる通園ですね。新たな通園もできていますので、その実際の支援をしながら、支援の力量を蓄えていくというふうな段階なのかなと思います。なので、まだ大きな仕事としては、そのどこが受け持っても、どこがやってもできないと思っただけです。今この現状は。ただ、その一番県内で今しっかり働ける人たちをちゃんと集めて、そういう人たちが県外の専門家から、アドバイスも受けながら、実際沖縄県の現状は他都道府県と比較してどのようになっているのかということ、詳細に分析

しないと、前に進まないのかなと思っています。

○西銘純恵委員 沖縄県議会が、まあ、現状と課題を分析されて、行政がどのようにかかわっていけるかというのを検証をしていくということをお願いしたので、そこら辺からこちらとしては提案をしていくということになるのかなと思いました。あと本当に、検診の中では2.3%しか子供たちはいないよとか、学校では6%くらいといわれているけれども、実際はそれ以下に数えられて、支援員についても希望してもきちんと希望の人数ヘルパーさんがつけられない。このような現状がまだありますので、やっぱりきちんと発達障害、疑いのある子も含めてすべての子供がとおっしゃったので、この支援の方法は子供たちを豊かに健全に育てていく観点に立って取り組む課題かなと思いました。本当にきょうは御苦労さまでした。ありがとうございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 余りにも課題がたくさんあってですね、本当にどこから手をつけていいんだろうというような気持ちになりましたけれども。一つ一つ現状の皆さん確認された中で少し詳しく聞きたいところなんですけど、この3年間で3市町村の親子通園が廃止になったということ、これは先生が敷居度が高かったということも話されていましたが、何がどういうことで廃止に至ったのかというところを少し詳しく教えていただけますか。

○土岐篤史補助者 恐らく推定ですね、これは状況を考えて僕の推定なので本当に事実かどうかはまだ異なると思うんですけど、例えば障害を持っている親御さん、子供の親御さんは診断がついているわけではないので、あるいは診断がついていてもそれを受けとめているのはまた難しかったりしますので、いろんなことがつまずきになります。例えば、見られたくない人に見られたとか、それこそ、車を置く場所がなかったとか、あるいは頑張ってみただけで、自分のことをちゃんと理解してもらえなかった、あるいは行ってみただけでも、こんなことでは子供が育つのかどうか不安になってしまうという、いろんな要素で親御さんはつまずいたりするんです。わかりやすく、その敷居が低くてみんなが納得いく療育とやっぱり専門性があるんです。つまりその障害の子供さんと親御さんをずっと知って、それに5年も10年もかかわってくるような保育士さんやいろんな職種の人が中心になっていかないといけないん

ですけど、そういう療育の拠点が今までなかったんです。大抵は非常勤の人がやっていたりとかされるので、そういう人材がない中に専門性が育っていなかったところで、すごく支援が難しかった現状があるんじゃないかなと思います。親御さんの心情はこれくらいのおくれだったらちゃんと伸びていくよという、先に期待したいですよ。今どうしてやらないといけないのかということをお納得してもらおうというのは、そこ自体が楽しくないと続かない、難しいと思います。

○仲村未央委員 よくわかりました。それでですね、学齢期に入ってから学校のほうも戸惑いを多く持ちながら、先生方はどうかかわっていかうかということをお本当に悩んでいるという印象を受けるんですね。個別支援計画も非常に沖縄県は率からいっても低い。おくられているとどうしてこれできないのかというと、実際には学校の教員の皆さんもそういった知識や、その支援計画をどうつくればいいのかよくわからないということで、非常に形式的に対応しているか、本当に専門性が足りなくて困っていると私には見受けられるんです。そこで先ほど福祉と医療の縦割りの話も出てきました。学齢期に至るまでの検診からどういったフォローがあつて、それが教育現場にどう引き継がれてですね、学校にいざその子が1年生になったとき、幼稚園から1年生に上がったときこういった情報が全く私は現場でつながっていないんじゃないかと見受けられるのですよ。保育園は保育園、幼稚園は幼稚園、小学校は小学校、ぷつつ、ぷつつと情報が途切れていてですね、小学校とかを見ていると、その場で対応させられているような印象を非常に感じるんですが、そこら辺はいかがでしょう。

○羽地知香補助者 私は親ですので、教育現場の実状というのは親の立場でしか申し上げられないんですけれども。私の息子は今小学校5年なんですけれども、幼稚園に入ったときに、そのときには、私は気になることがありました。でもそこで、幼稚園では学習が入っていないので、ここではわかりません。様子を見ましようということでした。そしたら、小学校に行ったら、2次障害で登校拒否、私のほうもぼろぼろになるという状態なんですけれども、親の立場から見てですけれども、この保育所、幼稚園、小学校のつながりというものが、今は5年なんですけれども、この入学当時では、親から見たらなかったように思います。以上です。

○仲村未央委員 これは沖縄市の事例なんですけど、やはり臨床心理士で保育の団体にかかわっている心理士と、学校現場に行つてからの心理士ともまた別で、

そこの情報共有をできないのかということをお尋ねしたときには個人情報だからとか、システム上教育委員会と福祉部だからできないというようなところでですね、現場の皆さんは非常にそのニーズも感じているし、情報共有の大事さをすごく知っているような感じだったんですが、今のこの体制ではなかなか取り組めないということだったんですね。それでこれをじゃあどうしたらいいかということで、この発達障害の法律も出てきて、まずは地域単位で、関係者が同じテーブルについて、学校の先生も保育士もですね、そしてそこにかかわる臨床心理士も一緒に座ろうということでテーブルはつくったようなんですが、そこら辺はいかがでしょうか。先生でも、皆さんでも現場で見ているのに今ニーズに合うようなテーブルができ始めているのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○羽地知香補助者 やはりこれも親の立場からしか申し上げられなくて、申しわけないんですけれども。今の学校の現状、地域からの支援の現状などを私の肌で感じるところだと、余り感じません。例えば、これは県のほうでやっていますというようなことがあったとしても、私は肌では感じていませんし、支援を受けているということは感じませんし、これは私一人ではなくて同じような子供を持った学童期の親は今の苦しみの声など、迷いの声などを聞いた限りでは感じていないんじゃないかなと思います。

○新垣道代参考者 済みません、補足です。本来でしたら、保育、幼稚園、小学校、保幼小という形で連携なんですね。私の子供はまだ保育園に行っていないので、就学期前の子供になるんですけれども、そういう子供でも支援シートといって、やはりそこからつなぐ個別計画のようなもの、就学前の子供のものもあるんですね。ですから今言ったような個人情報だからとか、そういう観点に当たるものなのかなということが、まず1つと。それか先生方がまず研修を受けられていない現状ですので、おのおの好きなように記載をすると。その勉強の差で、例えば小学校でしたら1年生になり、2年生になって学級担任が変わっていく中で、しっかりとした連携が踏めていなかったり、あるいは先生のその一番学校で難しいのは教育者の教育理念というものが、おのおのあるんですよ。これは特別支援教育という一貫した教育というのは、先生たちの個人個人の教育理念をまずは抜きにして、一貫した教育を得ないといけないわけなんですよ。あの子のあの部分は発達障害じゃなくて、僕は甘えと思うから、ここの部分は僕は強くしていきたい、去年の担任とは違いますとか、自己解釈がやっぱり出てきてしまうんですよ。それをやっぱり統一していくには公的な支

援、つまり県でしたら教育委員会のほうから実際研修がおりていたりですか、そういう個別指導のものを各研修をしっかりと1年みっちりやらないといけないでしょうし、それがマニュアルの作成だって絶対必要になってくると思います。とにかく教育の壁に合いながら個人的な解釈というのが一番あるのかなと思います。今、実際やはり、補足をお願いしたいんですけれども、小学生のお子さんがいらっしゃるのですその現状を聞いていただきたいんです。大宜味由紀さんお願いしたいです。

○大宜味由紀補助者 現状的には息子が小学校2年生で、特別支援学級に通っております。今、私としては特別支援学級の中の情緒学級に入っていますので、うちとしては恵まれているほうと見ております。でも私の知っている限り、情緒学級と名前があったとしても先生とのかかわりが難しかったり、また、せっかく特別支援学級があったとしても、知的だけしかなく情緒学級をもらえない学校というのも今すごく多いと思います。それは那覇市だけじゃなく、浦添市もそうですし、他の地域でも皆さん求めていると思っています。そうですね、今学校、この情緒学級に通っていて、先生とのコミュニケーションというのはうまくいっているつもりでも、やっぱり個別支援のほうの話とかは一般化はされていないのです。というのも、口頭でとか、後は文章できょうは何々があったというくらいで、目標になるような個別支援というのは指導されたとしても、親の立場からして見た覚えが全くありません。これはやはり、欲しいなというのが親たちの気持ちです。

○新垣道代参考人 今の補足なんですけど、本来でしたら、個別の指導計画というのは学校の関係者、支援員、その親御さんを一緒にして作成するというのが本来ならそうなんですけれども、それがやっぱり今言ったように、一般に公表されていない、私たち親からいえば、家庭の状況やこの子の状態を知らずしてどう個別のシートを作成するんだろうと思うのですが、学校で独自に先生が作成して、その作成したものを一般に開示していない。親はその個別計画表があることすら知らされていない方たちもたくさんいます。特に情緒学級ではなく通常学級に行っているお子さんもそれが必要になってくるかなという話なんですけど、情緒学級よりさらに支援が届かない、通常学級にいるお子さんに関しては本当に個別指導計画ってあるのかなというような感じが見受けられます。

○仲村未央委員 今おっしゃっていることがまさにこの数値の低さにも出ていますし、的確に指摘が、その県庁、保健所、児童相談所、発達障害者支援セン

ター、こういった県機関であっても、県のそれぞれの機関であるにもかかわらず、連携がとれていないというところで非常に見落としが余りにも大きくて、各現場、現場で皆さんが本当に苦勞されているというのがよくわかりました。それで、最後に1点だけ聞きますけれども、発達障害者支援センター委託ではですね、無理なんだというようなことを先ほど強調されていましたがけれどもそこについての決定的な課題というか、土岐先生からでもよろしいですし、利用された皆さんからでもよろしいですし、ぜひ御意見いただきたいと思います。

○土岐篤史補助者 発達支援がここまでおこなっている現状はその一、民間施設が事業委託を受けてやるという発想自体が僕はちょっと信じられないと思うんです。指定管理でさえすらないですから、いわゆる事業ができてどうだったかという評価もほとんどされないわけなんです。しかも事業委託という関係ですと、いろいろ現状が見えても正直に報告することも難しくなってくると思います。つまり都合が悪ければ変えられちゃう可能性もありますので、そうすると本当に継続性ということも問題になってくる。しかも人員が4名と限られた中でできることというのは全部受けて相談をするということは不可能なので、いわゆる市町村に働きかけていわゆる支援をする場をふやしていくことが仕事だと思うんです。でもそれは専門性が必要で、いわゆる行政の中で仕事をした人じゃないと、まずできないと思うんですよね。ですから趣旨からいっても、内容からいっても、現状からいっても委託はいかがかなと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 私も少し質疑をさせていただきたいんですが、発達障害の現場というのは本当に今療育が必要だといことは私も先進地を視察してきて理解をしているつもりでいます。先ほどの皆さん方からの説明を聞いてもですね、本当に待ったなしでどこから手をつけていいのか、やることはたくさんあって、ここをしっかりとやっていかないと沖縄の子供、本当にこれでいいのかなという思いを正直なところしております。ただ一番基本的な問題が私はあると思っていますよね。土岐先生から先ほど補足説明がありましたけれども、いわゆる沖縄県の次世代育成計画、この中にですね、いわゆる発達障害の文言が全く記載されていない、そこに僕は一番の根本があるんじゃないかな。行政が発達障害についてしっかりとした受けとめ方がされていなくてですね、その対応がされていないものだから、いわゆる市町村の現場においても発達障害の子供た

ちが、今しっかりと支援を受けられないような状況になってしまっていると思うんですよ。このおくれというものは他都道府県に比べると20年もおくらしているという状況ですから、ここからまず立て直していかなければいけないと思っているし、私ども議員もこの部分にやっぱりメスを入れていって、きちっとした、県がこの問題に対する基本的な姿勢、そういったものをですね、確立していく努力をしないといけないと思っておりますけれども。実際、他都道府県と比べて見てですね、先生、この発達障害についてかなりいろんなところも勉強されてきていると思っておりますけれども、沖縄県の現状というのは本当に惨たんたる状況だと認識してよろしいでしょうかね。

○土岐篤史補助者 そうですね、一生懸命かかわっていらっしゃる人もたくさんいる中で、こういうのは何でしょうけど、やはり計画がなかったということが、非常におくれを招いている大きな原因だと思うんです。その正しい支援ということ、勉強していくためにはやっぱり先進地視察や、あるいはいわゆる指導者を招いて計画を立てていくということがすごく大事になってくるんですけど、それがないまままきってしまった。検診がどうしておくれてきたかというのは詳細は述べないですけども、それを担ってきた人がミスリードしたということなんですよ。悪気はないと思えますよ。でもミスリードしたのは明らかなんです。だからそれをやっぱり反省しないと、変えていかないとよいものはまずつukれない。療育だって同じです。療育がつぶれてきたっていうのはミスリードがあったからなんです。だからその原因はきちっと究明しない限りは変えていくことは難しい。一番の課題というのは、そのどうしてうまくいかなかったんだらうかということをしっかり認識して、それを問題点として挙げて、それを改善していくというプロセスが踏めてないからなんじゃないかなと思えます。

○翁長政俊委員 現実に12の市町村で、発達支援を行っている現場があると認識しておりますけれども、現実問題として基本理念の中に次世代育成を含めてその計画の見直しが必要だという指摘がありますけれども、私はここが一番重要だろろうと思っているんですよ。これをまず直すこと。もう一つは障害者計画の中に発達障害をしっかり入れ込んでいく、この作業もすぐやらないといけないだろろう。平成22年なんて言わずにですね、ことしからこれを年度途中でも入れていくぐらいの気迫がないとうまくいかないだろろうと思っているんですよ。まずこれを変えることで、いわゆるこの発達障害者支援センターの、先ほどから出ています民間委託という問題もこの理念がないからこれにつながって

いるわけですよ。理念をしっかりとっておきさえすれば、この支援センターのいわゆるこの県の対応の仕方というものはおのずと変わってくるだろうと私自身は認識しているんですよね。だからここの分からだろうと思っております。そしてもう一つは南部医療センター・こども医療センターの中に、今度は拠点病院としての位置づけを土岐先生が来られて、やられたと思うんですけども、土岐先生が今度やめられた後にですね、これ拠点病院という位置づけから外れることとなりますよね。専門医がいないということは、そう認識してよろしいでしょうか。

○土岐篤史補助者 それは県の判断なので何とも言えないんですけども、後任の募集はされているようなんですね。だから実際後任が来られれば整備計画を進めることはもちろんできると思います。ただ、本当に公的な性格を考えると、子供の心の診療整備というのは非常に金銭的に難しいので、民間ができるものではない。それからいわゆる小児の専門性を持った先生でないと難しいということで、大人と一緒にするにはできないんですよね。そういったことをやっていくためにはチームが必要なんですよ。病院の中にこういうことをしっかりやっていくというこの理念とともにチームを位置づける必要がある。病院はもう、特に南部医療センター・こども医療センターは保健福祉的な業務もしっかり入れていかないといけないんですけども、保健的な部分がないということと、いわゆるソーシャルワーカーはいらっしゃっても委託というか常勤の先生はいらっしゃらないんです。例えていうと、こういうスタッフがいないといけないんです。児童相談所も働いた、保健所も働いた、精神病院も働いた、今心の診療整備計画をやっていますような行政スタッフ、そういう専門職もいないと、病院だけでやってもわからない、福祉だけやってもわからない、保健だけでもわからないということで、人事の交流のことも変えていかないとこの計画は不可能かなと。

○翁長政俊委員 ですから、今このお話を聞いていると本当にお先真っ暗で、何から手をつけていいのか、本当に同時に一気に手をつけていかないと問題が解決しないということになるわけですよ。ただ一気に手をつけるということになると、交通整理をしないとイケませんからね。交通整理をしていく中で、やっぱりこの憲法になるのがいわゆる先ほど言った、子供育成計画の中での、いわゆる理念と支援計画をしっかりと県がきっちりと立てるということからスタートが始まるわけですよ。その中でこういったものができると、結果として拠点病院ができ上がって、拠点病院ができ上がると、先ほど出ていたような南部医

療センター・こども医療センターの中に、要するに発達障害者支援センターのチームをつくってですね、福祉も、教育も、医療もという形で広がりが出てくるわけですよ。この広がりをつくっていくための基本的な問題が、沖縄県では著しく欠けているという認識に立たざるを得ませんので、もっと具体的な細かい質疑をしたいんですけれどもね、まず大もとはここだろうと思っていますので、この大もとを政治をやっている私たちが、しっかりと認識をしてですね、ここの部分をしっかりと県に位置づけさせるといふところからスタートしていかないと、この発達障害という問題はスタートしないと私どもは認識していますから、ここの部分は頑張っていってみたいと思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑がありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 どうも御苦労さまでございます。時間もちょっとないんですけれども、先ほど非常に土岐先生の説明で、今の沖縄の実状、また課題も含めて、提案も含めて本当に一つ一つ大事だなと思います。そこでですね、先ほどの早期発見の中でですね、このフォロー率が余りにも先進地域とこんなにも違う数字があるその中で、先ほどのこころの診療科のほうで、この研修をずっと行っていただいでですね、その研修を受けたところの市町村のフォロー率が上がってきていると、成果が出ているということを考えるとですね、これまでこの乳幼児検診の中でのこの取り組みというのは、こういった研修というのはこれまで県は全くやっていなかったということではないですか。

○土岐篤史補助者 実効性のある研修はほとんど行われていなかったということになります。

○上原章委員 その中でですね、こころの診療科が沖縄の現状を非常にある意味では、あの厳しいということで、この取り組んだと認識しますけれども。先ほど県のですね、地域の発達支援のニーズに対して県の事業としてやり遂げられないと。先ほどの説明で、縦割りのようなそういうお話がありましたけど、本来こういった研修またフォロー率を上げる取り組みというのはこのこころの診療科の仕事ではないということでは認識しているんですか。

○土岐篤史補助者 あのそういう立場なんだと思います。県の領域ということで医療がかかわることではないと。

○上原章委員 その点について先生の御意見をもう少しお話をお伺いしたいんです。

○土岐篤史補助者 僕は医者ですので、僕は保健に指示をしたり、命令をしたり、保健の計画を立てるものではないと思うんです。ただ、やっぱり現場の中からはいろいろ見えてくることとか、あるいは技術指導ということをやったりしていかないといけない立場ではないかなと思うんです。本来、福祉保健所から定期的に依頼があって、その市町村向けに検診をやってほしいことというのを毎年検証できればよかったんです。実際そのことは何度も福祉保健所にもお願いをしたことでしたけれど、結局、実際仕事としてできたのは中部福祉保健所のみだったのです。なので重要性が理解されなかったんだろうなと理解しております。

○上原章委員 これまでいろんな質疑がありましたので、今のも含めてですね、僕としては本当にこの縦割りとか、そういったものを越えてですね、医療と福祉をしっかりとこの発達障害の子供たちを守る総合的な支援システムをつくらないといけないのかなと。きょうは非常に参考になりました。ありがとうございました。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 先生が沖縄から去られるということに大変残念に思っている1人でございます。先ほどから幾つかあるので。私はまずですね、1歳半検診のお母さんが受けられて小児科医でわからなかったんだと。その検診で早期発見のところにつなげるためには、どういうことをしないとそこから上がってこないという、例えば小児科医から、なかなか難しい、私も検診にかかわっておりましたので、コーナーに座っていたものなんで、ある程度は測定から歯科、口腔検診から栄養相談ね、そういうコーナー回ってくるわけですけど、それを早期にもっと見きわめていくためにどういうポジションが必要だとお考えですか。

○土岐篤史補助者 僕たちがお話をする際に言うんですが、どうして1歳半なのかということの1つにですね、障害が明確になってから支援するのは遅過ぎ

るという考え方があります。つまり診断ができるまで待っているとわからないわけです。ポジション的に小児科の先生は検診介助でも1人しか大体いらっしゃらないので、その精神発達を逐一見るのは難しいんです。連携をしていかないといけない。体の病気は、これは小児科の先生しか見れません。しかし精神の発達や育ちの問題というのは主に保健師が担う役割なんです。保健師は各会場に必ず四、五人、もっといたりしますので、分担して丁寧に課題をやりながら見ていくわけなんです。その中から気になった子たちをフォローしていく。ただ、人口の30%を個別でフォローするのはあり得ない話なんですよ。一件、一件やっていくのは難しい。そのためには、集団の場が必要なんですよね。それがひとつ親子教室であったりするんですけども、そこで実際に支援をしながら発達状況はどうかというのを再度確認をする場なんです。発見もしながら支援もするというのは同時並行なんです。3歳くらいになると、個別の検診ではわからない子たちも出てきます。それを集団においてその子を診ないとわからないんですよ。言葉もしゃべっている、ぱっと見ただけでは全然障害があるかどうかわからない。でも集団にいとその子だけ違う動きをするというのは、集団においてその子を見ないといけない。だから個別検診ではなくて集団検診じゃないといけないという理由もそれですし、特に3歳台になると、集団の場は必ず必要になる。もっと大事なものは1歳半でしっかりフォローすることです。子育て支援をしてから障害の存在に気がつくことが妥当なんだと思います。

○比嘉京子委員 先ほどから専門性ということが、何度か出されておりますけれども、乳幼児の就学前のですね、専門性というのはそういう子供たちに対応できる人材、またそういう子供たちを見きわめていける人材というのはどういう職種も含めてどういう力量なのか。また小学校、中学校における児童生徒のですね、それを親としてプログラムがあるのかってね、教育の計画があるのかってということもありましたけれども。小学校や中学校における教師の中にそういう専門性を持つというか、どのような人材育成が必要でしょうか。

○土岐篤史補助者 よく僕たちは検証するときに言うんです。その子にその行った結果って3年後だよっていう話をするんです。つまり子供の育ちにかかわるものなので、すぐ結果が出ないわけなんです。だから必ずフィードバックがないと、僕たちがかかわった子供は3年後どうなった、つまり保育所は学校からフィードバックをもらわない限りは、自分のした支援が正しいかがわからないんです。小学校や中学校からフィードバックをもらわないとわからな

い。なので、必ずフィードバックがもらえるシステムがなければ専門性が育たないんです。そうしますと、今困っていないから大丈夫だよ、そうじゃないです。僕たちは将来困るから今支援しましょう、なんです。だから、先の見通しをしっかりと持つことが専門性なんです。これは、職種を問わないわけです。医療であれ、保健であれ、保育であれ、先を見通せる人材を育てること。フィードバックがいつももらえるポジションに置かれていること、非常勤じゃもらえませんから、常勤であることが大事です。もう一つ大事なのはいわゆる専門性の技術を持っている前に対人援助職としての理念をしっかりと持っていることなんです。つまり、何ぼ発達障害のことをたくさん知っていても、親御さんと仲よくできる技量がないとうまくいかないんですよね。医療はこういうのはすごく苦手なんです。いわゆる診断はできるんだけど、親御さんと仲よくするのは難しい。だから、現場、特に保育士さん、保健師さんって毎日出会う人たちが、対人援助職としての力量をしっかりと持つことが、これも専門性の構築になります。これをやっていく場が、沖縄にはほとんどなかったんです。ですから、これからつくって、優秀な人材を集めて、専門性を高めていくということが必須だと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 御苦労さまでございます。確認だけさせていただきたいんですが、いろいろと今説明を受けた中で、いろんな角度からいろんなことをやらなきゃならないというのが支援体制だと思うんですね。県もやらなきゃいけないし、あるいは拠点の病院づくりもしないといけない、あるいは地域もやらなきゃいけない、あるいは市町村も一緒になって連携を図っていかなきゃいけない、あるいは学校サイド、保育園サイドもしっかりと連携をとっていかなきゃいけないというのが多分にこの発達障害の支援体制だと思うんですね。私も会派でも先進地に行ってまいりました。後ろにいるあの島袋大議員が音頭をとって会派の中でも勉強させていただきました。その中で私1つだけですね、鹿児島県の先生の中で非常に気になるというか、非常に心打つ発言があったんですね。医療は年々発達していくと。今までは助けられない子供たちが500グラム、800グラムで生まれても、成長していくんだと。以前と比べて医療の環境が物すごく発展したという話の中で、その先生いわく、助けた命はすばらしいことなんです、人生を助けてほしいと。いわゆる発達障害児の皆さんというのは、命をしっかりとね、成長していく中で、長い七、八十年の人生を助け

なければ、医療、福祉の充実はないだろうという話の中であったんですね。その中で、きょうの沖縄タイムスの記事で発達障害の診療が休止ということで、これは多分土岐先生のことを言っているのかなと思います。専門的な視点からも含めてですけれども、沖縄県は20年おくられていると。本当に断腸の思いで、沖縄県を去るのかなということなんですけれども。そこで県との意思の疎通、考え方の違い、あるいは病院内での考え方の違いもあると思います。父兄の皆さんには今回も請願を幾つか出されておりますし、見受ける限りにおいては、紹介議員はほぼ与野党関係なしに賛同されております。その中で、一点だけ聞きたいのは、まず県として何を手がけてほしいのか、何をやるべきなのか、そして父兄として、どういうことをまず県にやっていただきたいのか、あるいは土岐先生、専門的な視点からどういうことをやってほしいのか、当然これはすぐやるべきこと、あるいは中長期的にはやるべきこととかあると思うんですが、そのあたり端的にもしお話しできれば、ありがたいなと。

○新垣道代参考人 今の質疑だとまだ発言していない方も話しやすいと思うので、私の後にお願したいなと思っています。まずは今の話も含めて、発達障害が恥の文化であると、障害イコール恥ずかしい、偏見、これがまず根強いような気がします。ですから私たちの子供たちの障害は目に見えない障害なので、親が認めなければずっと障害ではないというふうな判断もできるわけです。ですから私は生んだときに物すごく困ったので、診断がついたときは正直ほっとしました。私の育て方が悪くなかったんだって。だけど、同時に悲しみも襲ってきました。そういうような困ったスタートの親もいれば、全くこの子の困りに気づかないで、ねじれた後に、就学期になってこの子が発達障害です、学校で全然適用できません、お母さんということで、お知らせを受けるお母さんもいるわけです。ここでも本当に申し上げたいのが、私は親としてですね、気になっていたんです、自分の子。ところがやっぱり行政にしろ、案内不十分で、私が知りたい情報を得ることができなかったんです。つまり、夜泣きが物すごい子で、夜泣きに対していいというものはすべてやりました。小児科検診もさんざん回りましたし、いっぱいやったんですけれども、なかなか改善されなかった。それは発達障害における睡眠障害というのを知らなかったからなんです。ですから普通の子育てのマニュアル本を読み、育児書を読み、普通の親がやることは全力でやったんです。だけど、ここでもしその育てにくい子とか発達障害というキーワードがわかり、それに対する扉が開かれていたら、私は自分から進んでこの情報を受けて、やはりそれにつながる場所、場所を探したと思うんですけれども、それに会うまでが本当に遅かったっていうことですね。で

すからやっぱり、おかしいなって気づいたときに、お母さんたちがその情報が目に映る、入る、例えば検診でしたら、パンフレットの中に位置づけるとかです。それは、ちっとも恥ずかしいことではないと。発達障害児は早期に支援され、適切な支援を受けたら、障害は軽減して立派な人生を、きちんと送れることで、しっかり働くこともできるし、結婚もできるし、納税者になります。ところが、2次障害、3次障害を引き起こしてしまったときに、この子に対する支援のその費用でしたり、負担、人員、ずっとかかると思います。親も結局この子から離れられないと。そういうことをぜひ早くなくしていきたい。私たちも自分の子供を育てながら、あちらこちらで、目に映る気になる子たちが見えています。だけど、それは声はかけられないんですよ。そういうこともありまして、ぜひそういうことはちっとも恥ずかしいことではない。早期支援はとてすばらしいことなんだっていうことをぜひ広報したり、啓蒙活動というのを、県で取り組んでいってほしいなっています。補足として、新垣美果さんがお願いしたいです。

○新垣美果補助者 私は3歳の息子がいまして、那覇市民で療育センターがあります。そこに通って療育の支援、発達支援を受けています。療育を受けて実感するのが、子供が変わります。あの、7月から通って10カ月足らずですけれども、もう本当に変わるんです、本当に成長します。本当にうれしくて、自分のママ友たちに子供さんを見てと言いたくなるんですけれども、本当にやること自体別に何か訓練しているわけでもなく、本当に丁寧に向き合っかけていかって、それだけで、これだけで子供が輝いて成長していくという姿を目の当たりにして、本当にもっとみんなに知ってほしい。また、療育センターに各地の親の会の方とか、見学に来たりするんです。親子教室を始めた方とか、みんな目に涙をためて療育センターを見ていくんです。本土と比べてこれだけ、那覇市療育センターでも本土と比べておこなっているんです。でもその療育を見て、皆さん目に涙をためて、いいな那覇市はうらやましいって皆さんおっしゃるんですよ。あの、生まれた場所によって幸、不幸が決まっちゃいけないんじゃないかって、見てて切に思うんですね。ですので、ぜひ県にお願いしたいのは各市町村に、そうですね、政策保障、財政保障であったり、それから指導を担っていただきたいです。どこに生まれても安心して子育てができる、どんなに子供が育てにくくても安心して相談できる、そうやってほしいなっています。以上です。

○玉寄知恵補助者 私は、2年前まで6年間鹿児島県のほうに住んでいました。

子供は、今小学校1年生になる男の子が発達障害ということで診断を受けています。彼が通っていた3年保育の幼稚園では、本当に療育センターに通いながら幼稚園に通ってくるという子がたくさん周りにいまして、お母様たちの理解というのもありました。そういう子供たちもすごく過ごしやすい環境だったんですね。その中で私は子供に対して気になる行動、たくさん出てきました。先生たちはしばらく様子を見ていこうということだったんですが、5歳になったときに、どうしてもお友達をかんでしまうという事件が発生してしまって、そのときに鹿児島県の療育センターの、センター長がたまたま巡回に来ていましたので、私は先生に相談しました。そしたら先生は、担任の先生はどう言っているのか、診断はもらいましたか、病院には行きましたかなんて一言も言わないで、私の訴えを聞いて今すぐ療育センターにいらっしゃいってくださったんですね。私はうれしくて涙が出ました。ところが、2カ月後に私たちは地元である沖縄県に帰ってくることが決まっていたんですね。私たちは家族と一緒に生活することを選び、2カ月後に沖縄に帰ってきました。そして療育センターのような場所を沖縄で探しました。いろんなところに電話もしました。同じような本当に子供たちが楽しく通えるような療育センターという場所がなかったの、私たちは公立ではなく私立のちょっと10人くらい人数の少ない幼稚園を選びそこに長男を入れました。でもやっぱりそこで、1年間様子を見たんですけれども、やっと卒園をする2月になってやっぱり先生も気づかれて、小学校に行ったら心配であると言われました。本当に住んでいる場所によって、この子の育ちというのがこんなにも大きく変わってしまうのか、何であの1年、親子だけで、母子だけでも残って療育センターに通うという選択をしなかったのかということが、今本当に悔やまれます。ですから、本当に30年前に鹿児島県は既にお母さんたちが立ち上がって療育センターをつくりました。もしも、沖縄県もそのときにスタートしていれば、私たち今、丁寧に子育てにかかわらないといけない時間に、こうやってみんな、お母さんたち集まって立ち上がっています。本当に30年のおくれというものを取り戻したいという思いだけです。本当にそういう思いで私たちは立ち上がっています。どうか本当に沖縄県のどこに住んでいても子供の育ちというものが保障されて、本当に個性が輝いていけるような次世代を担う子供たちのために、本当に委員たちのお力をいただきたいと思います。以上です。

○土岐篤史補助者 子供たちが、こんなにして育っていくというのはみんなの願いだと思うんです。親御さんももちろんそうだし、子供さんがちゃんと育てほしいってどの人も思うはずなんです。それがやっぱり難しくなってくると

いうのは発達障害に関する理解がまだ十分じゃないということに尽きると思うんです。だから正しい障害に関する理解と啓発、正しい支援に関して、にせものの支援がたくさん入ってきます、正しい支援がなければね。子供の育ちですから、無料に近い形で受けられて当然です。どこの地域で受けられたって、当然です。特殊な専門家だけにしかできないというのはおかしいです、そんな支援はですね。そうじゃなくて本当に丁寧に育てる、それがどこでもちゃんと丁寧に望めばやれるということ、当たり前気づくってということがすごく大事で、それは障害を持たない子供たちにとってもいいんです。だから、障害の子供を丁寧に見るということは一部の子供たちの利益ではなくて、すべての子供たちの利益になります。僕は障害児保育を丁寧にやらなければ、一般の保育が進むんだなとここにきて初めてわかりました。保育施策も進まないんだなってわかりました。それはすべてに影響します。皆さんいいですよ、一生懸命やっついてらっしゃる。でもやっぱり、発達障害に理解をする、保護者の心理を理解する、あるいは障害に対して恥ずかしいと思わないで、ちゃんと表に出れる、ここに出てこれる親御さんは貴重だと思うんです。なかなか出れない、いろんなもう、しがらみがあって出れない。それをちゃんと乗り越えて出てきている親御さんのその心理を理解するというのがなければ、支援はまず進まない。まず、真っ先に必要なのは、何かを施すというよりは、とにかく対話、対話、対話を重ねて理解啓発をしていって、本当の事実はどうなんだ、正しいことはどこにあるんだということをみんなで見つけていく作業が絶対必要だと思います。県単位でも、市町村単位でもそうだと思います。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で新垣道代参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき、心から感謝申し上げます。

本日、拝聴いたしました内容等につきましては今後の委員会審査に十分に生かしてまいりたいと思います。

新垣道代参考人、補助者の土岐篤史さん、新垣美果さん、大宜味由紀さん、玉寄知恵さん及び羽地知香さん本日は本当にありがとうございました。

以上で参考人等に対する説明聴取を終結いたします。
休憩いたします。

午後0時56分 休憩
午後1時25分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、中城湾沿岸漁業協同組合長会会長安次富保氏から説明を求めます。
休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後参考人から申し出のあった補助者の出席について協議した結果、申し出のとおり出席を認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。参考人から申し出のあった、補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に御協議したとおり、取り計ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。
休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し、質問を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときには、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が、参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑をすることはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに安次富保参考人から、陳情平成20年第201号の2吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情について、簡潔に御説明をお願いいたします。

安次富参考人。

○安次富保参考人 文教厚生委員の皆さん、大変貴重な時間をいただき、中城湾沿岸漁業協同組合会長、安次富保より厚く御礼申し上げます。本日の皆さんに対する思いは平成20年12月4日に高嶺県議会議長あてに陳情しましたとおりであります。その中身についての詳しいことは、知念漁業協同組合代表理事組合長の照喜名朝敬さんをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○照喜名朝敬補助者 私はまとめた形の概要であります、読んで説明させていただきたいと思っております。委員会の委員の方には御多忙中、私どもに説明の機会を与えていただきありがとうございます。沖縄電力が現在建設を進めている吉の浦火力発電所が4基完成すると、冷却のため1日210万トンの海水を中城湾から取水し、最大摂氏7度上昇した海水を再び中城湾に放出します。沖縄電力は土壌環境や生態系の影響はないと説明していますが、我々ウミンチュの意見を述べさせていただきます。私たちは吉の浦火力発電所の建設に反対しているではありません。中城湾を生活の糧としている、長年生活してきた者として現行計画の海水冷却方式がそのまま採用された場合に、大量の海水を将来にわたって取水、放水されることで、中城湾が死の海にならないか強く危惧しているのです。委員も御承知のとおり、中城湾は近年続いている開発行為などにより汚染がひどく、我々ウミンチュは瀕死の状態にあると認識しています。中城湾の漁場資源、つまり魚、海藻、貝類など著しく減少し、その漁獲量も減少しております。中城沿岸の漁業と自治体で構成する中城湾沿岸振興協議会では10年以上も前から、魚、貝、カニ、ウニの放流事業を行っていますが、その減少に歯どめがかかりません。そのため、漁船を大型化し、沖合漁業へ移行しているのが現状です。平成20年夏に沖縄電力から、初めて提示された資料は、水理模型実験に基づく温排水の分布図、データで、取水口から吸い込まれた目に見えない魚、サンゴ、藻、卵や稚子魚などが大量に死滅し、中城湾の生態系が今後どのように変化するかについては全く言及していない無意味なものでした。サンゴや藻は魚の揺りかごと言われております。これらの死滅はこの海域の魚の消滅を意味します。またその水理模型実験も第三者といえない在沖縄中

央研究所の指導に基づき、沖縄電力自身が実施したものです。このような不備を沖縄電力側にずっと伝えようとしたのですが、門前払いで知念漁業協同組合長である私から沖縄電力役員への電話取り次ぎをお願いしてもつないでくれませんでした。平成21年2月に沖縄電力から中城沿岸漁業協同組合長会に属する8漁業協同組合への説明会がありました。この中で、取水口から吸い込まれた卵の死に関する言及がやっとありましたが、機械的ショックにより、70%が死滅すると沖縄電力自身から説明がありました。そして一般論に基づいたお抱え学者の作成した冊子の沖縄電力に都合のよい箇所を引用し、漁業資源への影響はないと説明しました。漁業資源が著しく減少し、枯渇しつつある中城湾にこの説明では到底納得できません。また70%の卵の死が示すことをこれまで黙っていた沖縄電力に対しては、一層の不信感を持ちました。金武湾を例に挙げた説明もありましたが、漁業資源への影響があったとの報告は受けていないとの回りくどい表現で、沖縄電力が影響の有無について実際には調査していないことを示すものでした。また、金武湾は外洋や海域とつながっていますが、中城湾は勝連半島、津堅島、久高島と知念半島とその間に浅いリーフで囲まれ、金武湾と海中道路で遮断された内湾であり金武湾との比較は意味は成しません。また70%が死滅した死んだ海水は海流に乗り知念岬まで流れるとの回答が沖縄電力からありました。その死んだ海水が、中城湾の反時計回りの海流に乗り閉鎖的な中城湾全体に長期間滞留し、汚染されることが懸念されます。夏場は排水温度が36度近くになると計算されます。36度摂氏とは、大腸菌、ビブリオ菌などの菌が大増殖する温度帯で、増殖した菌は死なずに知念岬まで流れます。知念漁業協同組合では、モズク、クルマエビ、海ブドウ養殖場を中城湾から取水して行っている組合員がたくさんいます。埋め立てによる中城湾の汚染、海水温度上昇により、既に被害を受けている状況で、さらに温排水を起源とする菌の大増殖による悪影響を大変懸念しています。大腸菌、ビブリオ菌が検出されれば即出荷停止となります。しかし、これに対する科学的な説明は沖縄電力から行われていません。最近私たちの調査で、大阪ガスが泉北市で海水を取水しない、温排水を排出しない、海に優しい環境、循環式の冷却方式を採用した科学発電所を現在建設中であることがわかりました。私たち中城湾沿岸漁業協同組合長会8漁業協同組合は現在沖縄電力に対して、漁場環境に優しい循環式の冷却方式に変更するようお願いしています。そのためには、全面的に協力すると申し出ています。委員におかれましては、御多忙とは存じますが、この機会に中城湾の現場を御視察いただけますようお願いいたします。そして、我々、ウミンチュの危惧していることへの科学的調査をお願いするとともに、大阪ガスの泉北火力発電所の冷却方式についても調査いただき、中城湾の漁場環境保

全に御尽力いただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○赤嶺昇委員長 参考人等の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い重複することのないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 貴重な海域が汚染されるんじゃないかという危惧を持っていらっしゃる皆さんの気持ちは察したいなと思うんですけども、今御説明します中でちょっとお伺いしたいのがあるんですが、中城湾が瀕死の状態にあると、近年の開発によって。これは具体的にどういう開発がなされているんですか。

○照喜名朝敬補助者 中城湾港マリンタウン等ができてから後は、本当に濁りがひどいんですよ。そしてちょっとした環境の変化でも濁りが立って泥っぽい色になってしまうときがあるんですよ。その日のあらゆる潮流にもよると思いますが、これが原因で私たちが養殖しているクルマエビ養殖場の中でもあの泥の粒子が沈滞してくるんですよ。そう、既に受けているんです。マリンタウン推進協議会の説明においては何も影響はありませんということでしたが、目に見えて今の汚れがだれが見てもわかるように見えます。ぜひ、もしよければ委員が、僕らがお電話した場合に、見てもらうときでもありましたら、お願いしたいと思います。そういう状況にあって、さらにこの沖縄電力の温排水を流した、今の垂れ流し方式になった場合にはあらゆる海棲生物がまず70%消えると。それに伴い、これが川状になって流れるところが知念地先に流れると本人たちも言っています、ちゃんと。それが回り回って、中城湾全体に、時計の左回りですから、知念半島を経て回って行ってまた、久高島方面を回って、津堅島側に回って、また泡瀬、勝連半島を回って、またこれが巡回したらもう数年、1日で数万トン流れるものですから。これが数年となるともう、我々が計算できないぐらいの被害を受けるんじゃないかと。死滅したものには魚は寄って来られませんよ、えさになりませんから。それと一番大きな原因は、温度上昇もありますが、これは8漁業協同組合が共通しているものはこの1点で、一番大変なことは中城湾自体は死滅状態に長年たてばなるんじゃないかと、ウミンチュの命取りになるんじゃないかというのが大きな懸念であります。大体、大まか

なことですが、私はこう考えて今説明したわけであります。よろしく願います。

○奥平一夫委員 漁場がやはりこういう開発によって非常に環境が著しく悪くなっている。それに加えて、今の吉の浦火力発電所の問題で、非常に危惧されるという皆さんの気持ちはよくわかります。中城湾は非常に閉鎖的な湾になっていますよね、私も昔よく行きましたけれどもね。そうするとやっぱりなかなか対流がない。今の説明で、結局、温排水が排出されて、これが知念半島を回って、泡瀬をぐるっと巡回して、滞留しているという、その場にそのまま滞留しているという状態になりますと、おのずとやっぱり海は汚れてくると思いますので、非常に心配だろうと思えますけれども。この皆さん方の要求に対して、沖縄電力がね、2月にこの取水口から吸い込まれた海水でたくさんの魚貝っていうんですかね、そういういろんな卵や稚魚が70%死滅するという、これは皆さん方が沖縄電力に対して要求していたことなんですか。

○照喜名朝敬補助者 これは8漁業協同組合長会と沖縄電力が、説明会をする中で、沖縄電力自身が言ったことでもあります。もしよければ、これにはとってありますから、お聞きしたければその件も入っています。そういうこともありまして、一応持ってきましたが、そういうのを沖縄電力が言っているわけです。そして潮はどこに流れるかという質問に対して、知念半島に行きますと。我々は考えている、知念半島は通るんだけど、またそれが中城湾全体に滞留したら、この8漁業協同組合が抱えている中城湾というのは閉鎖湾ですので、どうしても大きな漁業被害が起きるというのを想定して、我々8漁業協同組合は一致団結して、これを循環式に変えてくださいとお願いして、また我々も協力してますから、もし国に陳情に行かれるんだったら一緒に行きましょうということまでも、話の中で私たちは言っております。そういうことでもあります。

○奥平一夫委員 その今の取水口から海水を吸い込むことによって、この海水の滞留によって、海域が漁場として非常に環境が悪くなるということを沖縄電力と話し合う中で、沖縄電力はどういうお答えをしていましたか。

○照喜名朝敬補助者 沖縄電力は何の影響もないという、こればかりです。これ一本やりです。あとはないです。これは今皆さんいけませんから、よく質疑もしてござって。その一本やりです、何にも大丈夫だと。聞いてもくれません、会ってもくれません。僕は電話しましたけれども、9時半くらいからやって、

11時半までかかって社長のところまで行けませんでした。お話ししようと思って、そしたら呉屋という秘書のところにとまって、もう全然話ささせてくれませんでした。そういう状況も本当に悲しかったんですが。我々、8漁業協同組合の人間がこれだけ心配しているということ自体が、もうウミンチュは本当に大変な危機感を感じているわけです。ありがとうございました。

○奥平一夫委員 事業者はなかなかそういう影響はないと言いつつ、皆さんと会うこともしていないと。非常に不誠実な対応をしていらっしゃるということですけど、それに対して県はどうですか、皆さんに対して。

○照喜な朝敬補助者 県は一応、会長、この8名だったですかね。そのときに県の環境保全課長に会っていますが、県から申し上げるということだったんですが、返事はもらっていません、何も。

○奥平一夫委員 これはいつごろ、お会いしたんですか、県の環境保全課長とは。

○安次富保参考人 11月5日に、知念建次文化環境部長あてに温排水の処置をということで、変更するような旨を下地寛環境政策課長に届けています。以上です。

○奥平一夫委員 陳情してから、11月4日以降は、県のだれか、案内なりあるいは会うなりしたことはありますか。

○安次富保参考人 直接県のほうからは来てはいないんですけども、沖縄電力と沖縄県の水産課の2名、それから環境保全課から3名ですか、それと我々中城湾沿岸漁業協同組合長会の8名と沖縄市のほうで、沖縄電力からの説明を受けました。

○奥平一夫委員 この皆さん方の陳情に対する陳情処理方針、県はこう思っていますよっていう、そういう方針は聞かされていますか。

○安次富保参考人 県の方針としては正確には聞いておりません。

○奥平一夫委員 県の方針ではですね、「平成20年11月5日付で要請のあった

潮流及び海水温度の調査、資質、サンプリング調査、海洋生物の生態状況調査については、今後地元中城事業者、県で締結する環境保全協定の調査項目に盛り込む旨を口頭にて回答したところであります。」という、これ11月4日にその回答があって、その後、その県として調査をすとかどうすとかという、そういう報告は全然ないということですか。

○安次富保参考人 我々もその協議会の中に入れて8漁業協同組合も入れてやってほしいということは求めたんですけども、県としては沖縄県、それから当事者の中城村、沖縄電力の3者でやるということの返事は聞いています。その陳情の中に我々が求めている環境調査をですね、漁業権内だけの調査じゃなくて知念地先までの環境調査をしてほしいと我々は沖縄電力にその旨を伝えたんですけども、沖縄電力としては、自分たちが調査した範囲内では、知念地先まで影響が出るという可能性はないから、知念地先まではやりませんという返事はもらっています。

○奥平一夫委員 でもそれは、例えば先ほどのその取水口から、温排水を吸い込んで出して、出したやつは知念地先まで、還流をするというお話が皆さんの中であるわけですが、これ影響があるということではないですかね、実際。

○照喜名朝敬補助者 これは我々今、中城村長、浜田京介村長に8漁業協同組合から会ってお願いしたいということで、何回もアポイントメントをとらせていたんですが、いまだに実行されていません。それと沖縄電力は一方的です。自分らの話はするけれども、聞く耳は持ちませんよと、現在まで続いているわけです。説明だけだったのです。これは何もしませんよ、しませんよ。我々はそんな考えではないんです。その今言う中城湾の吉の浦火力発電所から、うちの漁業権まで3キロメートルから、3キロメートルちょっとだと思えます。すぐ流れます。ゆっくりしておっても、3キロメートルの潮だったら、一時間では到達して通っていきます。そこを何の影響もないというのが、僕らには理解できないんです。死滅させた温水が、温排水がここを通っていくのに、あらゆる魚が、食べ物が入っていない海水に来るわけがないんですよ。そこで殺された細菌、出されたときに中和されてくる潮の中には、今までなかった海域にはまたこの210万トンが災いしてここで攪拌されて流れていきます。ここから考えたらこれははかり知れない、210万トンは300万か400万トンになるか、その海域の中身はわかりませんが、そういう死滅した海域に流れても、それにさらに温排水の高い温度でそこで中和されるときに起こり得る細菌等々の発生が大きく

なり、さらにその潮がそのまま流れて知念地先に行って、我々が知念地先で今実際やっている養殖場があるんですよ、エビの。8ヘクタールのそこが、真っすぐなんですよ、潮の。一番怖がっているのは知念漁業協同組合なんですよ。その仲間に言ったら、今度は海ブドウとモズクがーモズクが大体今多いときで4200トンくらいつくっていますが、その海域がまた養殖場がある。そこにどういうわけか、僕らに科学的にはわかりませんが、どういう影響が起こり得るかというのが、3分の2を知念漁業協同組合は維持をしているんですよ。漁業協同組合としてこの中城湾に。それが回って反時計回りで、全体の中城湾が抱えている8漁業協同組合に汚染された場合にはもう、どうしていいかわからないと。漁民は死ぬと言わんばかりの処置だと私は思うわけです。それで今、循環式にかえてくださいとそこの点なんですよ。ぜひかえてもらって、循環式にもらってこれを直せというのを聞かないんですよ。これはどういうことかという、お金がかかりますと。そりゃかかりますよ。だからこそ、漁民も協力して、例えば国に陳情しに行くのだったら僕らは陳情しに一緒に行きますよと、この前の話し合いの中で協力していきますと。それも、もう聞かないと。もうその一点張りなんですよ。

○奥平一夫委員 循環式の話にこだわりますが、その循環式を提案したのはいつごろですか。

○安次富保参考人 循環式を提案したのはですね、我々中城湾沿岸漁業協同組合長会のほうに岩礁破碎に関する同意書の提出ということで、期日ははっきり覚えていませんが。2カ年ほど前からその同意書を求める沖縄電力との話し合いの中でですね、我々漁業権者じゃないですから、その循環式にしてくれという意見は、その同意書を向こうから求められているときから沖縄電力のほうには伝えてあります。

○奥平一夫委員 それを無視した形で、今の温排水式にしようということなんですね。じゃあ、もう一つ聞きますけども、県はこの県の陳情処理方針の中で、事業者と県と中城村と環境保全協定を結びたいということですが、ただもう皆さんもこの事業に納得していないわけですから、まだ協定の協の字も出ていないと思いますけれど、どうですか。協定を結びたいというふうな県からの申し入れはありますか。

○安次富保参考人 その件については我々のほうには多分打診はないと思いま

す。それは我々も中に入れてくれというお話はしたんですけれども、皆さんは隣接漁業権者であって、当の漁業権者じゃないからといって我々の意見は聞いてもらっていないです。それからもう一つ補足説明という形でですね、冷却するための1日に210万トンという温排水が出ますけど、その210万トンという量はですね、あのうるま市与那城平安座にあります石油、O T Cの大きな石油タンクがありますね。大きな石油タンクが、あれ、10万トンです。その10万トンですから、210万トンという量は大きな石油タンクの21杯分が、通年とおして出るということです。以上です。

○赤嶺昇委員 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 8漁業協同組合の皆さんが死活問題だということで、ここ平成18年ごろ動きがあったころから、皆さん声を上げているということですが、漁業で生活を営んでいる皆さん、人数としてどれくらいの皆さんがいらっしゃるのでしょうか。8漁業協同組合の、生活権のかかっている皆さんです。

○照喜名朝敬補助者 全体ではどれだけいますかね。ただ人数ははっきりしていませんが、うちだけでも300名、やがては400名近くいますから、ウミンチュだけです。それにかかわっている方々まで計算すると、僕ら漁業協同組合だけでも二、三千名はかかわっていると思います。なぜかっていったら、まずウミンチュがいまして、家族がいまして、仲買人がいまして、それから買っていく刺身屋がいまして、そういう家族を一切養っているということは間違いないです。またそれにかかわっている方々は僕らから出荷するエビやあらゆるモズクやこういう方々もかかると、膨大な数だと思います。知念漁業協同組合だけでもですよ。それが全体となると、何千名になるか、僕らのものしかわかりませんが、8漁業協同組合ですから。その点で見るともう、万単位にかかわるくらいの間人が食べているんじゃないかと思います。

○西銘純恵委員 あの、本当に万単位の皆さんが、直接この金武、中城湾ですね、この吉の浦火力発電所そのまま建設を進めたら、死活問題だということを今言われているんですけれども。この沖縄電力が言っている取水口から水をとったら70%の生き物が死滅するということを明確に答えているわけですよ。これに対する、何か死滅をさせないような手だてがありますよとかですね、やらない方法があるよというようなことはあるんでしょうか。

○照喜名朝敬補助者 あると言っていない、何も。我々が話の中で、じゃあこれが出たら、実際に70%死滅、本人たちが言っていますから。この死ぬということ、生物の70%は死にますと。これも、もし、この沖縄電力を呼んで、聞かれています。これ8漁業協同組合の中で、今いらっしゃる中での話の説明会で言っております。その対処策というのは何も言っていない。ただ、これはだめにしても大丈夫だと、中和されて温度はどれだけ下がって、どうのこうのと、潮の流れなんか決して言っていない。だから中城湾の中城の漁業権だけでとまるんだとしたら、そこを囲ってやってくださいというのが我々の主張だったんですが、そんなことはできるわけないから、流れるということも言っていない。だから我々は図も示して、これは海上保安庁調べの図も添付した形でこうこうでこうなるから、僕らは大変になるよということは説明しましたが、僕らとしては沖縄電力からはそんなことできないとか、できるとかの話ではないんです。ただ、もうやらないというのが現状でした。

○西銘純恵委員 これだけ死滅するよ、それで仕方ないというような立場を沖縄電力がとっているということを本当に沖縄県全体の漁業者の皆さんの生活もそうなんですけれども、沖縄県全体のこの漁業をどのようにしていくかという、産業があつて、そして沖縄電力もですね、県民のための沖縄電力ということであればですね、やっぱりそこも、どう一緒に成り立つようにするのかというのが、全く今のやり方では沖縄電力側は、そういう誠意を示していないということをととても感じとられます。それではこれが最後ですが、循環式についてその方法もあるし、それであれば両方いきますよということをしつかり提案をされているけれども、これに対する回答がないと、そういった門前払いということを言われているんですが、そうでしょうか。

○安次富保参考者 循環式については我々が求めているわけですから、そういう方法もあるんじゃないですかということで、ずっと我々は前から言っています。それについて沖縄電力からは、本土のほうでは確かに循環式はあります。しかしながら循環式を使っているのは工業用水で、沖縄ではそれだけの循環式に使用する工業用水はないという返事があります。しかしながら、我々は工業用水を使うんじゃないかと、海水を使ってどうですかと、海水を使っての循環式もできるんじゃないんですかと。その辺詳しく、できないならできない理由があるわけですからね、何でできないのか。ただ、金がかかるからというのは理由にはならないと思うんですよ。実際技術的に不可能なのか、その辺も説明を求

めたんですが、その辺の説明は我々を納得させるだけの材料の説明はないです。以上です。

○西銘純恵委員 技術的にできないということではないということをおっしゃっています。いずれにしても必要なことは金をかけてでもやらないといけないと思うんですよ。ましてやこれだけの皆さんがですね、漁業が立ち行かなくなるし、生活がかかっているということをおっしゃれながら、そのまま進めているということについては、やはり県が環境保全協定を結ぶからとかという問題ではないと本当に思います。ですから、これはきょうは参考人の皆さんから話を聞いてですね、県に対してもこの火力発電所が必要だということであればですね、この漁業権を持っている皆さんの生活権をどうするのかという立場で、やっぱりできることをさせると、県のほうから循環式とか技術的にどうなのかということも含めてですね、やっぱり議会のほうでも県に対しても言うべきではないかということを感じております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 よろしくお願ひします。12月議会で皆さんのファイルにあるところで、うちの大城一馬議員が質問をして、1日にこの温水が、私たち県内で使われる温水の何倍に当たるのかというような話等の質問をして、そのときですね、県の答弁が、その沖縄電力に対してですね、いわゆる、地元の中城村と沖縄電力、県の3者で環境保全協定を締結する方針を示して、その中でしっかり調査させ、必要に応じて事業者を指導していくというような回答になっています。そのときに大変話題になったのはですね、漁業の皆さんですから、どれくらいモズクが落ちて、どれくらい魚が少なくなったのか、ここ3年間ですね。これは開発に関してもあると思いますが、そのときにモズクが通常だったら、80センチくらいになるものが、三、四十センチくらいにしか育たないとかという議論があったと思うんですね。これはモズクだけではなくて、クルマエビとか他の実際的に漁業をしている中で、近年どのように漁獲や養殖栽培が落ちてきたのかというようなことをもう少し詳しく教えていただけますか？

○照喜名朝敬補助者 今数字を挙げてと言われたらわからないんですが。ただ目に見えてわかるというのが、汚れが生じて海域が昔はここまではどういふ魚

がいたかが、ずっと前に進んできています。泥化して、泥食いの魚が、前はここまでしかいませんでしたけど、ここは前にはたまにはイラブチャーもいたところが、もう泥魚しかいない。こっちまで移動していると。海域が移動しているんです。だからそれを確実に泥の魚が来るんですから。アシチンコノシロとも言いますが。それがだんだん前に進んできていますよ。そういうのがあったり、またそれは規模も昔のようにとれるときとは違って、漁具も2倍も3倍も持たないと、もう釣れる魚がだんだんいなくなってきて枯渇状態になるところもあるんですよ。だから、これを毎日変わりますから、天候というのは潮流も変わる。これをどこをどういうという、科学的にというのは、まずできないと思います、説明が。僕らとしては、この海域に魚がいたところが、もうここまで泥魚が来ているよ。今まで、要するにリーフについていたイラブチャーとかタマンが、もうここにはいなくなって泥魚にかわって、アシチンにかわって、ボラにかわって、だんだん寄ってきているんですよ。こういう状況しかはっきりしたことはわかりませんが。それと、もう一つ言えることは、食物とか草とか海のものというのは周期がありまして、その年々で、四、五年で大体入れかわりでよく生えるときと生えないときとがあるんですよ。まあ、汚れ等々もあるんですが、その具合がどうかというのは科学的には証明、僕らにはわからんが。実際今度は、今少し生えています、モズクは割と。また、生えないときもあるんです。それ、何年かに1回くらい、そういうのが周期的な繰り返しですが、はっきりとしたことは僕らも承知していません。ただ、前年よりも漁具は多くなる、日数は時間をかけて多くの海を利用しなければ、食べるぐらいの量がとれないと。これは確かなんです。だから、どうこう、ここから、生き物ですから、この面積にどれだけいたというもんでありません。どこでとってきたかもありますので、中城湾だけの問題じゃなくて食べるときに市場に揚げるのは沖からとってきたもの、いろいろ混ぜて揚げるんですが、そこ自体から、沖縄電力が来て初めてこれに危機感を感じて、起きてしまうことが大きな要因です。今まで影響は受けているけれども、そこまでは言わなかったんですが、この沖縄電力の温排水の排出、要するに垂れ流しをするということで。それからもう一つ言えることは沖縄電力は、その8漁業協同組合の漁業協同組合長会で示して、簡単に言えば協力するという形で、ちょっとのお金を皆さんに上げましょうということでやったんですが、知念漁業協同組合は拒否しました。沖縄電力が垂れ流しをするんだったら、私たちは要りませんよ、我々は反対ですという、40そうの船で海上デモをやったんですよ、知念漁業協同組合は。これは全組合員の、要するにこれをつくったのはどういうことかという、ある当時の総会で来ている方の全員が反対だと、大変だと、今でもこう

なのに大変だから反対しようということで、全員一致で可決した。それから何か月かして、これ海上デモ、一応示しました。これも今までやっても会う気はないんですから、あちらは。それから中城村長も会ってくれないんです。いまだに会ってくれないんです。こちら8漁業協同組合から陳情はしていますが、これもまだ会ってこれを中身の話は一つも聞いておりません。これが今の現状であります。ありがとうございました。

○比嘉京子委員 例え、モズク網というんですか、それに付着する泥っていうのも非常に目立っているんですか。

○照喜名朝敬補助者 これは私はもともと、このモズクの養殖をやっていましたが、とても年をとりまして、ちょっと病気がちでもありましたからやめました。昔はそんなに泥が覆ってなくて長く置いておいても掃除しなかったんですよ。今は何日か越しに、この網を揺すぶって落としたり、この泥ですよ、あるいはポンプで吹き飛ばしたりというような措置で今の養殖業者はやっている状況です。これは、僕は現在行って自分でやっているわけではないんですけども、今の漁業者である方々から、もう常に聞いています。もう、ちょっと潮が悪くてなぎになったときに濁ったやつが、もうこれは潮の中に沈んでその網の中に付着してもう大変だと。だんだんこれがひどくなっているということは言っております。これが現状です。

○赤嶺博之補助者 勝連漁業協同組合の赤嶺です。勝連漁業協同組合のほうでは、組合運用をですね、90%がモズクの収穫で補い、また、運営している漁業協同組合なんです。そのモズクはですね、正確に水温をはかったことはないんですけども、5月の水温ではもう伸びません。今回のあの吉の浦発電所からの温排水が常温より7度高めということは、モズクの生育にはもう一番悪いんですよ。これがもし中城湾全体に広がった場合ですね、勝連漁業協同組合のモズクで生計を立てている漁業協同組合ですから、もう死に向かうのはあからさまなことなんです。ましてこのモズクの胞子というのは39度の温度からは死滅するってこういううちまたでは言われていますし。話はそれなんですけれども平成21年2月12日の沖縄電力との話し合いの中でも、水産課が立ち会いしてまして、サンゴの白化現象は何度から起こるんですかと聞いたんですけども、水産課のほうもわからないという返事だったんですけども。この温度が上がるといことは、サンゴの白化現象も起きますし、それに伴い先ほど照喜名漁業協同組合長からもあったように卵稚子の死滅にもつながっていくと思うんで

すよね。そうなりますと、中城湾、もうたらいの中にお湯をどんどん注いでいくような状態になっていくんですよ。そのためにも12日の集まりを持ったときにも沖縄電力の部長のほうに、ぜひ循環式にしてほしい、その方式はもう向こうのほうでもあると知っているんです。再度、再度お願いしたんですけども、沖縄電力の部長からの意見は、現行どおりで着工します。本当はああいう漁民のことを考えないこの沖縄電力の部長、管理職の方々ですね、もう少し漁業で生計を立てている、もう同じウチナーンチュですから、その気持ちを察してほしいと僕は思います。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員 素人なので、どのような状況になるかというのは想像もつかないんですけどもね。先ほどの1日に210万トンというのが大きな石油タンクの21個分になるということなんですよね。それは取水してそれを排水するときのこの循環ですよ、まあ排水循環ではないですが、そのときにその潮位が上がったり、下がったりそういう変化というのは起こりませんか。

○赤嶺博之補助者 潮位の変化とか余り起きないと思うんですけども、ただこの210万トンですよ、これを沖縄電力の説明はもう模型を使っただけのシミュレーションなんです。これが7度の温度差が250メートル沖合では常温になると説明しているんですけども、漁業で営む自分たちとしてはこれがもう周年で210万トン流された場合、川の流れができますよね。これ本当に250メートルで終わるんですかと言ったら、間違いありませんとしか言わないんです。沖縄電力のほうからも、漁業者を納得させるような説明は一切ございません。

○渡嘉敷喜代子委員 取水して排水するという、すごい水圧だと思うんですよ。そしたら、海底も本当に川みたいに形態も変わってくるでしょうし、排水するときもまた、地図を見たらまた場所が違うんですけどもね、またそこにも大きな川みたいなのがつくられるんであろうということなんですよね。先ほどからこのサンゴの白化現象のものが出てくると、本当に沖縄の海の自然が、本当に破壊されるんだなということが今わかったんですけどもね。それで先ほどの質疑の中で中城村長も会わないということでしたけれども、そのあたりはどうなんですか、どういう理由なんですか。

○安次富保参考人 その件で中城村長と中城湾沿岸漁業協同組合長会と話し合いをしましょうということではですね。県の環境保全課ですか、下地課長のところに、向こうに行ったときに、彼のほうからまずは中城村長と皆さんで話し合

いをしてらどうですかということで、そういうお話がありましたんで、うちの事務局を通じて中城村長さんのほうに何回かアポイントメントをとっているんですけど、なかなかそれが実現しないという状況であります。

○渡嘉敷喜代子委員 何かそのあたりよくわからないんですけども、やはり沖縄県の環境保全課の課長が直接皆さんと会うとか、沖縄電力と会うとかそういうことが大切なことであるのにもかかわらず、なぜ沖縄県の課長が、中城村長と会って話をしなさいということになっているのか、そのあたり私は理解できないんですけども、どうなんですか。

○安次富保参考人 その辺は、私も中身については定か、よくわかりませんが。ただ我々が環境保全課で話ししたときにそういう話は確かにありました。その中で県としては村長と会って何か善後策が生まれるんじゃないかなという、そういう期待を持っての返事だったと思います、話だったと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 これだけの多量の水の取水とか排水をやった場合にですね、明らかに環境というのが生態系も変わってくるし、変化すると思うんですね。そんな中でやはり沖縄の海をどう守っていくのか、漁業者の皆さんにとっては魚は寄ってこないということも含めてですね、どう守っていくのかというのはそういうこと、環境保全課のその課長がですね、県の立場でしっかりとそのことを守っていかなきゃいけない立場の人が、自分は逃げておいて、じゃあ村長と会いなさいということも、とてもおかしなことだと思うんですね。この件についてはまた、県の人との話し合いの中で、していきたいと思うんですけども。やはり37度の温水で、多量の排水が流れていて、魚やそして今モズクの大変な状況にあると、汚染されてですね、そういう状況でですね、やはり皆さんの生活権のこともあるし、そして環境の問題も出てくるということで、やはりそのことは議会の中でね、しっかりと審議していきたいと思います。今日は本当に御苦労さまでした。

○池田博補助者 きょうは議員の皆さんには大変貴重なお時間をいただいたことに大変感謝申し上げます。今、地球規模でですね、温暖化が進んでおります。沖縄の県魚であるタカサゴがですね、鹿児島県あるいは長崎県壱岐まで行っているような状況であります。私も漁業者といたしましてもですね、これ以上の温暖化というのは非常に今の段階で何とかしていかなくてはならないと。特にこの中城湾は閉鎖的な湾であります。そして先ほどから出ておりますモズク

の生産量においてもですね、県内の約65%が中城湾で生産されております。そういったことを踏まえてですね、今後委員の皆さんにはぜひ今我々が求めている沖縄電力に対してのですね、循環方式に、ぜひ変えていただきたいと。電力自体は我々の生活にとって非常に重要なものであります。ですから、電力をつくることについては、私ども反対をしているわけではありません。ただ、海に対する環境がこれ以上悪くならないような対応をですね、ぜひ議会の皆さんも御協力していただきたい。このようにお願いを申し上げたいと思います。

○照喜名朝敬補助者 あの前、池田さんもおっしゃっていますが、沖縄電力は、宣伝では環境に優しい沖縄電力なんです。しかし、ウミンチュに対しては、環境を壊す沖縄電力、今のようにやれば。しかしそれを環境を壊さないために、循環式にすれば環境に優しい沖縄電力になり得ると思います。我々も加勢して国には陳情します、一緒になって。したいと僕らは思っています。それも僕らは告げてあります。またさらに国にも、請願をしてあるんです。ただし今実際また署名活動もしております。いずれ署名を持ってまた請願に行くかもしれませんが、そのときはこの沖縄県の議員の皆さんもこぞってお願いしてください。ぜひ沖縄の環境を悪くしないでください。これ以上悪くなったら、漁民はもう立つ瀬はないんですよ。本当に、死活の問題だと我々は思っていますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で安次富保参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際委員会を代表して参考人等に一言お礼申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり、貴重な御説明をいただき心から感謝申し上げます。

本日拝聴いたしました内容等につきましては今後の委員会審査に十分に生かしてまいりたいと思っております。

安次富保参考人及び補助者の照喜名朝敬さん、池田博さん、赤嶺博之さん本日に本日はどうもありがとうございました。

以上で参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、沖縄権精神福祉・医療・福祉連絡協議会代表中山勲氏から説明を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後、補助者の出席について協議した結果、出席を認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に御協議したとおりに取り計ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し、質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときはあらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うことになっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等から委員に対し質疑をすることはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに、中山勲参考人から陳情平成20年第184号県立那覇南部

医療センター精神身体合併症病棟の拡充に関する陳情について簡潔に御説明をお願いいたします。

中山勲参考人。

○中山勲参考人 本日の参考人の中山勲と申します。所属は沖縄県精神保健医療福祉連絡協議会の代表ということになっています。

初めに、資料が4部ほどありますけれども、一番上の一枚のほうから始めたいと思います。このたびは、私どもが沖縄県議会に提出しました要望書に対して、参考人として招致していただき、説明の機会を与えていただきましたことに心から感謝申し上げます。私どもの要望は沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの精神科身体合併症病床5床と一般病床14床からなる混合病棟19床を一看護単位の精神科身体合併症病棟として再開して早期に全面再開することです。要望の説明に入ります前に、要望する私どものよって立つ心情を申し上げたいと思います。なぜならば、私どもの要望が決して我田引水でも、セクショナリズムでもないことを知っていただきたいからです。私どもは判断の基準としてまず原則を考え、次に優先性、最後に実行可能性を考えるべきであり、順序が逆になることは間違っていると考えております。原則はシュバイツァー博士の生命の畏敬であり、生命には差別はなく老若男女、健常者、障害者、役に立つか立たないかにかかわりなく平等であるべきだと考えます。

次に、優先性としては最も不足して困窮し、弱小の分野を優先するべきであります。最後の実行可能性としては、人的、物的、経済性等々を考える必要があります。そして、私どもの要望は上記の判断基準の原則、優先性、実行可能性のいずれも満たしていると考えております。僭越ながら申し上げますと、県立病院の赤字問題を中心とした最近の議論は実行可能性が先で、原則が最後であり、判断基準の順序が逆になっており、県立病院の本質を忘れていると思います。

以下、要望事項について簡単に御説明いたします。次の資料よろしく申し上げます。

2ページ目は要望の用紙でございます。3ページをお願いしたいと思います。精神身体合併症医療の歴史的背景といたしましては、日本においては身体疾患と精神疾患が病院医療の中でも別々に処遇されてきたという経緯があります。すなわち、医療の場が一般病院と精神病院に分極化しているその結果、精神症状と身体症状をあわせ持つ合併症患者の場合、どちらでも診療が十分にできないという問題が生じております。合併症病棟の必要性としまして、精神科のある総合病院で合併症治療を行うことが、適切であるということが言われ

ております。そして、身体合併症には次の2つの側面があります。1つは精神障害者の身体医療、これは精神科病院に入院中に骨折、肺炎、イレウス、その他もろもろの身体疾患を起こす場合です。それから身体疾患患者の精神医療、これは一般病院に入院中に、うつ病、認知症、せん妄、自殺企図などが生じた場合です。これは重症の例は専門病棟でなければ、処遇が困難であります。そして我が国の平成8年度の調査によりますと、精神病床1000床当たり1日1床の合併症病床が必要であるというデータが出ております。すなわち全国では3000床、沖縄では30から50床が必要ということになります。これは精神科病院に入院中の人たちだけでありまして、一般から入院して精神症状を発症する人は、またその倍ぐらいおります。それから、これも日本の特徴ですけれども、身体合併症治療のシステムができてきている自治体は非常に少ない。それは総合病院の中の精神科病床が非常に少ないからでありまして、総合病院の精神科を持っている病院は全国では10数%、沖縄では2.6%に過ぎません。

次は、5ページをお願いいたします。南部医療センター・こども医療センター合併症病棟の実績ですけれども、南部医療センターこども医療センター合併症病棟は、日本で初めて総合病院の中の精神科身体合併症病棟として特化された専門病棟であります。これは全国で非常に珍しいということで、注目されているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。南部医療センター・こども医療センターの合併症医療の現状でございますけれども、開設時から看護師不足で、解棟、休床を繰り返し19床が一体となった運営ができないで、当初の計画で期待された力量が発揮できないでおります。後方病床である混合病床14床がなくなって以来、精神病棟と他病棟との患者移動の見通しが立てにくく、常に満床で、入院依頼を断らざるを得ないことが多くなっております。これはもし御質疑がございましたら、後ほどまた御説明いたします。そして合併症患者はますます増加しているということで、南部医療センター・こども医療センターでは病院全体で常時30人から40人の精神科の入院合併症患者、これは身体疾患で入院した精神合併症も入っておりますけれども、30人から40人の入院合併症患者を診療しております。ですから、精神科は成人入院患者の16.4%を担当していることになります。そして、ほかの病棟、精神科以外の病棟では、非常に看護師の人手が不足しておりまして、病棟として精神的ケアが十分に行えないため、患者は拘束されたまま放置されていることも多く、その結果さらに合併症が悪化し、看護師は疲弊し入院日数は伸びるというような悪循環を呈しております。現在、本日のところ21人が拘束されているという話であります。それから、3番目の休床による収益性の悪化でございますけれども。休床中の一般病床14床は、年

間一億円余の収益遺失が続いており、県立病院の収益悪化の一因となっている。試算によれば予定どおり開設運営されていた場合と比較して両病棟で3年間に4億円の収益遺失が生じているという試算になっております。

8ページをお願いいたします。提案理由と経営の見通しのところでございますけれども、5床と14床の2つの病棟を統合すべき理由としまして、現状の問題点にかんがみ、3年連続して看護師確保に失敗しておりまして、今後も看護師確保のめどが立たない自体を踏まえ、必要看護師数を減らし、場合によっては看護師数をふやさなくても病棟運営ができる方法を案出する必要があると考えます。

しかし、2つの病棟を統合して1病棟とすれば、必要看護師数は半分の14名で足りることになりまして、合併したとしても、病床数に対する看護師数は他の一般病棟より厚い配置になるので、看護の質も保たれます。両病棟を合併すれば、収益性は大幅に改善いたします。

それから10ページでございますけど、これは病院事業局長が、このため院内で検討を重ねた結果、混合病棟の14床については看護師が確保された場合には小児科病床として再開することを考えているということを県議会で発表しております。それから精神身体合併症の患者については、各病棟において精神科の医師と、診療科の医師と、精神科の医師の共同管理のもと現在十分な治療が行われていると考えておりますと述べておられます。またそのすぐ下に、南部医療センター・こども医療センターの14床について、そちらに入っております精神科の患者は比較的軽症な身体合併症を持った患者でありました。病棟でも、十分に管理できる患者であると考えておりますと県議会で答弁なさっておりますけれども、これにつきましては私たちは次のとおり考えております。これは、19床までは使用可能と平成14年に県議会で当時の病院管理局長が答弁なさっております。精神科病床は5床、一般病床は14床であるけれども、精神病床が不足した場合には一般病床を19床までは精神科身体合併症患者を優先して、使用できるものというような答弁がこれは平成14年にあります。それから現在の身体合併症治療は全く十分とは言えません。それは、非常に手薄な看護体制のために行動上の問題がある患者に対しては、頻繁に拘束を行わざるを得ません。それは人権を制限し、家族に心痛を与え、合併症を増加する結果ともなっております。また、現在30人から40人の身体合併症がおりますので、我々は30床以上が必要であると考えておりましたけれども、それを証明するような結果となっております。

最後ですけれども、11ページの政策医療の判断を現場にゆだねてよいのかということですが、病院の現場で検討した結果を病院事業局が追認している形です

けれども、そもそも政策医療の縮小という重大な判断を現場に任せてよいのかということを感じております。ぜひ、県民の代表である、議員におかれましては、県民の35人に1人が精神障害者であるという事実を踏まえ、ぜひ適切な判断をお願いしたいと思います。長くなりましたけれども、以上です。

○赤嶺昇委員長 参考人の説明が終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑、答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することのないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 南部医療センター・こども医療センターができたときにはですね、旧那覇病院が閉鎖されましたね。その段階で、その合併症の病床もつくってほしいというようなことを皆さんはやっていますよね。そのあたりは、その経緯をちょっと説明していただけますか。

○中山勲参考人 はい、もう年度は少々ちょっと手元に資料がなくて忘れてましたけれども、あるいは旧県立那覇病院を高度特殊機能病院として移転、新築するという話がございましたときに、私どもとしましては沖縄県の沖縄本島におきましては、総合病院の中に精神科病棟というのは全くありませんので、宮古地域、石垣地域のほうでは総合病院の中に精神科があるために、身体拘束の問題というのはほとんど生じておりません。私も宮古病院に4年間勤務しましたけれども、ほとんど精神科の身体合併症問題ではそれを心配することはありませんけれども、むしろ沖縄本島の中において、そのような総合病院の中で精神科病棟のある病院というのが琉球大学附属病院以外にはないわけですね。しかし、琉球大学附属病院は研究機関であり、教育機関でもあり、それからそのためもあって看護師がほとんど女性。当時は男性はいませんでした。そういうことで、精神症状が激しい人たちは入れませんし、また、身体合併症の人がすぐに必要なときにすぐ入れるという状態ではなかったものですから、このチャンスに沖縄本島の中の総合病院にぜひ精神科病棟が必要であるということで、我々、沖縄県精神保健医療福祉連絡協議会が一致団結しまして、署名活動等も行いまして、3万5000人強のですね、署名を集めまして陳情しました。知事への陳情、県議会議長への陳情、2度行いました。そういう中で、非常に、旧県立那覇病院側としましては、精神科身体合併症病棟をつくるということは当初念

頭になかったものですから随分抵抗がございまして、病院管理局主催の一般科と我々連絡協議会側と4回の話し合いの会を持ちましたけれども、結局はなかなか調整がつかずに、最後は病院管理局長の英断といいますか、混合病棟として19床つくるけれども、まあ、精神科は5床に過ぎないけれども、必要とあれば19床までは精神科が優先して使えると、そのための構造も現在もそうですけれども、5床の隔離ができる空間と、それから、さらに、あと10何床まで隔離するための空間と、それから最大19床まで3段階に開放できる、それから隔離もできるというような構造になっております。

○渡嘉敷喜代子委員 先だって去年の12月24日でしたかね。南部医療センター・こども医療センターを視察したときにも、やはりそういう構造はよくわかりました。ところが、病院長はですね、やはり違うんだと。現場を見てくださいというような言い方をしていたんですよ。それで途中から、精神科に割り込まれたというぎくしゃくしたものがあったというような説明の仕方もしているんですよ。ところが、あの政策医療として入れられた段階でですね、やっぱりこれからもちょっと政策医療として続けるべきだと思うんですよ。今回の病院長が小児病棟に使いたいというようなことをしていることに対してですね、病院長の言い分は、いや5床だけがその精神科病棟であって、14床は違うんだよと。これはもう自由に使えるんだよというような言い方しているんですよ。そのあたりについてはどうなんですか。

○中山勲参考人 まず前半の途中から割り込んできたというのは、まあ、現実的にはそのとおりだと思います。初め、青写真の中で精神科は入っていなかったんですね。しかし、これは精神科を、この際身体合併症の問題というのは、これは全日本的な問題でしたから、これはまず私たちに打診がないわけですよ。旧県立那覇病院の建築問題ということ、私たち精神科のほうに何の打診もなかったわけですし、そういうことで、これはもうぜひ、特に身体合併症については、まず各病院で手当ても受けられずに死んでいく人がたくさんおりましたものですから、それでどうしてもこれは必要だという我々の考えで運動を起こしたわけですね。それから14床は、これは一般病床であるというのは、そのとおりです。5床だけが精神科病床ですね。ですから、精神科の場合は措置入院とか、措置入院というのは自傷他害といいますして、そのまま放置しますと自分を傷つけるか、他人に害を与える、そういうふうな人たちも私たちの精神科医療の対象ですので、そういう人たちが肺炎になるとか、先ほど言いましたように腸閉塞になるとかというときには、自傷他害の人も一般科で治療しないと

いけないものですから、どうしても精神科病床が必要なわけですね。それは精神保健福祉法にのっとった病床でないとこれはできないわけです。ということで、5床ですけれども非常に自傷他害な人たちはそれで何とかできると思えますけれども、どうしても5床だと、本当に今平均13.8日退院までにかかっているそうです。これでも精神科としてはもう大変短い期間ですけれども、13.何日もかかったんではですね、5床というのはもう全くほかの患者さんは受け入れられないわけですね。そういうことで19床までは5床でやや落ちついた人は次の段階、さらに落ちついた人はもうちょっと19床まではというような、どうしても後方のベッドといいますか、精神科病床以外のすぐ隣接した混合病棟というようなことが非常に必要なわけです。

○渡嘉敷喜代子委員 混合病床については、一般病床だというような認識です。前の病院長、やはり精神科の合併症の人たちの病棟として使うべきだという判断で一時期、半年でですか、稼働しましたよね。その後、看護師不足でまた休床になっているわけですが、こういう判断の仕方というのは管理者によって変わってきていいものかどうか。私は、これは内部のあの病院事業局長も、いやこれはそれぞれの病院の病院長に任せているからという言い方をするんですよ。でもこういう政策医療があるにもかかわらず、このようにして一番弱い立場の人たちがこのように排除されるということは好ましくないから、やっぱりこれは病院事業局長の采配でもって、リーダーシップを今こそとるべきじゃないかということ、私が代表質問の中でも話しましたがけれども、お尋ねしたいことはどういう病床にするかというようなことは病院長の判断だけで決めてよいものかどうかですね。そして内部のほうで、どのように話がなされていたのかですね、そのあたりも含めてお尋ねしたいと思います。

○宮川真一補助者 県立南部医療センター・こども医療センター、精神科部長の宮川です。

実際に病棟の機能をどのようにするかということは、病院長の裁量でできることではあります。ただ、この件に関しましては合併症医療というのが政策医療であって、また県でそれを行う、それから5床に引き続いて14床も19床までは病棟として使えるという約束のもとにですね、病棟も設計され、私も本土から招かれて赴任しております。ですから、そういうことを病院長の判断でこころ変えられてしまいますと、政策医療というのは一貫性がなくなるんじゃないかと思います。ひとつ14床の一般病床というものがですね、どのような働きをしているかということがわかりにくかったんじゃないかと思いますが、ひと

つ御理解いただきたいのは、病棟というものが病院の中でどのような機能を果たしているのかということでございます。病棟というのはただ、患者さんがそこでお休みになっているという、ベットがあるというだけの場ではございません。そこで治療が行われ、そこで回復していくためのケアが行われる、そういうふうなところが病棟でございます。ですから、身体合併症の患者を専門の病棟で処遇した場合には精神的なケアも行える、もちろん身体的なケアも同時に行うわけですが、そういった面で質の高い看護ケアが行えるというところが一番違うところです。つまり、病棟というのは単なる場所ではなくて、治療の道具でもあるということがまず理解されていないと思います。ですから、そうであればやはり、専門の看護、専門のケアができるためには人と患者がおられて、統一したケアができるのが理想です。ですけれども、現在のところは14床がなくなったために、その14床に入っておられた患者さんは各病棟に散らばって、先ほども御案内をした当病院の場合は精神病棟8病棟ありますが、8病棟に5人ずつといったような割合でですね、散在しておられます。そういうところで、看護師は懸命に精神的ケアも行おうとするんですけれども、どうしても身体的なケアが優先になってしまって精神的なケアは後回しになってしまう。結局のところは拘束されてそのままになってしまう。そういったところがケアの質の低下を招いているというところが一番問題ではないかと思えます。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどの中山先生からの報告にもありましたように、南部医療センター・こども医療センターの中で拘束されている合併症の患者が21名ということなんですけれども、病院事業局長の話では、いや軽症の人たちがいるんだということで、別に問題ないですよっていう言い方をしているんですよ。そういう現場の管理者としてですね、そういう病院の現状というのは知らないっていうことなんでしょうかね。

○中山勲参考人 病院事業局長がどの程度御存じかはちょっとわかりませんが、今のような答弁だとしたら、拘束というようなのは、拘束を外すところの人が何をするかわからないために拘束をしているわけですので、拘束するレベルの人が、軽症だとの判断はちょっと間違いじゃないかなと思います。いや、あの非常に、私今民間の病院で院長していますけれども、私自身の患者もこの1月の間に2人、南部医療センター・こども医療センターに送っているんですけれども、そのうちの1人は、数日間診てもらった後、ほかの精神科じゃなくて一般の病棟で診てもらった後拘束をしているんだけれども、うちで対応困難だから引き取ってくれということで、引き取っております。足をバタバタさせ

てあの膝をすりむくんで、ちょっと引き取ってくれと。もうこれは紹介状までそのように来てですね、ですから精神科病棟以外の病棟にいる人たちは縛られたら足をばたつかせたりするわけですね。

○渡嘉敷喜代子委員 一般の精神科の病院では、ひところ、昔はですね、拘束をしていたという状況にあるんですけども、今そういう現状はないわけですよ、どうなんでしょうか。

○中山勲参考人 精神病院の中で、やはり拘束する例はあります。それは、やはり自殺が切迫しているときですね。隔離室というところもありますけれども、隔離室の中に入れればそれは外には出ていけませんけれども、中でまたシートやいろいろなものを利用して、自殺を図るということもありますので。自殺が切迫しているようなときは普通の精神科病院、単科の精神科病院でも拘束いたします。それと、やはりどうしても拒食といいますか、拒絶症で食事をとらない、もう3週間も1月も食事をとらない、もう3週間も1月も食事をとらないときには鼻腔栄養などをやったり、点滴なんかをしたりするんですけども。それを拒絶症の人は鼻腔栄養のあれを全部抜いちゃったり、点滴を外したりするものですから、本人の命を助けるためには縛らざるを得ません。そういう意味で、鼻腔栄養だとか、点滴等、点滴が終われば、あるいは鼻腔栄養が終われば拘束は外すわけで、それ以外のときでは精神科病棟の中では自由に病棟の中を歩けるわけですね。あの入り口は閉まっていますけど、病棟の中は自由に。だけど一般科の病院の病棟の場合には自由に徘徊すること自体が問題になるわけですね。

○渡嘉敷喜代子委員 最後に、私が一番心配しているのはその政策医療がその今県が進めようとしている独立行政法人化したときに、その政策医療が切り捨てられるんじゃないかということが心配されるわけですね。その前の段階で、今の病院形態のその中でですね、病院長の采配で、自分の思惑ひとつですね、そういう一番弱い立場の精神科の患者を政策医療として、切り捨てていくということにもはや政策医療の切り捨てが始まっているんじゃないかというような思いがしてならないんですよ。そういうことで、この問題は南部医療センター・こども医療センターの問題だけではなくて、やはりこれから病院形態を進めていく中で、やはりこのことをしっかりとそうじゃないんだということを、政策医療なんだということで、しっかりと南部医療センター・こども医療センターでも受けとめてほしいなという思いで、代表質問でも病院事業局長に今こ

そ管理者として采配をふるうべきじゃないかという思いで話をしたんですけれども、どうなんでしょうかね。あの、病院事業局長の思いというのは、5床だけで十分だというようなことを言っているんですよ。本当に琉球大学附属病院には4床ですよ、この精神科の合併床の皆さんはね。そして南部医療センター・こども医療センターでは5床、本当にそれで間に合うのかどうかですね。南部医療センター・こども医療センターに21名の皆さんが8つの病棟にその5名単位で散らばっているというような状態なんですけれども、ほかの病院もやはり入院の段階でですね、やはり合併症が出ているというような現状もあるのかどうかですね、屋宜先生。

○屋宜盛秀補助者 補助者の那覇市立病院精神科部長の屋宜と申します。

今、渡嘉敷委員の質疑の件ですけれども、今、那覇市立病院の精神科ができて23年になります。その間、毎年大勢の合併症の患者を引き受けて来たんですけれども、その必要性、一般病床ではとてもやっぱり診ていけないという患者が余りにも多いものですから、県立那覇病院が高度多機能病院として、新しく政策医療を担っていくというところに、実は私の病院の病院長にお願いして、ぜひそこに精神科の合併症治療ができる機能をお願いしてくださいということで。その中、原案の中にこの合併症医療を行うということも盛り込まれたいきさつがあるんですね。それが我々精神医療関係者の要請のもとで、やっと実現していったんです。それで、一般病院のほうで、対応困難な患者を24時間引き受けてくれるものだと私も期待をしていたんですけれども、現実にはそれが機能しておりません。それで、私の病院にたくさんの合併症の患者が、治療の依頼があるんですけれども、一般病棟では、対応ができないということで、お断りをしているのが現実なんです。こういう断っている患者の数というのは、普通の病院では統計を出しておりません。こんな恥ずかしいことは統計に出せないんですね。だからそれが南部医療センター・こども医療センターでも異なったケースについての統計を出していないと思います。我々がたくさんお願いして、たくさん断られているんですけれども、南部医療センター・こども医療センターが何件断っているかというデータは全く出てこないですよ。それは、統計をとらないから。受け入れた数は統計上出てきますよ。これを出すのは簡単ですが、断った件数は統計上出てこないんですね。私の病院では、こちらに参考資料を提出してありますけれども、これは文章で那覇市立病院に治療で依頼があった患者を、とても、これだけ重症では、一般病棟では治療できないということで、那覇市立病院で断ったケースです。リストです。こうやって文書で残してあります。それで、やっぱりこれだけ重症なケースはぜひ南部医療セ

ンター・こども医療センターにお願いしてくださいと、お願いしているんですけども、半年でこれだけの数、大体月に2件ぐらいうちの病院でとてもできないというケースが発生しております。その後の追跡をしますと、この中の3例しかその後南部医療センター・こども医療センターでは、治療を引き受けてもらえていないんですね。大部分の患者は、実はここで政策医療として行われるべきところで治療を受けておりません。そうすると一般病院のほうで、宿泊をしながら、拘束をしながら、何とか治療していかざるを得ないんです。これは退院させるわけにもいきませんし、何とか人の命を助けないといけないわけですけども。そうすると我々みたいな一般病棟でこういう重篤な患者を治療していくとなると、どうしても拘束せざるを得ません。その拘束のための道具が、きょうは実はお持ちしたんですけども、きっと皆さん余りごらんになったことがないと思います。現実にはこれだけの拘束の道具を使って、患者を拘束して一次のページに拘束のためのいろんなツールが、リストが載っています、7つ道具と私は呼んでおりますけれども。どうしてもこの患者を治療するために、ベッドに縛りつけるわけですね。これは体を丸ごと縛りつける拘束帯、この数、うちの病院に何個あるかを書いてあります。体幹抑制用と書いてありますね。24個あります。これじゃ足りません。もっと買わないといけないとなっております。あと、車いすに乗せて散歩もさせないといけないんですが、そのときにもやはり拘束をしないと、車いすでの移動もできませんので、車いすに拘束をするための拘束帯があります。これもぜひ必要なんですね。これもこれだけの数あっても現実には足りません。あと手足を縛るもの、これも点滴を引き抜かない、チューブを引き抜かないと、これも必要なんです。これもたくさんあります。あと、指でこう拘束帯を外したり、周りのものを引き抜いたりする、このミトンと呼んでますけれども、この手袋をして指が使えないようにする、これでベッドのさくにくくりつけて、これでここにいかないようにする。これもたくさんをそろえていますけれども、これも足りない。あと、ベッドを離れて徘徊してしまう。特に夜中、看護が手薄なときにベッドから離れて徘徊をするんですけども、ベッドから離れたときに、これはナースコールにつないで、これは患者につけておきますと、ベッドから離れると、これが外れてナースコールが鳴るようになっている。そうすると、患者が今動いている、さあ、大変だということで慌てて捕まえに行くんですけども。これはてんとう虫と呼んでいるんですけども。これは1個3万円もするんですけども、21個そろえて足りません。このぐらいの数をそろえて四苦八苦しなながら、3人夜勤、2人夜勤の中で一般病棟ではやっているんです。やれているという病院事業局長の答弁は我々の犠牲の上に成り立って、南部医療センター・こども医療センタ

一に本当はお願いしたいんだけど、お願いしても断られてしまう。我々も断っていますし、南部医療センター・こども医療センターも断っていますから、それでもやっぱり命を助けるためにはこうやってみんなが日夜努力して何とか頑張っているのが現状ですので。これは拘束されている患者は一般病棟でやれているはずだというのは、やっぱり現場を見ていないからの答弁としか思えません。ぜひうちの病院に来ていただいて、これだけの数で拘束して私の年間の往診の数が350人とすごい数なんです。今ウナギ登りに登っていますけれども、それだけの数の患者が一つの病院にいる。ほかのもっと精神科のない病院はたくさんありますけれども、そこでいかに皆が苦勞しているかということ、現実をもっとつぶさに見て答弁するべきだと私は考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 今、一般病床ではそのように拘束をして、精神合併症の患者を診てるということなんですが、それがですね、南部医療センター・こども医療センターでのその合併病床での14病床、ではそういうことはもうあり得ないということなんでしょうか。

○宮川真一補助者 えっとですね、あり得ないということではございませんで、やはり精神病床、また14床一般病床でも、拘束せざるを得ない方はおられました。ただ、こちらの合併症病棟ではですね、病床数に比べて、手厚い看護体制が準備されていますので、ですから拘束せざるを得ない患者でも、例えば昼間の間、看護師が多い間は開放して一緒に診たりすることはできておるんですね。ですから、ほかの病棟ですと、むしろ日中は忙しくて、体のほうのケアを手いっぱいですね、そういった患者は拘束されっ放しになっているというような現状がございます。資料のほうを参照していただければよいかと思うんですが、資料の19ページ、横開きのほうの資料の19をごらんいただければ。あの、写真が載っている、これが3月12日に当院で拘束されている数ということですが、一番下の6階精神病棟でも2人は拘束をされています。ただ、ほかの病棟のほうははるかにたくさん拘束されているというのがおわかりかと思えます。拘束の実際というのはこれは、右の写真のようになっているわけですね、これは、一般病棟ですね。むしろ一般病棟のほうは、拘束されている方が多いというところが現実です。それからまずは看護師の人手というのが一番大事、見守っておられれば拘束を外せる方が少なくないということからするとですね、まあ、言いかえれば、人手が足りないから拘束せざるを得ないということ。ただ、合併症によっては収益性が悪いとかですね、看護師が多過ぎるとか言われておりますけれども、そういうふうな患者の人権に配慮した、またその気持ちに寄

り添ったケアができるにはどうしてもこれだけの人数が必要だということを御理解いただければと思います。それからもう一つはですね、こういった患者がいわゆる不穏状態となることに関しての、精神医学的なケアだとか知識が足りない、それに対する看護技術が足りないということがあると思います。先ほどの資料のもう2ページ後ろ、資料21というのをごらんいただきましょうか。早起きクラブというのを紹介してございますけれども。これはですね、今現在休床中の14床の、今何も使っておりませんので、そのこの食堂のところでは昼間の間このような、今一般病床の各病棟に入っておられるせん妄とって意識状態がぼんやりとしてしまっていて、点滴を抜くとかですね、そういった状態になられる、主に高齢者の方ですけども、来ていただいてまあ一種のデイサービスというような形で集団療法をしているところです。このようなことを日中に行うことについて、夜間のせん妄だとか、そういう不穏行動というのがだんだん解消されていくと、これが精神科で行われる治療です。ですけども、一般病棟ではとてもこういうふうなことは手が足りませんし、これも実はですねそのスタッフがいないのでほとんどがボランティアとかですね、こういう左の写真で見ただけだとこの立っているのが臨床心理士で、この方だけがスタッフなんです。ほかのエプロンをしている方とかその向かいにいる赤い服の方なんかはボランティアの方です。右側の写真ですと、左端にバイオリンを弾いているのがおりますが、これは研修医でですね、そういった人手がないところで院外の方をお願いしてでもですね、こういったケアを行っていくと。こういったことが拘束を少なくして、人道的なケアを行っていく上でぜひとも必要なことであるかと思えます。ですから、どうしても、どうしても拘束せざるを得ない方がおられるわけですけども、何とか拘束を外していくとできるだけ短い間で拘束を外すということが精神科の中でも目標になっています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 少しだけお尋ねします。最初に先生が説明をされた中で医療についてですね、優先性として最も不足して困窮し、弱小の分野を優先すべきであるというところでですね、本当に共鳴するんですけども、これから私たちも高齢化ということで、認知症とかですね、また社会が結構多様化、複雑化して精神疾患、若い中でもいろいろ出て、この分野については医療としても本当はもっと、拡充をしていかななくてはならない分野ではないのかなということを感じているんですよ。それで実際14床、南部医療センター・こども医療セン

ターの14床をもとの精神合併の当初の計画でということですからずっと来られているんですけどもね、この説明をこの間お聞きしても、実際はこれを満たしても、なお沖縄県内のこの精神身体合併の皆さんの必要、ニーズにこたえることはできないと。これを満たしても足りないっていうことがね、伺って本当に思うんですよ。ですから、沖縄県はですね、この県立の病院として、宮古病院、八重山病院は精神科が50床、50床あるということであるんですけども、沖縄本島の中で県立病院のこれだけの精神病床を持っているんでしょうか。

○中山勲参考人 今5600床くらいですね、沖縄全体で。宮古病院、八重山病院で100床。前は宮古地域は宮古病院だけで100床あったんですけども、50床減りまして、今宮古病院50床それから八重山病院50床で、沖縄本島ではですから5500床くらいですね。ですから、1000床につき1床は必要だということからすると、本来は50床、55床が必要だということなんですけれども。それはあくまで計算をしたのは精神科病棟に入院中の人、あくまで精神障害を持っている人ということが最初で、だけど実際には屋宜先生が別の資料でありますけれども、屋宜先生が今まで那覇市立病院で診ている患者たちの6割くらいは精神科の疾患のない人ですね。もともとは普通に入ってきた人が精神症状を、その入院中に発症して、そして精神科の医師のあの治療を必要とする。ですから半分以上は実は精神障害者ではないんですよ、元来は。もともとは身体疾患で入ってきた人たちで精神症状がそこで発症したために、精神科も。だから、私たちはずっと精神障害者、身体合併症とっているんですけども、この呼び方に実際には誤解があった。本当は身体疾患の精神合併症といっても両方なんです。精神疾患の身体合併症と、それから身体疾患の精神合併症と両方をこの南部医療センター・こども医療センターでは診ているということなんです。屋宜先生のところでもそうですけれども。まあ、ということで、本来ならば、50床が沖縄では必要だと言われて、これは厚生労働省の調査による試算ですけどもね。

○西銘純恵委員 結局は、専門の病床が足りなくて、南部医療センター・こども医療センターでも21人の方が拘束をされていると。先ほど拘束のためのいろいろを見せていただいたんですけども。私は身体拘束についてはですね、本当は手厚い看護をして医師をふやしてということであればですね、病院の中でも、入院中でも本当に安心して医療が受けられるというのが医療の本来の体制だと思うんですよ。身体拘束に対して、今いただいた資料の中でですね、平成16年に身体拘束ゼロ沖縄宣言というのを出しているようなんですよ。これに

ついて、病院の中でですね、南部医療センター・こども医療センターの中で、実際一般病棟ではこういう拘束状態にあると、だからきちんと精神のですね、合併病棟をそこで看護体制も手厚くすればそこら辺を少なくしていく、なくしていくということになるというようなこともあるのかと思ってはいるんですけども、この辺についての身体拘束をなくしていくということについてのお考えを伺いたいんですけども。

○中山勲参考人 ですから、これは県が中心になって宣言をしているわけですよ、身体拘束ゼロ沖縄宣言というのを。その県立の病院の中で、実際には拘束がたくさん行われているということが、非常に皮肉なといえますか、そういうことなんですけれども。やはり、精神科的な心理療法的なアプローチをしっかりとやれば、拘束しないでも済むような人たちがたくさんいると思いますね。患者、その興奮をしている患者もやっぱり安心も求めているわけですので、こちらが安心感、信頼感を与えることができれば、そんなに拘束をしないで済むような人たちがたくさんいて、この拘束、現在している21名という人もですね、それはゼロにできるかどうかはわかりませんが、かなり減らすことはできるとは思いますね。

○西銘純恵委員 最後にお尋ねします。精神科14床は精神科にはしないという現場の声ということで、決定がなされていますかね。なされていますけれども、これは採算性を重視したということで判断してよろしいんでしょうか。それとも、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○宮川真一補助者 私は、病院内部で内情を知っているものとしての発言になりますけれども。えっとですね、病院の事業局長は決してその採算性を重視するということをおっしゃいませんけれども。今回の小児病棟に転換するというお話をですね、実は来年度の21年度の病院の予算を組むのが非常に厳しいというお話がありまして、年末にかけてですね。どうしても、もう少し収益を上げないと病院事業局のほうで予算案を受け取ってくれないと院内でお話がありました。その中で事務方のほうですね、あいている14床を小児病棟にしたら収益がこれだけ上がるというような試算をされたそうです。その試算の結果もいただいていますけれども、その結果従来どおりの14床を合併症病棟として運用する場合に比べて一億円余りですね、増収が図れるというふうな試算がありまして、そのことがあってから小児病棟に転換するという話がとんとん拍子に話が進んでいると。それを病院事業局長も追認されているというふうな経緯であ

ったかと思えます。

○西銘純恵委員 今の説明を受けまして、本当に県民が必要とされている医療をですね、どう実現していくかという観点が貫かれていないなということ、県がですね、そこら辺をととても感じております。いずれにしても、あの皆さんの陳情を県がですね、実現したとしてもまだまだ不足をしているということが現実であればですね、やはり県立病院としてもこの那覇圏に病床を残すべきではないかと思うんですが、最後に。

○中山勲参考人 最後にとということで、これは精神科の関係者ならばだれでも知っている言葉ですけれども、100年以上前に日本の精神医学の父と言われた東京大学教授でもありましたし、松沢病院の病院長でもありました呉修三先生がですね、「我が国の精神障害者は、この病を受けたるのほかにこの国に生まれたるの二重の不幸を重ねるものというべし」と。この精神障害になったという以外に、この日本という国に生まれたために、二重の不幸を受けているんだとこの言葉がですね、100年たった現在もですね、精神障害者に当てはまるということがですね、残念でならないですね。やはり精神障害者というのは人に不安を与えたり、あるいは社会に役に立たないという観点があるんでしょね。そのように差別的な取り扱いを受けてきているわけですけれども。初めに申し上げましたように、そういう考え方を押し広めていく、それこそナチスの役に立たないものは抹殺すると、弱い者はいじめるといようなですね、そういうような国の精神風土になってしまうんじゃないと。やはりどういう人であっても命は平等だというような観点から政策をしていかなければ、本当に素晴らしい社会にはならないんじゃないかと思えますので、ぜひ私たちしか精神障害者の代弁をする人はいませんので。私たちはきょうはそういうつもりで、沖縄県に3万何千人、まあ、4万人という精神科に通っている人たちがおりますけれども、その人たちがおりますけれども、その人たちのかわりに発言をしているつもりですし、それから3万何千人じゃなくてその周囲を取り巻く家族の気持ちを考えたら、その数倍、それからだれでも精神障害になり得るということから、すべての県民が同じだと思います。そういうことで、ぜひ精神障害者の命を守っていただきたいとそういうつもりで本日はまいっている次第です。

○翁長政俊委員 宮川先生、南部医療センター・こども医療センターの精神病棟のことで確認をしておきたいんですけれども。病院長を含めて、今のこの混合病棟を含めてですね、この精神科の医師と、いわゆるこの一般病棟と、いわ

ゆる混在した形でしっかりと共同管理できていると。こういう体制でいいんだという認識を病院長が持っておいでになるんですよね。これはあれですか、先生としてはどう思われます。そういう感覚を持っているというところに、今の問題の根源があるわけですよ。

○宮川真一補助者 ありがとうございます。そのとおりだと思います。管理者といってもですね、病院の隅々まで御存じではないかとは思いますが、もうすぐおやめになります、病院長先生はやはり現場との対話というのが余りにもなさ過ぎてですね、病棟回診したり、そういった拘束患者をごらんになったりすることは余りにも少ないんじゃないかと思えます。先ほど、御質疑がありましたようにですね、そういった認識不足があるかと思えます。資料の中にもいろいろと書きましたけれども、結局その各病棟におられる患者さんはそういった専門的な看護、ケアが受けられないわけですね。ですから私が往診して薬を出す、そのことぐらいはできるんですけども、それ以上のケアはできてないということを認識していらっしゃらない。病棟としてまとまっておれば、それだけのケアができるということを残念ながら理解してくださっていないということがあろうかと思えます。御指摘のとおりかと思えます。

○翁長政俊委員 今の診療の仕方の問題ですけれども、いわゆる19床がすべて、要するに精神合併症の、いわゆる病棟としてあって、いわゆるこの精神科の先生がいて、内科に疾患がある外傷的な疾患がある人がドクターが巡回してきて診ますよね。そういう形になりますよね。今、これ逆が行われているわけですよ。いわゆるこの精神合併症を持っている患者が外の病棟にいて、精神科の先生がそこを回っているという形になっているわけですよ。いずれにせよ、両方どう考えてみてもどういう形のほうが効率的ですか。

○宮川真一補助者 先ほども申し上げましたけれども、やはり合併症患者が1カ所に集まっていらっしゃる場合はですね、病棟としてのケア、看護師のケアが効率的にできるというところが一番の違いかと思えます。私は別に各病棟を往診するのは苦ではないんですけども、そういった私以上のケアがそれではできないということで、わざわざこの病棟というのを要望して、実現しているわけです。ですから往診して診るだけでしたら、屋宜先生のところでも行っていらっしゃいます。精神科の病棟の精神病棟のない、総合病院ではどこでも行っている。でも、それでも診れない患者が多いから、こういうふうな合併症病棟が必要という話になっているわけです。ですから、その話はもう振り出しに

戻ってしまってますね、病棟なんか要らないと、精神科医師が往診すればいいんだというような、これは本末転倒ではないかとそのように思います。

○翁長政俊委員 県立の多分病院長はその考えに立っているんでしょうと思うんですね。だから現状放置してるだろうと認識しているわけですよ。でもう一つは、一番最初の南部医療センター・こども医療センターを開設する段階で、合併症病棟をつくらうという、これ、入り口論にもう一回立ち戻らないといけないわけですよ。いわゆる結局は精神合併症の政策医療という位置づけがですね、ほかの科の先生方にきっちりと理解されていないんじゃないのかと。いわゆるこれは精神科という問題と、ほかの科の先生方との間の中にですね、ある意味ではセクト主義があつてですね、いわゆる何と言いますか、厄介者という言い方は言葉が悪いかもしれませんが、そういう見方をほかの科の先生方がしてるということであればですね、やっぱりこれは私は医師としてのモラルという意味ではですね、問題があるだろうと思うんですよ。ここまで掘り下げていかないとこの問題は解決しないんじゃないかなと。もう一つは、実に経済的な経営的な感覚であればですね、精神科の合併症の、要するに患者を診るのは、ほかのいわゆる患者を診るのと、収益的には落ちるものなんですか。ちょっとこの2つお答えできませんか。

○中山勲参考人 まず、セクト主義の話のほうは私がいたしまして、その収益の面につきましては、宮川補助者のほうでお願いしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。これは、今のセクト主義の問題ですけれども、精神科の医者が悪いのか、あるいはほかの科の医者が悪いのか、これはわかりませんが。もう伝統的に日本の国というのは精神科、精神障害者に対する偏見から精神科はそのものに対する排除の傾向がありまして、以前よりも今総合病院の中の精神科はどんどん縮小されていってるんですね。これは世界の国と逆行してるんです。世界の国では、例えばイタリアなんかでは単科の精神病院は法律で違反ということにまでなったんですね。法律でもう規制しちゃったんですよ。精神科というのは総合病院の中に初めて認めるというような、これはもう日本の明治以来ですね、精神科は別だと。山のほうでと。そういうふうな思想があつてですね。それでまあ、むしろ精神医療のなかでも精神科に対する差別意識が強いのは医者じゃないかなと。精神科の医者は自分が選んだ道ですから、これは、差別があるかどうかわかりませんが、ほかの科、やっぱり精神科を排除するというような。ですから総合病院は沖縄県の昔の名護病院時代から南部病院まで、精神科は1つもありません。宮古地域、八重山地域の場合に

は精神科をどこに置くかといったら総合病院に置くしかないから、宮古病院、八重山病院では精神科があるんですけども、県立名護病院、中部病院、旧那覇病院、旧南部病院、全部精神科はありません。精和病院があるからということもあるんでしょうけれども。そのように総合病院の中に精神科の患者が廊下を歩き回ると感じがよくないというようなですね。実際にはもう遠い話ですけども、県立名護病院には精神科病棟までできたんです、過去に。しかし、なぜかなんて言えませんが、なぜか一度も開かれずに、国から毎年精神科病棟の補助費を出したのに、なぜ開かないのかということで視察がずっとあって、それを医師不足、医師が足りないという理由のもとに、10年、20年とずっと開かなかったという歴史があるんです。まあ、そういうことからしてもですね、まあ、セクト主義といいますか、個人的には精神科と医者とはほかの科の医者は仲よくします。しかし、こと医療になると、やはりそこに何となく排除しようとする思想があるように思います。

○宮川真一補助者 まず、事実関係だけ。横開きの資料15と30を御参照ください。ページのないほうの資料ですね。横長のほうの資料の、資料15と、まず資料15をごらんいただきますと。これ平成19年度の精神病床の受け入れ資料ですけども。診療単科3万円ほどになっております。病院の平均では5万円くらい。ただ、内科の病棟よりは少しはいいという成績をこの年は残しています。左のほうの黄色で囲ったところは、これは精和病院の実績ですけども、診療単科1万3000円ということで、もう相当な開きがあります。当院の場合、合併症医療をやっているということで、通常精神科よりは随分と収益は高いんですけども、これでやっとならないかということをございます。それから資料の30のほう、ずっと後ろのほうをひとつ参照していただきますと。今回は小児病棟という話が出ましたので、小児病棟との比較を載せてございます。この青い字で書いたところがですね、小児病棟の収益、資料の30、一番最後のページです。この表のところでございますが、青い字で書いた5万6000円とか6万2000円という単科がこれが小児病棟の単科です。これは小児医療にもっと力を入れたいといけないというので、診療報酬がことし大幅にアップしましてですね、それでこういうふうな収益になっています。まあ、これと比べるといかにも精神科が少ないということがおわかりになるかと思いますが、ですから、いわばこう言ってはあれですけど、小児医療はもうかるといふ時代に現在なっているというですね、ただ、そのことは病院の当局は対外的にはおっしゃいませんけれども、実はこれがねらいなんではないかと。

○小渡敬補助者 精神病院協会の小渡といいます。ちょっともう時間もないんで、経済的なことでいうとですね、簡単にいうと19床。今5床ありますね、それに14床を足して19床にすれば、精神科として赤字になることはないですということ。今宮川先生が言っているようにですね。こっちが論点ですよ。精神病床を普通は政策医療はですね、赤字になるんですよ。だけど、この合併症病棟は19床で一単位で、看護師単位でやれば、赤字にはなりませんよ。ただ、小児科に比べたら収益性は低いですよ。だから病院が足を引っ張ることはないんですということ、第1点目はですね。ただ、それを赤字でもやるということが政策医療なんですよ。だからそれを黒字でやろうというならそんなありがたいことはないですよ、それが1つ。それからもう一つはその政策医療というのはですね、病院長が決めることじゃないですね。それで今回、病院長がこれはもう小児科にすると、経済的にこれがいいということで決めたみたいですがけれども、それ以前にはその部長会議では、診療部長会議ではこれは精神科でよいという話だったんですよ。それがまずひっくり返ったというのがあります。それから、その前にはですね安次嶺病院長のころにはですね、安次嶺先生に私たちよく話しして働きかけてですね、そしたら理解してもらって、14床もですね、含めて精神科の病床で使ってたんですよ。それがなしになったんですよ、だからもともとはその院長の采配でいくなれば、県立病院の医院長は経営にももっと責任持たないといけないですよ。経営に関して赤字だったら自分はしない、これは病院事業局だと、内部についてはこれは俺がやるぞというようなものがおかしいわけですよ。だからその辺もだれが一体やるのかってことですよ。行政を指導するのはだれかということ政治家じゃないですかね。皆さんじゃないかと思えますよ。だから、ぼんやりしている場合じゃないと思いますね、はっきりいって。だから、政策医療でこれをやったら赤字かって、赤字じゃないんですよ。それともう一つは、そんなに金が欲しいならば、精和病院に拠出金として政策医療費でですね、毎年四、五億円出しているんですよ。それでも赤字ですけれどもね。けど向こうの政策医療よりも合併症病棟の政策医療のほうがより重要なんですよ、どっちかということ。だからそうならば、その1億円が小児科よりも少ないというならば、それをこっちで補てんすればよいじゃないですか。そうすれば経済的にも納得するでしょうということかと思えますよ。その辺はですね、これはあの病院長がどうのこうの言っても始まらないんで、病院事業局が、ないしは知事に、これ政策医療をやるかやらないか、これをちゃんと正すべきじゃないかと思えますね。これは皆さんがどう考えるかの問題ですけれども、我々は政策医療としてですね、これは必要と。だれのためにかと言ったら、その精神障害者のために必要だというぐあいに考え

ています。

○翁長政俊委員 経済的な理由もあってこういうことをやっているということであれば、今いわゆる県立病院の経営のあり方を見直す云々という議論がかなり今やられているわけですよ。ただ、この部分の精神合併症部門というものについては、ある意味では新しい県内におけるモデルケースとしてね、旧南部病院でスタートしたという観点からしてみれば、私どももきょう参考人からいろいろ意見を聞いているんですけども、現実に専門家でなくてですね、病院事業局やこのドクターと話をするといろいろと専門的な話が出てくるとわからないところが出てくるわけですよ。押し込まれていく場合もありますので、こういった問題は若干皆さん方から情報の収集をしておかないとですね、まともに議論ができないというところもありましてですね、ある意味では私は大切な部門だと思っておりますので、何といたっても、この政策医療としてこの部分、この病棟をしっかりとつくっていくという一つのケースとしてはですね、重要だろうと思っています。ですから、19床これが精神病棟として、しっかりとできるような議論というものは当然やっていくべきだと思っておりますので、一緒になって頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 最後に2点だけ確認させてください。資料のですね、最初に読み上げられた9ページに具体的に認識が示されているんですが、病院事業局長のですね、答弁の中では、精神医療も、小児医療も、どちらも政策医療だという言い方をされるんですね。それで、ここでお示しのようにですね、そういった小児医療はほかにも受け入れられるところがあるからこそ、逆に言えばそこで送ることもできるというようなことが書かれていますね。その優先順位を、先ほどから言うときの本当にどちらがより優先度が高いのかということ。皆さんがここで言うようなほかにも受け入れ先がないんだというような、この認識というのは、病院の中では、こういった議論は共通認識ではないのかですね。採算のことはおいておいても、こういった小児医療はほかにもいけるけれども、精神は違うでしょうという議論は病院内ではないのでしょうか。まあこれは宮川先生になるのかなと思いますけれども。

○宮川真一補助者 お恥ずかしい話ですけども、やはりこういった政策医療

等を行っていくということは現場の医師の中、あるいは幹部の中でもですね、認識が徹底していないという面があるかと思います。まあ、その実際、現場の診療科の中でですね、真剣にこういった、この病院がどういった方向で政策医療、沖縄県のためにやっっていこうかというふうなのがほとんど持たれていないですね。実はその、診療部長会議とかですね、医局会議というのがあるんですが、これは病院内の中の正式な会議ではないんです。ですからその中で話し合われたことは勿論記録にも残っておりませんし、何の拘束力もないんですね。ですから、結局決めているのは一部の幹部の先生方だけということで、私も、小児医療の今問題になっています、こころの診療科ですとか、骨髄移植の問題ですとか、非常に重要だと思っておりますけれども、そういったことを何を優先にしてこの病院が医療を行っていったらよいのかというのが、現場の人たちが一緒になって話し合う場がないんですね、残念ながら。そういうことをリーダーシップを持って、導いていける方が、一応やっていただければと切望しております。

○仲村未央委員 あと1つ確認です。先ほど那覇市立病院のほうで、屋宜先生のほうでわざわざこうデータにさせていただいて、どのくらい断っているのかということを示していただいて、非常に具体的で、と同時にショックです。やっぱりそうなんだということに改めて突きつけられたんですが。あの南部医療センター・こども医療センターのほうでも、先ほどの説明によると、お断りせざるを得ないというような状況が多く出ているというようなお話でしたが、何件くらいということはやはり統計的にはないんでしょうか、お示しいただけないんでしょうか。

○宮川勲補助者 はい、申しわけありません。先ほどお話があったようにですね、地域連携室のほうで問い合わせがあった場合にですね、どうもその満床の状態であれば自動的に断るというふうな、断っていいと病院長がおっしゃっているというふうなことをおっしゃっていますが、そういうふうな取り扱いをしております。ですから、その件は記録に残っておりません。実はさっきもお電話がかかってきまして、他院から転院依頼があったが、もう、満床だから断りましたというふうな事後報告がありましたが、そういった現状でございます。

○仲村未央委員 今のシステムの確認なんですけど、その受け入れてほしいという依頼は地域連携室が受けて、その診療科に届かないで地域連携室が判断をして断る、その満床だからできませんということで、事後でその今みたいに耳に

入るといのが、通常のルートなんでしょうか。

○宮川真一補助者 はい、まあ、そういったことは多々あるということでございます。ですから、私の耳に届いていないものはですね、私も把握できていないのでございまして、それはほかの病院にお伺いしたらですね、何件も断られたということの後で耳にするといのが、私の現状です。

○赤嶺昇委員長 以上で中山勲参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき、心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました、内容等につきましては今後の委員会審査に十分に生かしてまいりたいと思っております。

中山勲参考人、補助者の屋宜盛秀さん、宮川真一さん、小渡敬さん、本日はまことにありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人等退席。説明員着席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、文化環境部関係陳情平成20年第64号外21件の審査を行います。

ただいまの陳情について文化環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の資料陳情案件資料により御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり継続14件、新規8件となっております。

初めに、継続14件につきまして、処理方針に変更がある2件について、御説明をさせていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。陳情第161号消費者行政の抜本的拡充を求める陳情につきましては下線部のとおり陳情処理方針を一部変更しており

ます。

それでは、変更の内容を説明します。

まず1、2について。国においては、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議において、生活対策をとりまとめ、その中で地方消費者行政活性化交付金の創設により、都道府県に消費者行政活性化基金を設置し、消費生活相談窓口の機能強化等を図ることとしております。これを受けて、県では、平成21年3月に沖縄県消費者行政活性化基金を設置したところです。

県としましては、平成21年度から本基金を活用した消費者行政活性化計画を策定し、県民生活センターの消費生活相談員の増員や職員及び相談員の資質向上のための研修の充実等に取り組んでいきたいと考えております。

4について。市町村の消費者行政については、沖縄県消費者行政活性化基金を財源とした沖縄県消費者行政活性化市町村補助金を創設し、平成21年度から市町村の消費生活相談窓口の機能強化等を図っていく予定です。

県としましては、今後とも市町村等とも連携を図りながら、消費者行政の充実・強化に努めていきたいと考えております。

次に、資料の10ページをお開きください。

陳情第162号地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府に求める意見書の採択を求める陳情について、変更の内容を説明します。

1、2について。消費生活センターの法的位置づけにつきましては、消費生活センターの設置、業務、機能等を法的に位置づける内容が盛り込まれた消費者安全法案が第171回通常国会に提出されております。

県としましては、消費者安全法案等の動向を注視していきたいと考えております。

国においては、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議において、生活対策をとりまとめ、その中で地方消費者行政活性化交付金の創設により、都道府県に消費者行政活性化基金を設置し、消費生活相談窓口の機能強化等を図ることとしております。

これを受けて、県では、平成21年3月に沖縄県消費者行政活性化基金を設置したところです。

県としましては、平成21年度から本基金を活用した消費者行政活性化計画を策定し、県民生活センターの消費生活相談員の増員や職員及び相談員の資質向上のための研修の充実等に取り組んでいきたいと考えております。

次に、新規の陳情8件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の16ページをお願いいたします。

新規の陳情第1号について、御説明いたします。

陳情者は、中部市町村会会長知念恒男氏であり、件名は、沖縄生活環境保全条例の米軍基地適用に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

沖縄県生活環境保全条例については、平成20年11月議会において、県の米軍基地に起因する環境問題への対応に関する規定を追加する内容で、全会一致により修正議決されたところであります。

県としては、議会の全会一致による可決を尊重して、平成20年12月26日に条例を公布し、平成21年10月1日から施行することとしております。

条例の施行に当たっては、関係部局や市町村とも連携の上、県民の健康を保護するとともに、良好で快適な生活環境の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、17ページをお願いいたします。

新規の陳情第5号について、御説明します。

陳情者は、八重瀬町議会議長神谷信吉氏であり、件名は、八重瀬町世名城地域における産業廃棄物処理施設の建設計画に反対する陳情となっております。

それでは、陳情処理方針を説明いたします。

現在のところ、有限会社沖縄環境産業から廃棄物処理法に基づく許可申請等の手続はなされておりません。

県としては、当該事業者が地域の理解を得ることが重要であると考えており、地域住民に事業計画を説明し、十分な理解を得た上で必要な手続を行うよう指導しております。

次に、18ページをお願いいたします。

新規の陳情第6号について、御説明します。

陳情者は、八重瀬町長中村信吉氏であり、件名は、八重瀬町世名城地域における産業廃棄物処理施設の建設計画に反対する陳情となっております。

なお、本陳情は、先ほど説明を行いました陳情第5号と同趣旨の陳情となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、19ページをお開きください。

新規の陳情第12号について、御説明します。

陳情者は、沖縄市登川自治会会長小谷良博氏であり、件名は、業廃棄物処理施設新炉建設阻止に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1 株式会社倉敷環境について。株式会社倉敷環境が計画している産業廃棄

物焼却施設は、処理能力が1日当たり200トンであるため、沖縄県環境影響評価条例の対象事業となります。

そのため、現在、同条例に基づく手続が実施されており、県は、住民意見、関係市長意見及び沖縄県環境影響評価審査会からの答申を踏まえて、平成19年12月25日に方法書に対する知事意見を述べたところです。

同条例に基づく手続の完了後に、同社は、廃棄物処理法に基づく設置許可の手続を行うこととなります。

県としては、法に基づく設置許可申請がなされた際は、地域住民、沖縄市長及び専門委員の意見も聴いて、同法で定める許可基準に適合するものであるか厳正に審査していく考えであります。

2 株式会社環境ソリューションについて。株式会社環境ソリューションは、現在の施設が老朽化してきたため、処理能力が1日当たり46.8トンの新たな焼却施設を計画しております。

当該施設については、平成20年9月27日に地域住民への説明会が開催され、平成20年10月27日に設置許可申請書が提出されております。

県は、平成21年2月6日から3月5日まで当該申請書の告示・縦覧を行ったところですが、地域住民、沖縄市長及び専門委員の意見を踏まえ、同法で定める許可基準に適合するものであるか、厳正に審査していく考えであります。

次に、20ページをお開きください。

新規の陳情第33号について、御説明します。

陳情者は、管理型産業廃棄物最終処分場建設反対実行委員会委員長阿波根直則氏であり、件名は読谷村産業廃棄物安定型最終処分場問題をめぐる行政処分に関する陳情となっております。

それでは、陳情処理方針を御説明いたします。

株式会社沖広産業の産業廃棄物安定型最終処分場においてクロルデン類が検出されたことから、県は、クロルデン類の混入状況や原因を把握するための調査方法について専門家の指導・助言を受け、処分場の水平及び垂直方向の埋立廃棄物の状況を推定するための調査計画を策定し、平成20年10月14日から17日に現地調査を実施しました。

その結果、木くず、紙くず等の混入が確認されたところですが、安定型最終処分場における安定型産業廃棄物以外の廃棄物の埋立処分は、廃棄物処理法で定められている産業廃棄物の処理基準及び産業廃棄物処理施設の維持管理基準に違反します。

処理基準違反及び維持管理基準違反は、同法第19条の3及び第15条の2の6に基づき改善命令の対象となることから、県は当該事業者に対し、平成21年2

月27日に改善命令を発出したところでは。

なお、改善命令においては、木くず等の埋立処分に対し、埋立廃棄物から木くず等を除去して埋立処分をやり直すことや、受入廃棄物の性状の確認の徹底・強化、展開検査及び選別作業の改善及び徹底・強化を命じ、また硫化水素ガスの発生に対しては、ガス抜き管及び排ガス処理設備の設置、覆土の徹底、廃石こうの埋立処分の自粛を命じております。

次に、21ページをお開きください。

新規の陳情第34号について、御説明します。

陳情者は、読谷村長安田慶造氏であり、件名は株式会社沖広産の管理型産業廃棄物最終処分場建設計画の撤回に関する陳情となっております。

それでは、陳情処理方針を説明いたします。

廃棄物処理法に基づく許可の性質は羈束裁量であり、同法で定める許可基準に適合していれば許可しなければならないものであります。

株式会社沖広産業が、読谷村字座喜味で計画している産業廃棄物管理型最終処分場については、平成17年10月11日付で県に設置許可申請がなされておりますが、地域において反対運動が起きていることから、県は、地域に対して説明するよう約1年間手続を保留し、その後、申請書を告示・縦覧して、地域住民、読谷村長及び専門委員の意見を聴取して、同法で定める許可基準に適合するものであるか審査を進めてきたところでは。

一方、同社の産業廃棄物安定型最終処分場においてクロルデン類が検出されたことから、県は、クロルデン類の混入状況や原因を把握するための調査方法について専門家の指導・助言を受け、処分場の水平及び垂直方向の埋立廃棄物の状況を推定するための調査計画を策定し、平成20年10月14日から17日に現地調査を実施しました。

その結果、木くず、紙くず等の混入が確認されたため、県は、当該事業者に対し、平成21年2月27日に改善命令を発出したところでは。

なお、クロルデン類の混入状況や原因については、調査結果を踏まえて適切に対処してまいります。

次に、22ページをお開きください。

新規の陳情第63号について、御説明します。

陳情者は、環境NPOなはブロッコリー代表本永貴子氏外1名であり、件名はヤンバルの森全体の環境調査の実施と沖縄県アセス条例改正を求める陳情となっております。

それでは、陳情処理方針を説明いたします。

沖縄本島北部のヤンバルの森については、県が各種の既存資料と現地調査の

結果をとりまとめて作成した自然環境の保全に関する指針の沖縄島編において、地形・地質、植生や希少動物など、全体的な把握がなされております。

ヤンバルの自然環境については、今後とも特殊鳥類生息環境調査等の実施や、国及び研究機関等が実施した各種環境調査の資料収集により把握に努めてまいりたいと考えております。

林道等の環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれのある事業を対象としており、沖縄県環境影響評価条例における林道事業の規模要件は、車道幅員4メートル以上、かつ、長さが2キロメートル以上のものとなっており、これまでに規模要件を満たす事業はありません。

林道の規模要件の改正については、今後の県内における事業の状況、自然環境の状況、将来において想定される事業等を勘案して検討していきたいと考えております。

次に、23ページをお開きください。

新規の陳情第64号について、御説明します。

陳情者は、うるま市赤野区自治会会長座間味栄氏であり、件名うるま市字赤野港原地域への産業廃棄物処理場建設に反対する陳情となっております。

それでは、陳情処理方針を説明いたします。

現在のところ、株式会社未来エコ・タウンから産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設あるいは産業廃棄物処分業に係る許可申請はなされておられません。

県としては、地域の理解を得ることが重要であると考えていることから、当該事業者に対し、地域住民に事業計画を説明し、十分な理解を得た上で申請するよう指導するとともに、同社から申請がなされた際は、地域住民、うるま市長及び専門委員の意見も聞いて、同法で定める許可基準に適合するものであるか、厳正に審査していく考えであります

以上、文化環境部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第63号ですね、22ページをお願いします。これまで林道については規模は車道幅員が4メートル以上、かつ、長さが2キロメートル以上ということで、やっていないということなんですけれども、本当にこま切れでやっている状況なんですよね、実際はね。これは環境アセスメントに触れないようにこま切れにやっている状況なんですよね。そして皆さんはですね、これだけのたくさんの林道ができた段階で、環境の立場から、文化環境部の立場からそのあたりを検証してみようとか、したとかということのをこれまで過去にありますか。林道についての。

○下地寛環境政策課長 林道計画についてはですね、おっしゃるとおり、これまで環境アセスメントの対象にはなってきておりませんが、我々サイドもですね、森林計画等を策定する場合に、関連性が、例えばある本線・支線についてですね、この事業は同一の事業ではないかということが認められそうな場合はですね、なるべくは環境アセスメントの対象事業としてやってほしいというふうなお話はしてますけれども。やっぱり、例えば事業がですね、区間ごとに切れて、ことしやって、3年後にやるとかですね、少し離れた地域でやるとかですね、そういった事業の採択によってなかなか事業者が同一の事業という形で環境アセスメントをやるとしないということがあったものですから。条例の要件としては、やっぱり幅員が4メートル以上かつ長さが2キロメートル以上と明確にされていますので、事業者が今回の事業はそれには該当しないということであればですね、我々サイドとしてはそれを事業、環境アセスメントとしてほしいというのはなかなか難しいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 確かに環境アセスメントの対象にはならないけれども、これまでの林道工事の中でですね、本当に環境アセスメントに気をつけてやってきたかどうかということが、今回の11月議会からそのことを言われてますよね。私たちも適切なやり方でやってきたんだらうかということで平成20年12月24日に現場を見てきました。そして平成21年3月8日にも行ってきました。この工事をやった後の処理、このことが本当に沖縄の自然環境を壊しているんじゃないかという思いなんですよ。ですから皆さんは、この工事を終わった後にどのような検証をしてきたのかですね、環境アセスメントの対象ではないからやらなくていいということじゃなくてですね、これほど環境の問題が叫ばれている中でですね、皆さんは検証してみようかということが過去にあったのかど

うかですね、お尋ねします。

○知念建次文化環境部長 先ほど環境政策課長がお答えしたことは、その前まではですね、事前協議云々というのは環境アセスメント対象じゃないものですから実際なかったというのが現実ですけど。ただこの二、三年あるいは森林整備計画ですか、そのときには意見照会が農林水産部からうちのほうにありますので、その際にはですね、うちのサイドとしては当然自然保護に、自然環境に配慮した事業を実施していただきたいという意見を出していますし、具体的に環境アセスメントの手続によらなくてもですね、例えば自主環境アセスメントの方法もありますので、できるだけそういう方法も含めて自然環境には配慮して事業を実施していただきたいということの意見はその都度申し上げているつもりでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 これは12月24日に現場を見てきたんですよ。奥間川の上流です。そしてですね、私たちこの時点でですね、川のほうに切った木を投げ捨てているという思いで見たんですよ。これが3月8日に大宜味村の伐採されているものを見たときに材木が束ねられて、赤土流出防止のために材木が置かれているんですね。恐らく、これもそのために赤土流出防止のために束ねていた材木が流れていたであろうという思いで今回見たんですけどね。このようにしてね、沢にですね、材木が流されているんですよ。そして一生懸命チップとして利用しているとか何とか言っていますけれども、このようにしてですね、放置されている状況なんですよ。この中で本当に環境がね、壊されていないのかどうかですね、皆さん自身もですね、これは農林水産部も含めてなんですけれども、じゃ工事が終わりました、その後どうなったんだろうかと。そして、農林水産部としては工事の過程の中でもやはりそれは検証していかなければいけないことだと思いますが、皆さん自身もですね、そのあたりもですね、しっかりとやっていくべきではないのかという思いがするんですけども、文化環境部長どうなんですか。

○知念建次文化環境部長 御指摘のとおりだと思います。今写真で見せていただいた分についてもその現地を私は見ているわけではございませんが、林道の工事そのものについては去年に5路線を沖縄本島北部に行って視察はしてきました。その場所と今写真に見せられた場所は若干違うと思います。そこには行っておりませんが、うちのほうの作業として1つには沖縄県赤土流出防止対策条例をうちのほうで持っていますので、その視点から見ることと、今おっしゃ

られる自然環境の保全という全体的なものです、農林水産部と今後ですね、十分調整する必要はうちのほうでも感じています。

○渡嘉敷喜代子委員 この林道建設のために山を切り取ったものがくぼ地、いわゆる沢地にですね、捨てているんですよね。そしてまた1つの山ができていく状況なんです。本当に山ができていくんです。これで、幾ら赤土流出防止ってやったところで、結局は伊江原のあたりもごらんになったと思いますが、既にでき上がった林道があって、その上に今度尾根に林道をつくる予定ですよ。それをまたちょっと見直すというようなことを言ってますけれども、今回の予定の既にできた林道のくぼ地に赤土が埋められて、そして沢のほうもやはり赤土流出防止のために材木を並べているんでしょうけれども、これも結局流れて、本当にこの沢がですね、真っ赤な土が流れた状況なんです。こういうこともですね、見たと思いますけれども、どうですか。本当にこれで環境に優しい工事をやられているのかどうかですね、やはりそういうことをしっかりと検証していくことが大切だと思うんです。この場所、伊江原の場所ごらんになりました。

○知念建次文化環境部長 今写真で見せていただいた分については見ておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 これは見ていないけれども、伊江原の今回の林道の予定地は見ていますか。

○知念建次文化環境部長 予算特別委員会等で写真でいろいろある場所がですね、そのとおりの場所というのは、ちょっと期間がたっていますのではっきりしませんけれども、今沖縄本島北部地域での、去年確か5路線の計画があったかと思うんですけれども、そこについては我々なりにですね、視察はしてまいりました。

○渡嘉敷喜代子委員 視察に行っていましたらですね、この林道今でき上がっている林道をつくる時にやられているという状況をごらんになっているでしょう。沢に赤土が流れているってことは、ごらんになりましたでしょう。そこに行っていらっしゃれば。

○知念建次文化環境部長 ですから沢に流れている状況はその場では見ており

ません。

○**渡嘉敷喜代子委員** ごらんになっていると思うんですよ。私たちは3月8日に行きました。この場所は12月24日に見まして、そして3月4日も行って見ているんですよ。そして赤土が本当に流れています。そしてくぼ地に捨てられた赤土も既にひびが入ってですね、このまま崩落するであろうということが考えられるんですよ。そして今回その5路線については、自主での環境アセスメントをやったとおっしゃってますよね。自主的な調査をやってますよね、5路線については。私は議事録を見てわかったんですけども、この件についてはなさってますよね。

○**知念建次文化環境部長** 環境調査をやったということは聞いていますけれども、実際環境アセスメントをやったということは聞いておりません。実際、環境アセスメントとか環境調査が違いますので。

○**渡嘉敷喜代子委員** 確かに、その場所についてはやはり検討委員会の皆さんからの指摘とか、あるいは今環境についてかなり厳しい条件にあるので、自主的には環境アセスメントしたというようなことが議事録の中でいわれているんですけどもね。そのことですね、本当にやったことがですね、林道に沿ってのその部分だけしかやられていないということは、検討委員会の委員の皆さんからも指摘されている状況なんですよ。ですから、今回この予算がどうなるかわかりませんが、やはりそういう工事を進めていくときにですね、林道に限らず、やはり文化環境部の皆さんもですね、文化環境部の皆さんも、平行しながらそういうことはしっかりと検証していくべきではないかなということをお私林道工事の後見てですね、感じましたけれども。どうなんですか。今後、やはりそのあたりも一緒になってやっていこうという対処でなくてもですね、やっていこうという意思があるのかどうかですね。

○**知念建次文化環境部長** 現場の話なんですけれども、我々が行ったのは去年の6月のころに視察に行っていますので。状況によって、沢の状況もいろいろ違うと思いますので。それで先ほど、そういうごらんになっていませんということ。だから場所によっても違うと思います。我々のときにはさまざまな状況というか流れという状況で確認できませんでした。それともう一つ、環境調査の件なんですけど、農林水産部からの環境調査については我々のほうにも意見紹介がありましたので、それは先ほどお答えしましたとおり、自主環境ア

セスメントも含めてですね、自然環境に配慮して事業を実施してくださいという意見はうちの文化環境部からの方針だということです。

○渡嘉敷喜代子委員 農林水産部のほうから林道建設に関しての、そのあたりの環境アセスメントをやってほしいとかということがあったときにやるんじゃないかなってですね、やっぱりどこの工事にしても環境を守るという立場からですね、積極的に横の連携をとりながらですね、やっぱりやっていく必要があるんじゃないかなという思いがします。この件についてはこれで終わりますけれども、けさですね、陳情第1号、新規のほうですけれども、16ページのほうをちょっとお尋ねしたいと思います。これは中部市町村会の会長から出されたものですが、ここに陳情処理方針の中で中ごろになります、議会の全会一致による可決を尊重して、これから施行していくというようなことがうたわれていますけれども、これは施行されるのが、ことしの10月1日になるわけですよ。今回普天間飛行場の燃料漏れで、やはり皆さんは目視という形で県の皆さんは入って写真も撮れない、路上の採取もできないという状況でした。ですから、この10月1日以降にですね、皆さんもやはりこの条例に基づいて積極的に働きかけていくという思いはありますか。

○知念建次文化環境部長 今度の普天間飛行場の油漏れ事故についてもそうなんですけれども、できるだけ立ち入りをですね、させていただいて、我々としてはサンプリングもさせていただきたいんですけれども。そこはいろいろ状況があって、目視だけにとどまっていますけれども、そういう立ち入りが必要な分についてはですね、今後とも積極的に要請していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 この条例を制定するときに、皆さんは実行性のないものはやるべきではないということで、かなりの反発がありましたけれども、やはりこういう条例ができた以上はですね、県としてももっと強い立場でですね、今後ですね、10月1日以降についてはしっかりとやっていただきたいと思います。そして、この陳情を見た範囲はですね、本当に産業廃棄物がこんなにたくさん出てくるのかしらという思いで見ているんですよ。朝も西原町の産業廃棄物のことで参考人招致して説明を聞いたんですけれども。なぜこれほどまでに産業廃棄物の問題が出てくるのかですね、けさの参考人招致した点でお尋ねします。先ほど言ったように、本当に余りにも産業廃棄物の問題が出てくるという状況でですね、何でこのような状況にあるんだろうかという思いで、全体的にやりたいんですけれども、1つについてお尋ねしますが、けさのですね、参

考人招致した中でわかったことは、県が余りにも当事者の皆さんに対して正面向かい合っただけの解決になっていないんじゃないかという思いがしたんですよ。そして調査の仕方もですね、本当に研究所に依頼してるんですけども、本当に裏がとれるのかどうかについてお尋ねしたいんですが。調査の方法、粉じんが飛んできたときの調査の方法ですね、そのやり方が本当に現状にマッチしたやり方をやっているんだろうかという思いがするんですよ。この件についても、県にも直接、騒音についても粉じんについてもお願いしたいんですけども、余り積極的なかわり方をしていないような思いがしたんですね、下地課長。

○友利弘一環境企画統括監 西原町徳佐田に関しての測定方法、どうかということなんですが、一応粉じん、騒音、それからSPMという粒子の小さいものですね、それから揮発性の有害物質という物を測定をしているんですが、測定機関につきましては、県の衛生環境研究所、測定方法につきましては、騒音については環境省の告示で測定方法を定められていますのでね、そこに基づいてやっていくと。粉じんにつきましてはダスト法という一つの方法ですけども、一般的に使われていますけれども、衛生試験法注解という一応公定法に基づいてなされている。一方、その有害大気汚染物質ですか、揮発性有害化合物ということで、ベンゼンとか、トリクロロエチレンとか、そういうものがあるんですけども、こういうものの測定方法につきましてはですね、環境省が示しております有害大気汚染物質測定のマニュアルというのがありますので、それに基づいての測定方法で実施されているということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 騒音の測定については産業廃棄物のある所在地の市町村が直接かかわっていくというようなことを言っていたんですけども、その騒音の測定器の設置というのはどこがやるものですか。

○友利弘一環境企画統括監 騒音につきましては、市と町が、浦添市と西原町と一緒に。それから衛生環境研究所のほうと一緒にしましてですね、測定をしたという実績的にはそういう状況です。

○渡嘉敷喜代子委員 そして、これは県がやるものではなくて、市町村が直接やるということなんですか。

○友利弘一環境企画統括監 一般的には市町村のほうで測定をしていただくということになります。

○渡嘉敷喜代子委員　ということはこれに対しての数値とかというのはまだ出されてないということなんですよ。これは県はそんなことにかかわれないということなんですか。

○友利弘一環境企画統括監　規制地域にしているかしていないかということなんですけれども、この有限会社浦西開発の事業所があるところにつきましては、規制地域に指定されていないということがありまして、たまたま測定結果を見ますとですね、若干高い部分、敷地境界ではかるのですが、そういうのが見られますので、事業所に対しては騒音対策は必要ではないかと。去年の何月でしたか、5月か10月ごろ、現場にも行きましたけれども、事業所にもその旨お話をいたしまして、対策を講じる検討をしているんだというお話はいただきました。

○渡嘉敷喜代子委員　当事者の皆さんにとってはですね、県は余り直接、積極的なかわり方はやっていないというような認識なんでね。そして沖縄自動車道を隔てての浦西団地の部分については防音用の何か塀が建てられているけれども、西原町寄りにはそれが無いというような状況ですね。そして市町村のかわり方が、それが出てくるのかどうかですね、そのあたり、やっぱり県としてはもっと積極的なかわり方をしてもいいんじゃないかなという思いがするんですけれども。そして今回騒音についても未発表ということなんですけれども、この件についても皆さんはまだ掌握していないという状況ですか。

○友利弘一環境企画統括監　この有限会社浦西開発につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可を得ている業者であるということですので、一応は処理業者でありますから、それなりの指導はできるということでありまして。ですから委員がおっしゃった浦西団地側につきましては、確かにそういう防音シートが張られておりまして、東側についても徳佐田側になりますけれども、それについてもやったらどうかということで業者にお話をいたしまして、それについても今検討しているんだということですね。ちょうど年度末なものですから、年が明けてから、検討したいなということはおっしゃっていました。

○渡嘉敷喜代子委員　今回は更新時期でもあるんですか。

○友利弘一環境企画統括監 事業の許可の更新に当たりたりまして、昨年9月17日までの期間であるということで、その更新・申請についての審査をして保留しているという状況であるということです。

○渡嘉敷喜代子委員 今問題になっている粉じんとか、騒音とかそういうものが解決されるまではだめだというようなことはできないのかどうか、ストップかけるとか、そのあたりはどう考えたらよろしいんです。

○友利弘一環境企画統括監 騒音・振動それから粉じんにつきましては、調査結果が出ているんですけども、SPM浮遊物質につきましては測定器を置いていると。3月31日まで測定しますということで、その結果を見てですね、また業者の指導をして、それを踏まえての対応にしたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 全国でですね、東京都、和歌山県、香川県、そして沖縄県の4都県のみが産業廃棄物処理施設の設置時に、住民の同意が不要だということをおっしゃっているんですが、これは本当にそうなんですか。

○友利弘一環境企画統括監 そうですね、法律上は同意は必要ございません。

○渡嘉敷喜代子委員 そこにやっぱり大きな問題があるんじゃないかなと思いますよ。ですから、このように陳情が多いということはやっぱりそのあたりに問題があるんじゃないかという思いがするんですよ。今後ですね、沖縄県としてこのことについてどうしていこうという施策か何かはありますか。

○友利弘一環境企画統括監 沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱というものを昨年の9月に部長決裁を受けまして、4月1日から施行することになっているんですけども。この要綱の特徴といたしまして、許可申請前に市町村、住民に対する情報公開、意見徴収等を実施してもらいたいということ、それから情報の公開の方法につきましては説明会の開催とか広告縦覧、それから説明会の開催後は、県は住民、市町村意見等を勘案して事業者に必要な措置を指示する、敷地及び隣接地主の同意書、協定書、市町村住民の要望があった場合にはそういう取得が必要という内容の要綱を昨年の9月にやっていますので、今後はこの要綱に基づいて指導をしてまいりたいと、そういうことでございます。

○渡嘉敷喜代子委員　今回ですね、この資材置き場ということで始まったようなんですけれども、後になってコンクリートを砕くようなリサイクルのお仕事に変わっているんですよね。そうすると、今おっしゃったこのことが適用されるのかどうか。用途変更ですよね、要するに、はっきり言えば。そういう逃げ道がないのかどうか、そのあたりもしっかりと県として監視していけるのかどうかですね。

○友利弘一環境企画統括監　有限会社浦西開発は、産業廃棄物処理施設としての許可をもらっています。

○渡嘉敷喜代子委員　では今後、4月1日から住民の同意がなければだめだということは、しっかりとやっているとこの保証はありますか。

○友利弘一環境企画統括監　4月1日からの施行でございますので、ちゃんと要綱に基づいた指導は十分にやっていきたいと、そういう強い意志でございます。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はございませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　ただ今の陳情第149号の産業廃棄物処理場の撤去を求める陳情に対して、二、三点お尋ねをします。

1つは、騒音規制地域に入っていないということを言われたんですけれども、同じ施設の隣の浦添市はどうなっているのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監　これは有限会社浦西開発の所在そのものが浦添市のほうになっておりまして、実際に現場にも浦添市の担当部長、課長も御一緒に行って見ているんですけれども、今その騒音の規制値の指定につきまして浦添市としては前向きに指定の方向でやっていきたいという話でした。

○西銘純恵委員　浦添市側として規制地域指定をすれば、きょう陳情のある西原町の皆さんの騒音や振動等もその規制の対象とされて、地域指定、1種住宅とかありますよね、それをかぶるのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 規制地域を指定いたしますと、敷地境界での騒音の測定基準というものが適用されることとなります。西原町のほうもその区域に指定するというごさいます。

○西銘純恵委員 この地域指定は市町村が個別にやるということですか。県が騒音の規制地域という、県のホームページで各市町村ありまして、これは指定するのは市町村ですか。

○友利弘一環境企画統括監 市町村の要請に基づきまして、県のほうで指定するということとなります。

○西銘純恵委員 先ほどの答弁でも、地域指定はしていないけれども測定結果は高いということで、85デシベルぐらいもあったかと思うんですけども。それは結果は3月31日ですか、終わって後にすべての騒音や振動・粉じん等の排気ガスも出ていたと思うんですけども、結果が出たらずひ住民に公開してほしいと思うんですけども、それについては予定はいつごろでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほどの騒音の80デシベル幾つかというのは、事業場の敷地の境界、ちょうど破砕機がガーガーしているところの一番近いところの数値なものですから当然高い数値にはなっております。

済みません、先ほどSPMについて3月31日まで測定するんだということをお願いしたんですけども、一応中間的な結果は出ておりますので、住民説明会につきましては今月末にできればなと考えております。

○西銘純恵委員 もう一つは、測定の方法、先ほどもありましたけれども、環境省が示している方法というのが実際はこの粉じんが上向きのボトルにどれだけ落ちてくるかというね、本当にこれが国が示している科学的な測定方法なのかなと疑わざるを得ないような方法なんです。そこら辺についてやっぱりもっと現実にあった粉じんがどのような、風に飛ばされたら落ちてきませんよね。そこら辺も住民の皆さんは指摘していますので、この測定の方法についてももっと改善を求めてほしいと思うんですが、それについては県としてどう考えていますか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほども御説明したんですけども、その粉じんの測定につきましてはバソコジャー法と呼ばれております。公定法なんです、

これは。日本薬学会編の衛生試験法・注解というものに記載された、公定の試験法でありますので一般的には測定に用いられているということでございます。

○西銘純恵委員 改善方法を求めて次に移ります。あと新たなこの処理施設設置については要綱で4月1日以降ですね、住民の同意を求めていくということをおっしゃったんですけども、更新等についてもこれは明記されているんでしょうか、住民同意。処理施設の4月1日から要綱の中で住民の同意を求めていくことができましたけれども。

○友利弘一環境企画統括監 新規申請についてのみ適用ということになります。

○西銘純恵委員 ほかにも陳情はたくさん新規のものがありまして、それは住民の同意をこれから出ていくのかなと思うんですけども、常にこの間陳情がある中ではですね、更新問題で引っかかっているのが保留になっている部分があって、この陳情第149号もそうなんです。どうして更新を住民同意ということで入れないんですか。

○友利弘一環境企画統括監 一応、更新する施設というものは事前にそれなりの施設基準、法的な基準を満たしている、行政上として許可をしているということでございますので、施設基準に抵触するものにつきましては、当然、改善命令だとかそういうもので一つの行政指導等で対応していくということになると思います。

○西銘純恵委員 新規の施設というものは見えませんからね。逆にこれから厳しい基準の条件を付して、許可をしていくということができるわけですよ。でも、更新をするときにどうして住民の皆さんがこのように陳情をしてくるんでしょうか。これは実際に稼働した中で、例えば粉じんの被害もですね、人害になるのではないかと。これから先の子供たち、孫たちがですね、このままこの施設が居座り続けたら将来の病気のことについても心配しているわけですよ。現在も皆さんは目がしょぼしょぼして目薬がないといけないとか、眼科に通っているとか、振動で仕事もできないとか、いられないとか、そういうものもあるんですけども、そういう意味では更新のときにですね、もう一度住民の同意をとるようなシステムをつくらないと、つくったらもうこの会社がある限

りという考え方に立つのかどうかなんです。つくったけれども、やっぱり住民とのトラブルがあるというものについては、ある意味では更新をするときに場所を移してもらおうとかね、そういうようなやりとりもできると思うんですが、いかがでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 いわゆるその健康被害が生ずるような状況とは何かとなるわけですけれども。事業場から発生する、例えば今言ったような粉じんだとか、騒音だとか、あるいは気圧性有害物質とか、そういうものになると思うんですが、これらの、要するに環境基準を著しく超えた場合は、そういう障害も発生する、そのようなものが出てくると。しかし国が定めた環境基準でありますので、私も行政としてはそういうものがちゃんと守られているかどうかというものを測定する必要があるかと思うんですね。そういう意味での事業場に対する一つの測定結果に基づいた指導をしていくというのが基本じゃないかなと考えております。

○西銘純恵委員 環境行政は後手に回ってはいけないと思います。病気がですね、後年度に出てですね、手おくれになったということがあってはいけないというのが、アスベスト問題とかいろいろあるわけですよ。ですから今の問題はやはり要綱の中に、更新のときにもきちんと同意を求めるとするのはね、入れるべきだと指摘をして次に移りたいと思います。

もう一つ、陳情第201号の2、吉の浦火力発電所電力開発に関する問題ですね。これも午前中、陳情者の皆さん参考人でいろいろ話しましたけれども、何か行政が中に入って解決できる部分があるんじゃないかというのはとても感じました。結局、漁業者の皆さんが、8漁業協同組合の皆さんがですね、この中城湾を含めて、その潮流が循環をしているというような湾の地形上の問題の中でね、海温が摂氏7度も上昇したら、これはもう漁業者の皆さんが操業できなくなり、生活権も失うと。1万人を超える家族の皆さん、関係者の皆さんがね、本当に死活問題だということを言っていたんですね。それで、ではこの火力発電所の設置問題については、どう解決するのかとやりとりする中でですね、循環型の発電所にすればいいということ、それが現に国内でもあるということ、これを言って、これについてですね、どうしてそういう方法に変えないのかということ、これを指摘されておりました。循環型発電所について、県として検討したことがありますか。そして沖縄電力との関係で住民の皆さんがこれを調査して、このほうに変えてほしいという要望があるけれどもということについて、どのように検討をなされたのでしょうか。

○赤嶺昇委員長 休憩します。

(休憩中に、委員長から陳情が経済労働委員会と本委員会と両委員会に提出されており、陳情の趣旨に沿った質疑を行うようにとの注意喚起あり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今の件に関して重要なことだったんですが、担当の部局で、これについては関知していないという答弁が出るのであれば、それは構わないと思いますけども、この件についてはどうですか。皆さんは環境とか湾そのものをですね、実際にモズク漁や漁業をしている皆さんの環境をどう守っていくかという立場に立つのであれば、摂氏7度も海温を上昇させるような、こういう発電所の建設について、やっぱりそうじゃない、循環型にすれば別に問題はないということを言っているわけですから、それについて検討したことはありますか。

○下地寛環境政策課長 我々が所管しているのは、基本的に法律的な環境アセスメントの手續で、温排水の問題については対処しておりますけれども、法的に温排水をとめるということはまずできないというのが1つですね、基本的に。漁業との関連で言いますと、事業者に対して温排水の影響をやめさせるために循環式に変えてくれというふうなことは、我々サイドとしては難しいと。まあそういったのは、漁業者の皆さんからの要請を踏まえてですね、事業者のほうで検討はしたんですけれども、基本的に循環にする場合には工業用水ですけれども、それでどうしても必要だということで、現在の工業用水の給水能力は1万8000トンしかないということで、実際に吉の浦発電所が稼働した場合に工業水は幾ら必要になるかというような試算をするとですね、大体それが6万トンくらいになるということで、どうしても水での循環方式はできないということを経営者側が検討した結果、判断をしたと一応は聞いております。

○西銘純恵委員 説明を受けたんですけれども、この陳情者の皆さんはこの事業者側が皆さんに説明をしたことを全くやっていないということです。面会も一切拒否をしているという状況があるということです。ですから、やはりもし

環境をつかさどる皆さんのほうがそういうことを受けているのであれば、中に立ってでもそのやりとりをきちんとさせてほしいと思います。これは、解決できる道は示されていると思いますから、ぜひ漁業者の皆さんが成り立っていくように解決の道を探っていただきたいと思います。

それでは次に移ります。陳情第63号のヤンバルの森全体の環境調査の実施と沖縄県環境影響評価条例の改正を求める陳情ですけれども、最初に陳情処理方針の中で調査結果をまとめて作成した、地形・地質植生や希少動物など全体的な把握がされているという、これについてどのような把握しているのか説明を求めます。

○上原隆廣自然保護課長 自然環境の保全に関する指針というのを県では作成してしまして、これは植生とか、地形とか、野生動物の生息状況とか、環境全般にわたるものを網羅したものですけれども、それをメッシュに切って、メッシュ法というんですね、その自然の重要保全度合いをですね、記載された図書でありまして、それにヤンバル地域においても保全地域を網羅する形で記載されているということでございます。

○西銘純恵委員 記載されているということですが、ヤンバル地域のこれを保全するとかそういうことについては触れてはいないんですか。現状をつかんだだけなんですか。

○上原隆廣自然保護課長 その指針におきまして、タックメッシュ法というんですね、ランクづけをやっておりまして、1から5までランクづけをしているんですけれども。そのランクごとに厳正に保存すべき地域とか、環境保全に注意すべき地域とかという形でですね、保全の度合いを皆さんに周知して、配慮してもらおうようにしております。

○西銘純恵委員 沖縄のヤンバルの森について環境行政を担っていらっしゃる文化環境部長のほうから、ヤンバルの森についてどのような認識を持っているのですか。

○知念建次文化環境部長 ヤンバルの森については御存じのように、今、世界遺産で琉球諸島が世界遺産登録に向けての議論が今なされているということは御承知かと思いますが、そこのヤンバル地域も一つの重要な地域として、今環境省の国立公園化の指定も含めて検討されている地域ですので、そういう意味

でも自然環境の保全には十分配慮すべき地域だという認識を我々は持っています。

○西銘純恵委員 自然環境の保全ということは、新たな造作とか、簡単に言いましたら道をつくるとかですね。そういうことについては、通常でしたらその山をそのままの形で保全をするということであれば、極力避けるということだと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

○知念建次文化環境部長 林道との絡みでいいますと、少し答弁は控えさせていただきたいんですが。要するに、自然環境を保全するという意味ではですね、いろんな方法があることはあります。そのままの状態でも保全すべき地域もありますし、ある意味ではその手を加えて保全を図る地域もあろうかと。例えば自然公園とか、そういう部分については、ある程度、園路とかそういうことも必要ですし、そういう面ではいろんな方法がそれぞれの地域によってあろうかと思えます。

○西銘純恵委員 先ほど世界遺産登録というのも文化環境部長から言われましたけれども、今ヤンバルの森の林道がつくられている状況というのは、皆さんこのパンフレットをお持ちでしょうかね。それにこの間、県議会ではやっていますから、西海岸大国林道側から西海岸一帯はすべてはしご状に国道58号に向けてですね、道路がもう相当つくられている状況にあるんですよね。通常は森の、ヤンバルの森を保全するというのであればですね、この森、その道をつくることそのものについても、どこまでつくとか、この森を残すためにという環境保全の立場からの計画といいますか、どう保全するかというのはあるはずなんですけど、これについてはこの林道建設との絡みでは、文化環境部はどのようにかかわってきたんでしょうか。

○知念建次文化環境部長 1つに、ある一定規模の開発については、要するに沖縄県環境影響評価条例でその環境影響評価への手続を求めています。もう一つに、沖縄県赤土流出防止条例の観点で、要するに赤土の流出の防止対策をきちんととるようという通知を含めて、そういう防止対策について我々のほうから意見を述べて、その対策を求めているということでございます。

○西銘純恵委員 でもこの山を見ましたらね、実際は全体にできた道路とかそういうのを見ましたら、全体の森を環境アセスメントどうする、環境どうする

ということをやった上で、ではこの道路をできる、できないとかという判断がなされるべきだと思うんですけども。陳情処理方針で示したように、これまでつくられた林道そのものですね、ほとんど細切れでこの環境をどう保全していくという立場から、手が入られないという形でつくられてきたんじゃないかと思うんです。この建設に対してどのように認識していらっしゃいますか。それでよしという立場ですか。それと、これから先つくろうとしているものに対しても、この環境アセスメントの範囲内であるから、そういう環境調査もする必要はないという立場をとるのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 我々は、基本的に自然環境に配慮した事業の実施をお願いしているということです。ですから、それに用いる方法であれば沖縄県環境影響評価条例に適応じゃなくても、できれば自主環境アセスメントをおやりになるとかですね、そういう形でその環境に配慮した事業の実施を今後とも関係部局に対して、農林水産部だけではなく土木建築もそうですが、関係部局に対してはですね、そういう連携調整を図っていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 環境に配慮したという抽象的な言葉なんですけれども、実際は私も3月3日にも現場に行きまして、本当につくられた道路はですね。全国でもないと言われてますよね、アスファルト舗装100%。そして山をそのまま鋭角に切って、山肌をそのまま。それが赤土が丸ごと出るような状況。だから、沢というものがないわけですよ。水が流れなくなっているわけですよ。ですから、おっしゃったように赤土を防止するということは、環境保全の立場と、配慮をしているというけれども、実際に現場を見たらですね、そうなされていないということを現場にいた人はだれでも感じる。私だけ、私の目だけがそう思うんじゃないと思うんですよ。だから、そのような今のヤンバルの山の状況をですね、本当に環境に配慮したという立場をとれるのかどうかというのが本当に疑問です。それと、皆伐をした頂のところはですね、もう全く風が、それから林道もすごい風が通るんですよ。これでは今ある環境そのものも、さらに壊されていくだろうというのも感じるわけですよ。

お尋ねします。ノグチゲラやヤンバルクイナがこの林道をつくる前の、復帰当初の時期ですね。今、132種、希少種がいるということでいろいろ議会でも出ていますが、絶滅の事例とか、132種の希少種がいるということになってますけれども。これは林道をつくる以前、どうだったのでしょうか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から資料を持参してないとの説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 最初に、沖縄のヤンバルの山がどのような生物が生きていて、植物があつて、そして生き物がいてということがね、まず最初に掌握されて初めて、その答えの数も大事だと思うんですよ。絶滅危惧種といたら、本当に繁殖させていくということも含めて保全になるわけですから。そういう意味では今の山の形になるまでですね、実際は過去はどうだったかというのは全くわからないままきたというのが現状なんですよ。だからそこについては、本当に環境行政として手落ちがあつたんじゃないかと思うんですが。過去の資料にもそういうのは沖縄県はなかったんですか。ヤンバルの調査はやっていないんですか。

○知念建次文化環境部長 それは、自然環境の保全に関する指針等の調査です。例えば平成何年にどういう生態系があつたかという調査はあります。ただ、それは林道建設の前とか後とかという比較じゃございませんので、平成7年の調査のときは希少種が幾つとか、そういう調査はございます。

○西銘純恵委員 少なくとも平成7年というのが一番直近の山の調査だつたということですが、そのときの状況からして今の生息状況、比較をされたことがありますか。例えばヤンバルクイナがどれくらい残っているとかですね、ノグチゲラがどれくらいになっているとかですね、そういうのはわかりますか。

○上原隆廣自然保護課長 ヤンバルの生物なんですけれども、希少種はたくさん生息しているんですけれども、今まで絶滅した種はございません。それで多分、各部局においても種類はそんなに変わってないと思います。ただ、その種類ごとの生息の数と申しますと、例えばヤンバルクイナで言いますと、以前は2000羽以上あつた、それ以前にはもっとかなり生息していたと記録がありますから、それ以上に生息していたということは考えられますけれども。調査した時点において2000羽程度確認されたのがだんだん北のほうに、これは多分マンガスのヤンバルへの進出の影響だと思いますけれども、北のほうに追いやら

れまして現在800羽程度になっているというような状況はあります。

○西銘純恵委員 今、マンガースが減った原因に触れられたんですけれども、これは正確ですか。ヤンバルクイナだけが減ったんでしょうか。ほかの希少種はいろいろいると思うんですけれども、それはどうなっていますでしょうか。マンガースがどれだけいて、これをある意味では食しているというね、この事実をつかんだ上での答弁なんですか。

○上原隆廣自然保護課長 マングースの進出の状況とヤンバルクイナの後退の状況が一致すると。そういうことから推察しまして、マンガースの影響が大きいだろうということになっています。マンガースはヤンバルクイナに限らず、ほかの動物もかなり補食しているという状況でありまして、数は少なくなっているという専門家からの指摘がございます。

○西銘純恵委員 今、推測の域を出ない答弁なものですから、マンガースがそれを食用にしている、していないということについても科学的に検証されたのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○上原隆廣自然保護課長 ヤンバルクイナはまだ胃の内容物からヤンバルクイナの残骸が検出されたということはございませんけれども、例えば他のアカヒゲとか、ケナガネズミとか他の希少種においては捕食されるというような結果のデータは出ております。

○西銘純恵委員 今の答弁はおかしいですよ。さっきはマンガースが原因だと言われていたけど、実際はヤンバルクイナが補食されたのは検出されていないという、こんな答弁でいいんでしょうか。

○上原隆廣自然保護課長 失礼いたしました。ヤンバルクイナもですね、マンガースの胃の内容物から検出されたということでございます。それで、先ほど言いましたのはマンガースが南のほうからヤンバルのほうに侵入してきたという事実と、その侵入してきた時期とヤンバルクイナが南部のほうから北のほうへ上がっていったというのが重なるものですから、そういった状況も踏まえてマンガースの影響が大きいということを専門家は言っているわけでございます。

○西銘純恵委員 マングースが侵入した時期というのはいつでしょうか。そして大国林道等ですね、大型林道の建設がなされた時期はいつでしょうか。

○上原隆廣自然保護課長 マングースが大宜味村塩屋あたりから北上したと思われるのが1990年代初めであります。

○西銘純恵委員 今、ヤンバルクイナだけ聞いたんですけれども、ノグチゲラとかですね、これも減少しているという数字は出ていると思うんですけれども、これも時期は一緒ですか。そして、大国林道ができたのとマングースの北上は因果関係はありませんか。

○上原隆廣自然保護課長 まず、ノグチゲラから言いますけれども、ノグチゲラは減少しているというデータは今のところはありません。それとマングースの進出と大国林道の関係なんですけれども、これははっきり調査されてどうこう言える状況ではありません。

○西銘純恵委員 林道がこれだけ張りめぐらされたら人間も北部地域に行けますから、この小さいマングースはどんどん行くんじゃないかと思うんですよ。調査されていないということはですね、やっぱりマングースの北上の原因を追究する立場からすれば不十分だと思います。しっかり調査していただきたい。もうちょっとお願いします。

第3次沖縄県環境保全実施計画－平成20年3月号の中でですね、自然生態系で本県の特徴、環境問題で、サンゴ、藻場ということで、海の、沖縄県は海がすぐれている、豊かだということ、もう一つはこう書いているんですよ。「沖縄県の北部地域や八重山地域等の山岳、山地部では、イタジイを中心とする自然度の高い照葉樹林が広がり、その多様性・特異性に富む生物等は世界的にも希少な価値を持っている。こうした自然度の高い生物相は多くの野生生物の生息の場であるとともに、水源の涵養、県土の保全、水や大気の浄化、CO₂の吸収、保健休養、レクリエーション資源等極めて多様な機能を持ち、県民の生活を支える重要な財産であると同時に、重要な観光資源となっている。」と。そしてその次のページはですね、最後に、この本県に生息、生育している生物種についてですね、きちんと保護していくと。増殖に関する調査研究をします。皆さんの計画に書いているんですよ。そして最後に、「琉球諸島の世界自然遺産登録に向けた条件整備を促進する。」とあるんですけれども、今のような山をですね、林道をつくるような、山を、緑を削る、ましてや皆伐をしていく

ようなやり方ですね、この自然等遺産登録に向けた条件整備の促進ができるのかどうか。

○知念建次文化環境部長 我々の立場として、沖縄本島北部地域の自然の生態系を維持していく努力は今後とも引き続きやっていきたいと思えます。世界遺産との関連ですけれども、今世界自然遺産に向けて先ほどもお答えしました環境省のもので国立公園化に向けたヤンバル3村の首長さんも入れた検討委員会等も今発足しております、それで地域指定等の検討もなされていますので。我々はそれに向けて、いわゆる普及建設と言うんですかね、そういうことを関係者とタイアップしてやっている状況でございますので、世界遺産登録に向けた、まず最初の一步として、国立公園化の指定があるかと思えます。それは環境省に我々も十分な協力をしていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 赤土が流れて沢に水がなくなって、そして貴重な動植物もどんどん減少していくという状況で、果たしてこのような登録ができるんでしょうか。しっかりと前向きにですね、保全をする立場でやっていただきたいと指摘をして終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 では、陳情第149号について、3点くらい聞きたいと思えますのでお願いをいたします。この問題は5年ほど前から起こっているようで粉じん、騒音、振動それぞれ我慢できなくて陳情を出されているんですが、そもそもその事業者はいつごろこの場所に事業したのか、そして許可面積、それと5年前と随分変わって広がっているという話ありますが、どれくらい広がったのか。そしてそれに許可は要らないのか、許可申請はしたのどうか。それと発足当時の処理量、現在の処分量というのはどれくらいか教えてください。

○友利弘一環境企画統括監 まずこの事業者については、平成15年9月12日に産業廃棄物処理施設の設置許可を取りまして、その許可の内容は瓦れき類の破碎施設、1日当たり880トンという内容の許可をしております。同時に、産業廃棄物処分業の許可も平成15年9月17日に受けております。それから平成17年9月5日に、これも瓦れき類の破碎施設ですが、新たにまた設置するという事で施設の設置許可が出ております。規模としては1日当たり280トンの処理

能力を有しています。それから平成18年3月10日に同じく瓦れき類の破碎施設、640トン1日当たりの処理能力の設置許可も3台もらっているということです。敷地の大きさについては当初から変更はございません。

○奥平一夫委員 それでは処理量は880トン、280トン、640トンをプラスしたものでいいということですね。住民の話によると面積がずいぶん大きくなっていると、もちろん目視だけでしょうが、実際それは本当に面積としては変わっていないですか。皆さん調査しましたか。

○友利弘一環境企画統括監 福祉保健所のほうでも随時現場のほうを監視、調査を行っていますので。その報告によると、平成15年の当時にもらった面積との変更はないと。また変更する場合、届け出が必要になりますので、その届け出も出ていませんし、変更はないというところでございます。

○奥平一夫委員 私は悪いこと言うわけではございませんが、処分場をやっている方々は知らない間に広がっているんですよ。皆さん御存じでしょう。いずれにしても、住民の皆さんからすれば余りにも広がっているということなので、この辺も新たに面積を調査してもらえますか。それと処分量が本当に2000トン近くありますね、これも調査してもらえますか。

○友利弘一環境企画統括監 まず規模については、福祉保健所のほうで再確認させていただきますが、ちなみにその施設は1日の処理量ということなんですが、これまでの瓦れき類の受け入れ状況なんですが、平成15年度1日当たりの処理量10トン、平成16年度30トン、平成17年度が83.3トン、平成18年度はふえて305.5トン、平成19年度が減って175.3トンの処理量ということになっております。

○奥平一夫委員 皆さんおかしいと思いませんか。許可量が1日880トンなのに、例えば平成15年に年間3000トン、それなのになぜ1日10トンしかできないところを、今度は平成17年には新たに280トンの処分量、あるいは平成18年に640トンという形で拡大していつているの。おかしいんじゃない、違いますか。

○友利弘一環境企画統括監 私が申し上げたのは、平成15年には施設の許可をもらった施設の規模が1日当たり880トン施設ですと。また平成17年には新たな施設がありまして、280トン規模の施設の許可をもらいましたと。

○奥平一夫委員　だから特別新たな設置許可をもらわずに、平成15年で届け出た880トンであり余るくらいの処理ができるんじゃないかということをお願いしたいんですよ。

○友利弘一環境企画統括監　1日の処理量については可動日数は300日として計算しているんですが、1日の処理が雇用時の状況によってがばっと入るときもあるし、少なくなってくるのもあるという状況で、1日当たりの処理量ができるのではないかとのことでございます。

○奥平一夫委員　さっき申し入れた面積の確認はできますかね。

○友利弘一環境企画統括監　先ほども申し上げたとおり福祉保健所のほうで確認させていただきます。

○奥平一夫委員　それと実際、騒音にしてもばいじん、振動にしても被害を受けているという訴えをしているんです、やむを得ず訴えているわけですよ。そして畑作業も非常に厳しいものがあると、洗濯物も大変だと。アルミサッシ戸を通して部屋の中にも粉じんが入ってきていると実際あるんですが、県としてこれまで住民の皆さんに対して何度くらい、どういうことをなさってきたんですか。

○友利弘一環境企画統括監　昨年9月と11月に住民説明会の開催をいたしております。

○奥平一夫委員　その陳情の要請が出てからでしょう。その後何ら県としてはどういう動きをされてきましたか。

○友利弘一環境企画統括監　説明会の中で、例えば今言いましたとおり、SPMの検査をしてほしいという要望もありまして、現在SPMの調査もしてますし揮発性の有機化合物もやってほしいという要望もあったので。これについても測定をことしに入ってやったということで。ちなみに降下ばいじんなんですが、12月9日から24日まで15日間事業所周辺が2地点、徳佐田区が9地点、浦西団地が3地点、1回目でございます、調査結果が0.3から0.5トン、キロ平方メートルでこの値については南城市大里にある衛生環境研究所のものが0.9

トンですから差はないという感じでございます。それから2回目は、ことしに入りまして1月26日から27日にやっております、大体同じような測定結果が出ているということでございます。それから揮発性有害物質についてはベンゼンなどの9物質ございまして、今の環境基準についても、例えばベンゼンについては環境基準が3なんです、たまたまこれは3月11日から12日にやっているんですが、風下側でやっているということで、その結果が0.69トン、浦西団地の沖繩自動車道の近くでは0.77トンとしまして、これが一般環境のどうかで比較してみますと、先ほど言いました衛生環境研究所のところで0.54トン、那覇市樋川の中央公園が0.81トンという形ですが、これは比較しても同じ向こうのものと大差はないと。ほかの物質についても大体同じような結果でございます。

○奥平一夫委員 振動に関してはどうですか。例えば浦西団地あたりは被害もあったと聞いていますし、今の西原町の皆さんも相当振動があると訴えているんですが、その辺についてはどうですか。

○友利弘一環境企画統括監 振動についても、これは事業所の境界で浦西団地側、それから徳佐田側、浦西団地のAさん宅前、徳佐田側のBさん宅前でやっているんですが、まず浦西団地の敷地で33.9デシベルー参考までに指定基準値1.65デシベルですからーそれから徳佐田側のほうが64.5デシベル、浦西団地のAさん宅前が28.2デシベル、徳佐田区のAさん宅が21.0デシベルという振動の測定結果でございます。

○奥平一夫委員 いずれにしても住民の皆さんが、かなりやっぱり苦痛を訴えているわけですから、この問題についてはしっかり把握して対処策をお願いしたいと思うんですが、皆さんの処理概要の中にも住民の被害の実態の把握に努めると書いてあるんですが、これは既に実態調査はやっているんですか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほど委員が質疑されましたんですが、要は環境基準の範囲内でございますので、先ほども言いました有害物質についても一般住宅とかかわらないという状況でございますので、著しく環境基準をオーバーしているとか、そういう状況ではございませんので確認のほうはしておりません。しかしながら説明会をやりますので、そういう御意見も出てくるかもしれません。

○奥平一夫委員 皆さんの答弁聞いていても、やっぱりそういう産業廃棄物を破砕する事業者、これは周辺住民の許可も同意も要らないということでおっしゃっているんですが、そういう形であれ実際に住民の私生活にこれだけ影響があってやむを得ず訴えてきているわけですから、皆さんいつも基準値内と言っていつも逃げ回っているんですが、人間がこれまでは耐えられるけど、これ以上越えたら耐えられないということではないですよ。やはり人が生活する上で洗濯物も干せない、冬になると戸も閉め切らないといけない。そしておばあちゃんたちが菜園をしてもそれに粉じんが付着するという。実際に畑作業をしても目がちかちかして耐えられないから作業にならないと、実際に被害を訴えているわけですから、環境基準値内という言葉は行政用語としてもうなくしたほうがいいと思いますよ。そうしないと、こういう本当に被害を受けている住民の気持ちに沿えられないと私は思うんですが、文化環境部長、その辺についてこういう被害を訴えている皆さんについて、県としてどう対処していくのか姿勢だけを聞かせてください。

○知念建次文化環境部長 今環境企画統括監からもお答えしましたが、環境関連の調査結果等については今月の下旬に住民に対してもきちっと説明をしていくつもりでございますし、また事業者において改善が必要な分については遮音シート等々含めて、あるいは散水の状況等も含めて、なお指導が必要な分については我々としては十分なる指導を今後ともやっていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 この件について最後になります、浦西側には防音シート、防音になるかわかりませんが、あります。逆に訴えている皆さんの周りにも、それなりの被害があるということで防音を含めて防じんのネットを張るとか、せめてそれぐらい業者に要請するとか、行政として何か手だてできればいいと思いますが、最後に業者の方にそのことについてお願いできるかどうかお聞かせください。

○友利弘一環境企画統括監 測定結果を踏まえて、事業者のほうも来ていただいて、ちゃんと説明をし、今言いましたとおり騒音については高目な点もございますので、そういう状況も説明して対策をとるように指導していきたいと思っておりますし、繰り返しますが、昨年現場に行ったときも業者のほうはそういう対策を検討する、やっていくという返事だったので、また改めて指導していきたいと思っています。

○奥平一夫委員 本当にやったかどうかを確認してくださいね。

次の陳情第201号の2、吉の浦火力発電所についてお伺いしたいと思います。いわゆる海水を吸い込んで、それを循環させて炉を冷やしていくという手法ですが、その吸い込まれた海水の中にたくさんの生き物が吸収されていくわけですが、この生き物は出ていくときどうなるんですか。

○下地寛環境政策課長 大きく分けると植物プランクトンと動物プランクトン、それから一番問題になっている卵や稚子魚などがありますが、基本的には給水によって管を流れていくわけですから、機械的ショックでの死滅や温度も最高で7度ですが、そういう昇温による死亡というのも想定されております。

○奥平一夫委員 これはどれくらいを想定していますか。

○下地寛環境政策課長 我々が実際に調査したわけではないんですが、国の関係機関の財団法人なんですが、その調査結果によると、これは調査する場所でも相当開きがあるんです。基本的に今言われていることは、植物プランクトンはほぼ死滅はしないと、同じくらいだと。動物プランクトンについては約1%くらいは死滅するだろうと。それから卵や稚子魚については大体生存率でいうと、これまでの調査では放水口ではほとんど稚子魚は生存していないということがあったんですが、最近の調査では30%から40%は生存しているという結果は出ていると言われております。

○奥平一夫委員 ということは、6割から7割は死滅して出てきているということですか。

○下地寛環境政策課長 生存率という表現をすると、必ずしも放水口から3割が生存しているから7割が死滅したということではなくて、卵や稚子魚は取水口でも死んだものがあるわけですから、取水口の生存率を測定した上で放水口の生存率をはかる、その差がいわゆる機械的ショックや温度の上昇によって死滅したという判断も今されております。

○奥平一夫委員 プラスマイナス7割じゃないですか。

○下地寛環境政策課長 例えばこれは本土の中部海域での測定データなんです

が、取水口での魚卵と稚子魚の生存率が低いことから高いのまでありますが、例えば平均で生存率が64.6%、このときの放水口の生存率が28.6%という結果が出ますので、例えばその場合に36%の卵、稚子魚は中で死んだという判断をされております。

○奥平一夫委員　そういう数字のマジックみたいなこと言わないで、要するに半分以上は死滅で出てくると理解してよろしいんですね。

○下地寛環境政策課長　放水口の生存率は卵、稚子魚に関しては30から40%でございます。

○奥平一夫委員　けさ、8漁業協同組合の皆さんから参考人としてお話をお聞きしました。彼らが本当に訴えていたのは、この数年のマリントウン開発、いわゆる中城湾港内における事業で本当に魚の生育域がどんどん狭められてきていてヘドロも全部滞積して、これまでちゃんとしたタマンやいろんな魚がとれた箇所にヅロクイという魚が全部押し寄せてきて、遠くへ行かないとちゃんとした魚がとれないとなっている中で、吉の浦火力発電所の温排水の問題が出てきている。要するに、この卵も吸い込まれていって、結局、半分以上は死んで出てくるという状態で、あの地域では産卵もあるでしょう。それを確認していますか。

○下地寛環境政策課長　産卵地域を特定ということはできないんですが、中城湾全体が沿岸域ですので産卵する場所だと思います。

○奥平一夫委員　別の温度差のある温水が飛び出してくるから、環境には相当影響が出ると思っている。6度から7度違うということで、日量210万トンが流れてくるわけですから。温水の流れはかなりの流れをつくっていく。どこまで流れます、海流調査はなさいましたか。

○下地寛環境政策課長　中城湾全体の海流は反時計回りと言われてはいますがけれども、それは海上保安庁が調査したデータですけれども、温排水の影響が及ぶ範囲というのは基本的には放水口から約900メートルまでというふうな設定をしております、環境アセスメントの調査の中では、そういったのを踏まえまして少し安全をとって2キロメートルから3キロメートルの範囲で予測をしたということでもあります。

○奥平一夫委員 環境調査ですけど、皆さんがなさったんですか。

○下地寛環境政策課長 環境アセスメントに関する環境調査はすべて事業者がやっております。

○奥平一夫委員 900メートルとか2キロメートルまでということもなかなか信用できないわけですよ。事業者自身が自分らで、ここまでだってやってるわけですから。いわゆる漁業者にとってはそういう脅威があるわけですね。温水が直接、死んだ卵が押し寄せてくるわけですから、その先に実は南城市知念村ではクルマエビの養殖場がありますよね。この辺、影響を物すごく懸念しているんじゃないか。知念漁業協同組合の組合長さんはね。この辺についてはどんなふうに認識してらっしゃいますか。

○下地寛環境政策課長 先ほどお話ししたように、放水口からの温排水の影響というのは、基本的には最高でプラス7度で出ますけれど、ある程度4メートルから5メートルの範囲内で拡散されて、表面にいく温度は、最高でも温度差1度くらいということで、その及ぶ範囲が900メートルと予測していますけれども、放水口から知念漁業協同組合の養殖場まで、おおむね約5キロメートルくらいはあるということで、我々の予測の範囲では影響は及ばないと考えております。

○奥平一夫委員 温排水が出てきますよね。そしたら大腸菌、海に浮かんでいる大腸菌。これはほかのいろんな細菌、微生物がいい適温で増殖していくということはありませんか。この辺の調査はなさっていますか。

○下地寛環境政策課長 直接、大腸菌がある一定の温度でどれくらい増殖するかという調査はしていませんけれども、今腸炎ビブリオの件ですけれども、いわゆる海水で一番多いといわれているものですが、20度以上で増殖は多くなると言われております。

○奥平一夫委員 35度くらいになると、どのくらい増殖するんですか。それは調べてますか。

○下地寛環境政策課長 例えば30度以上で、どのくらいの割合で増殖率がふえ

るかというのはデータとして持っていません。腸炎ビブリオに関してお話ししますと、通常は10度から44.5度で増殖すると言われています。

○奥平一夫委員 35度くらいになるとどうなるのか。

○下地寛環境政策課長 ですから、10度から44度の間では増殖しやすいということです。

○奥平一夫委員 今、吉の浦火力発電所があります。これがちょうど中城湾ですね。ここが知念半島。これが反時計回りに回るわけですね、海流が。ここに勝連半島がありますね。ここでね、モズクを養殖しているところがあるんですね。皆さんは900メートルしか動かないっていうんですけれども、900メートルしか動かないやつが沈殿するんですか。それとも、900メートルしか移動しないというわけですから、ここでおさまっても何にも影響ないという解釈の仕方ですか。

○下地寛環境政策課長 温排水の影響という観点ですので、いわゆる放水口から出た海水ですけれども、温度が上昇だけなわけです。それは例えば温度がプラス7度で、仮に放水口から出たとしても、それが1度上昇させる海域の長さが、大体900メートルまでと。それ以上の海域では通常の海水の温度、いわゆる中城湾全体の海水の温度に同じような形になっているという判断です。

○奥平一夫委員 さっきのいろんな細菌、大腸菌を初めいろんな細菌が増殖をする。これが海流に乗って、このあたり勝連半島、モズクをやっているんですけれども、来るんじゃないかという、非常におそれがあるという。きょうも漁業協同組合長が訴えていましたけれども。つまり、市場に出す海藻をこのような形で、もし汚染されたらという心配があるわけですよ。これに対する影響を皆さんどう考えていますか。

○下地寛環境政策課長 温排水が及ぶ範囲とか、大腸菌郡数とかですね、いろんな環境がどう変わるかということについては、先ほど話ししましたように影響の及ぶ範囲ということで、予測してる地域を含めて、今度は事業者と県と中城村で環境協定を結んで、しっかり測定をして、公表させていくという形で対応したいと思っておりますけど。

○奥平一夫委員 できるだけ温排水をそこへ、流さないでくれと、温水を流さないでくれと、流域漁民の皆さんが反対だと。さっきお話に出ましたように循環型にしてくれと。それなら別に沖縄電力に反対ではないから。ぜひそれでお願いしてるわけですよ。ところが、中城村長さんも彼らと全然会えない。面会に行ってもほとんど会えない状態もあるし、またこのような状態で、どういう形で協定を結べるかという疑問が残るわけですよ。県としてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○下地寛環境政策課長 事業者は漁業協同組合にもみずから説明したいということで、いろいろコンタクトをとっていると聞いています。去る2月にも説明をやっておりますけれども、基本的には事業者としてはみずから説明したいということは強く思っておりますし、我々も漁業者の皆さんに対しても、ぜひ事業者の意見も聞いてくださいと。それから皆さんの考えは県にも来ましたが、中城村にもしっかり伝えてくださいということで、そういった話を漁業者の皆さんから聞いた上で、中城村も県も事業所も一緒になって協定を結ぶという形にしたいと考えています。

○奥平一夫委員 最初からボタンのかけ違いで、2年程前から事業所の方には、沖縄電力には絶対そういうことはするなと。日本でもこういうことをしているところもあるんで、循環型で排水するようなことは絶対やるなとお願いしているけど、ずっと門前払い、会いもしない。そういう状態にきて、ここにきて漁業者の皆さんに会いたいという話にはならないわけですよ。ここで、県の出番だと僕は思うわけ。この辺はどう調停していくか、調整していくか。話すと長くなるんで、とにかくこの問題はそう簡単に片づきそうにないですよ。生活がかかってますから、まったく。県もね、汗かくつもりで、ぜひ事業者と中城村長と漁業協同組合の皆さんとね、三、四者で県ときちんと会って、本当にどうすればいいかという解決策をね、海域にできるだけ影響を及ぼさない、事業所にも、もしできればそういう方向に持っていくという話し合いの場を、あなた方が先頭になって、中心になって持つべきだと思うんですが、できませんか。

○下地寛環境政策課長 これまでもそう詰めてきておりますし、今後も漁業者の皆さんも含めて、いろんな意見を聞きながら、それをですね中城村と一緒に事業者に対しても話をしていくという形で進めていきたいと思っております。ただ、温排水については、法律的に、例えば県として法律があるからこれをとめる、規制するということができないというところもあるもんですから、

事業者の理解を得ていくと。それから漁業者の皆さんの理解も得ていくという方向で調整はしていきたいと考えています。

○奥平一夫委員 知念漁業協同組合長さんは沖縄電力から何らかの補償金を差し上げられようとしたけれども、自分たちのエビ養殖は守らないといけないからそんなの要らないと断ったいきさつもあったということをきょうお話しされてました。それくらい自分たちの海を守ろうと必死なんですよ。だから皆さんも汗をかきなさいというのは、中城村長に会いなさい、会いなさいではないよ、皆さんが日程も場所も全部コーディネートして、しっかり事業者と一緒に、呼んで一緒にテーブルに着いて、その解決策を見い出すということをやれないんですか。やってますという話にならないですよ。文化環境部長が教えてください。

○知念建次文化環境部長 事業者と私も話をしたことがありますし、陳情者の方々と電話等、来られて話をしたこともある。県としては、委員がおっしゃることをやるのは全然やぶさかじゃありませんし、そういう機会は、まず1つには事業者もそういうことについては、むしろ積極的に話し合う姿勢を持っておりますので、同じテーブルに着く努力というのは、我々一緒にやっていくということについては、やぶさかではありません。

○奥平一夫委員 早い時期にそれをやってもらえますか。

○知念建次文化環境部長 はい。努力します。

○奥平一夫委員 もう一点だけ。陳情第63号について1点だけ聞きます。2点だ。沖縄県環境影響評価条例の改正について、ここで陳情処理方針、事業等の勘案について検討したいという方針を立ててますが、これはいつごろになるんですか。いつごろをめどに検討するんですか。

○下地寛環境政策課長 時期的には今、明示できませんけれども、現在、今の沖縄県環境影響評価条例の規定の中で、要件の中で、九州各県と比べてみても、沖縄県の要件は厳しい要件ではあります。厳しいほうの要件なわけです。ですから今後、事業者、事業のとらえ方の問題も含めて、なるべくちゃんとした条例に基づく環境アセスメントをやってもらうような形で検討はしたいと思っております。

○奥平一夫委員 最後の質疑。いいことなんですけれども、林道の規模要件の改正については今後の県内における事業の状況、自然環境の状況、将来において想定される事業等勘案して検討していきたいと考えておりますと方針を出していますが、なぜ方針変更しようと思ったんですか。それだけ聞かせてください。

○下地寛環境政策課長 今回、林道の問題がこれだけ大きくなっているということもありますし、ヤンバルの自然というのは、我々も林道工事の現場を見ますので、こういう形、もう少し配慮が必要じゃないかということも現場を見ると感じますので、そういったことを含めてぜひ林道事業についても、環境アセスメントをやれる方向で検討していくという意味で答えております。

○奥平一夫委員 ありがとうございます。こういう答弁をお待ちしていました。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 産業廃棄物に関する陳情が出ておりますが、沖縄市においては同じ地域の方が、登川地区、池原地区、知花地区の方々が2つにわたって陳情を出している、継続と新規ですね。まず3ページの継続のものから伺わせていただきますが。2についての改善作業の進捗状況を管理すると陳情処理方針であります。どんな状況ですか。この改善作業の進捗状況を教えてください。

○友利弘一環境企画統括監 道路面の標高68メートル以上の部分がちょうどよいといわれているのですけれども、平成17年度から改善がされているわけですが、安定型処分場の改善状況につきまして、平成18年度までに9メートルの掘り下げを行うという。安定型処分場と管理型処分場の境界部分の一部を約20メートルの掘り下げの改善がなされている。それから、平成19年度から平成20年度までにその撤去範囲を広げまして、7メートルの掘り下げをし、量にして3万5200立米の廃棄物を撤去していくという改善状況でございます。

○桑江朝千夫委員 安定型処分場において、高さ9メートル減された。今その状況だと理解していいですか。

○友利弘一環境企画統括監 約85メートルあったものが、現在約76メートルということで、安定型処分場につきましては約9メートルの掘り下げはされているということです。

○桑江朝千夫委員 この処理の仕方、改善の仕方をちょっと伺いたいんですが。この山になったものから削って、これを独自の炉で燃やして処分していつているんですか。

○友利弘一環境企画統括監 掘り起こした廃棄物、金属類、リサイクルできるものにつきましてはリサイクルを極力しておりますし、それができない、燃えるものにつきましては、自社の焼却炉で焼却処理をしているという状況です。

○桑江朝千夫委員 19ページのものともたがってお伺いをさせていただきたいんですけれども。まずですね、この登川地区、池原地区の炉というのは何機ありますか。私がおぼろげなところでは、倉浜衛生施設管理組合がありますね。株式会社倉敷環境等ほかにもあるんで、炉の数を。

○友利弘一環境企画統括監 現在、所有している炉で株式会社倉敷環境につきましては、1機2炉、それから、環境ソリューションにつきましては、処理能力が1日当たり24トン、それからもう一つが14.4トンの2機という現在の所有でございます。

○桑江朝千夫委員 そうじゃなくて、この陳情の要旨から見てですね、皆さんにこの地域を理解していつてもらいたいです。委員の皆さんにも。倉浜衛生施設組合が今、新しい炉を作業中ではありますが、既に炉は3つあるでしょう。環境ソリューションにも2つ、株式会社倉敷環境に1つ、そして火葬場があるでしょう。そこも炉と言っていいのかな、それもあるでしょう。その状況を教えてください。僕はこの地域に炉がですね、今、わかりますか、沖縄市登川池原地区営の産業廃棄物処理施設の集中抑止に関する陳情ということでですね、現状を訴えて、これ以上のものはやるなという趣旨ですから、まずそこにある炉を皆さん把握しているのかなということですね。

○友利弘一環境企画統括監 火葬場につきましては産業廃棄物施設じゃないものですから。倉浜衛生施設組合、今言いました沖縄市、宜野湾市、北谷町の組

合のものがあるんですが、これは現在は4機。それから先ほど言いましたとおり、株式会社倉敷環境のほうで1機2炉、環境ソリューションのほうで2機という現在の施設です。

○桑江朝千夫委員 産業廃棄物に関する炉は8つ。そしてそこには担当じゃないんですが、火葬場の炉もあるわけですよ、この地域にはね。この株式会社倉敷環境と倉浜衛生施設組合、環境ソリューションがある。そして、医療廃棄物を処理するところもあるわけですよ。これは一極集中していて、それぞれに500メートルも離れていないと距離的には思うんですが、どんなですか。お互いの施設の距離はどのくらいですか。

○友利弘一環境企画統括監 まず株式会社倉敷環境を中心にいたしまして、倉浜衛生施設組合、これは現在建設中のものがこれは500メートル以内ですから、300メートルちょっと。環境ソリューションにつきましては、700メートルの範囲外でありますので、大体そんな感じでございます。それから現在の倉浜衛生施設組合に入りましては、約1キロメートル。大変失礼いたしました、ですから500メートル以内です。

○桑江朝千夫委員 その8つの炉でですね、どれくらいのトン数を焼却していますか。

○友利弘一環境企画統括監 焼却施設の1日当たりの処理量であります、株式会社倉敷環境につきましては93.6トン、それから環境ソリューションにつきましては38.4トン、合計で132トンと。失礼いたしました、倉浜衛生施設組合のほうで220トンでありますので、それに加えて、大変失礼いたしました、近くに中部北環境施設組合がございまして、うるま市の。そのほうで2機、処理能力が166トンありまして、先ほどのものを全体を合計いたしますと518トンという状況になります。

○桑江朝千夫委員 陳情第100号を見ますと、さらに株式会社倉敷環境が200トンの新炉を計画していると。プラスこれに200トンとなると。中部北環境施設組合は別としましても、この状況の中、半径500メートル内にこれだけの焼却炉があつて、約500トン、毎日。そこにはですね、東南植物楽園という観光施設もありますし倉敷ダムという公園化されたダムもある。そして沖縄職業能力開発大学校というものもある。ごっちゃませになっているような環境なんですね。

そういったところにこれだけの産業廃棄物処理施設があるという、それこそ環境はどう思います。文化環境部長の考えをお聞きして私は終わります。

○知念建次文化環境部長 沖縄市の北の地域につきましては、桑江委員がおっしゃるようになりますね、倉浜衛生施設組合であり、株式会社倉敷環境であり、環境ソリューションという形で、そういう意味では廃棄処理施設が集中している状況は否めないと思います。ただ、我々としましては、今株式会社倉敷環境の状況がああいう状態で、その改善を先にやらないといけない状況なんですけれども、それもあわせて、今申請を入れている部分についてもですね、きちんと環境アセスメントをしてですね、地域の方々の意見調整もして、そういう改善に向けて努力をしていただければと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 私も陳情第149号。それからきょう、午前中に陳情者が見えていましたので、聞かないといけなくてですね。中間報告ですか、これがまとまって3月末に説明会をするということですが、もうじきですよ。いつやるんですか。これ中間報告のね、中身。これ調査結果の推移も説明されていたんだけど、奥平委員の質疑で出ていた数字がすべてなんですかね。

○友利弘一環境企画統括監 SPM、浮遊粒子状物質のものが3月31日まで連続測定ということで、まだ測定中でございます。これは中間報告が今出ていまして、この結果では基準値以下でありますよということでございます。それが出てちゃんとしていたほうがいいんですが、できるだけ早くということで中間値が出ていますので、今月の末。いつとはまだ決まってはいませんけれども、今月の末までには住民説明会ができればなと思っております。事業者につきましては、またこれを踏まえてちゃんと説明をいたしたいと思っております。

○翁長政俊委員 これ、SPMの調査結果だけですか。皆さんこれだけしかやってないの。

○友利弘一環境企画統括監 騒音、振動、それから粉じんですね、それから揮発性有機化合物、それにSPMの調査をやっておりまして、現在残っているのがこのSPM。中間報告はいただいていますけれども、それを踏まえて説明会

をやりたいと思います。

○翁長政俊委員 SPMを除く資料は出せますか。

○友利弘一環境企画統括監 まとめているものを提出したいと思います。

○翁長政俊委員 それとですね。これは文化環境部長への質疑になりますけれども、これだけこの産業廃棄物等に係る陳情が出てくるんですよ。これはですね、裏返して言えばですよ、いかに住民生活の中で産業廃棄物という問題が、もう私どもの市民生活をかなりむしばんでいる状況が出ているだろうと思うんですよ。だからこそういった陳情が上がってくるわけですよ。だからある意味ではこの文化環境行政、県の担当責任者としてですね、こういう今の置かれている状況をどう判断していますか。

○知念建次文化環境部長 いわゆる産業廃棄物についてずっとお話ししているかと思いますが、非常に処分場、最終処分場も含めて、処理の状況と非常に逼迫している状況にあるということがまず1つ言えると思います。それで、県も関与している公共関与処理場も計画しているわけですが、それとあわせてですね、処分場の、あるいは今の焼却施設の前からあるところ、状況等で、今現在確かに沖縄市に集中しているところと、あるいは読谷村のその状況もおわかりと思うんですけど、ある意味その住宅地がですね、だんだんこう、何て言うんですか、関連が狭まってきている状況が出てきていると思います。ですから、ある意味ではそういうところの状況も、各県もそうなんですけど、非常にその産業廃棄物行政というか廃棄物行政にとってはですね、より厳しい状況というのは、ある意味その廃棄物行政にある側からすると、そういうのが一つ言えるわけです。ですから、住民とあるいはその地域との調和をいかに図るかということはですね、今後十分に配慮しながらこういう行政はやっていかなければいけないかなとは強く感じています。

○翁長政俊委員 この、僕はこれだけの説明じゃ納得できないんですけども。帰着するところ、この議論の帰着するところ、県のいわゆるこの環境行政、ひいては産業廃棄物のいわゆる行政が、ある意味では貧困であるというところにつながっていきますか。そういう認識はありますか。

○知念建次文化環境部長 そういうことの御指摘ですと、株式会社倉敷環境で

もありますし、確かに監視体制もですね、かなり甘かった状況というのはこれは否定できません。そういう部分については、我々も強く認識しなければならない部分もあります。ですからそういうのを踏まえて、それこそ地域住民との調和というんですかね、関連についてはやっぱり強く認識をしながらですね、今後やっていく必要は十分に感じております。

○翁長政俊委員 公的関与で、これまで産業廃棄物処分場のいわゆる公的関与の施設をつくるという動きが出ていますよね。現実にはこれ総論賛成で、各論の部分でかなりダッチロールしたと思うんですけども、これは場所の選定は終わって現実に建設にもう入っていますか。

○知念建次文化環境部長 今、場所の選定というか、県で3候補地を選定した状況にとどまっています。地域の方々にまだ理解が得られているという状況には至っていません。

○翁長政俊委員 だから、基本的になぜこういった産業廃棄物業者が地域住民の近くでですね、生活者の近くでこういった産業廃棄物業をするかということになると、これは需要があるからですよ。需要があるからあるわけですよ。この需要がある分がですね、いわゆる基準値にきちっと合致した形で処理されればいいんですけども、下手すると免許も持っていない連中が至るところで今、いろんなことを起こしているわけですよ。この陳情処理方針を讀んでみてもですね、幾つか。手続もしていなくて、いわゆる産業廃棄物を積んであるところが出てきているわけですよ。この中でも出てくる、何ですか、八重瀬町東風平の件もそうですよね。手続がされていないんですか。これは1つですけども、ほかのところもあるんじゃないですか。

○赤嶺昇委員長 休憩します。

(休憩中に、計画の段階であり許可手続等はなされていない旨の説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 いずれにせよ、県内ですよ、沖縄本島だけでもいいですよ。

不法に産業廃棄物を集めてですね、野積みしてあるとか、そういった箇所は皆さんチェックできていますか。私はかなりの数があると見ていますが、どうですか。

○友利弘一環境企画統括監 一応、福祉保健所のほうに警察官OBの監視指導員というものを置かまして、そこの職員も一緒に不法投棄のパトロールを実施しておりまして、大量なものとかを把握して、それに対する指導等は行っております。

○翁長政俊委員 これ、件数とか実態を、全県といたら大変だろうけれども、沖縄本島だけでも報告はできますか。

○友利弘一環境企画統括監 昨年度の一斉パトロールとか年間を通した件数というものがありますよね。資料については提供できると思います。失礼しました。平成19年度でございますが、県全体の不法投棄の箇所が83カ所、量にして約5500トンでございます。

○翁長政俊委員 これは全県ですか。沖縄本島内だけですか。

○友利弘一環境企画統括監 県全体の不法投棄が83カ所と。

○翁長政俊委員 これの、この指導や改善策というのはどういう形で行っておりますか。

○友利弘一環境企画統括監 排出者を一応発見するように努力いたしております。いかんせん、不法投棄なものですから、なかなか排出者を特定できないというところがございます。特定できるものにつきましては、先ほど言いました監視指導員なり、もしくは福祉保健所なりに、場合によっては呼び出して事情を聞くとか、場合によっては告発の手続をするとか、そのような形で対応をいたしております。

○翁長政俊委員 間口をちょっと狭めますけれども、広げたらね、あれですから。県のですね、いわゆるこの産業廃棄物専用のこの候補地、この3カ所の結論はいつごろ出ますか。僕はこれが一番大きいと思っているんですよ。ここをですね、スピードアップしてしっかりとその施設をつくっていかないと。需要

んですよ。これ、現実に基準値に達している、達していないという問題は、この撤去命令やいろんな、要するに皆さん方が行政指導していく上ではですね、重要なベースになるとは思いますが、現実問題として困っている方々、この基準値には達しないけれども、いわゆる生活していく上では大変公害で苦しんでいる方々がおいでになるわけですよ。これ、肝心なのがいわゆる免許の更新の問題から起こっているんですよ。基準値に違反しているけれども更新をするという形に多分なるだろうと思うのよ。皆さん方の今の判断ではね。そのときにですよ、改善命令を出してですね、基準値に達していないから改善命令を出せるという話になるかもしれませんが、行政指導ないしは改善命令を出してですね、これが一定基準までこななければ免許の更新をしない等々もですね、これは何らかの規制をかけていかないと。僕は、結局はこういった問題というものは、この地域住民の過剰な反応であれば別ですけども、現実に生活している上で、大変こういった産業廃棄物関係の公害で悩まされているという人や地域があるとすればここに行政の光を当てていかないとですね、私は救われないうちで思っているんですよ。これはもっともっとこれから皆さん方の産業廃棄物行政がおくれればおくれるほど、こういう問題は惹起していきますよ。こういうの一つの指針としてもですね、何らかの形でやっぱりこの指針が、文化環境部のある意味では一つのモデルになるような何かを私はやるべきだと思っていますよ。これについて文化環境部長はどんなですか。

○知念建次文化環境部長 確かに法的な関係といえ、環境企画統括監が答弁したとおりです。先ほどとは別にお答えしている部分は、それとは別に改善の指導については事業者のほうも、環境企画統括監と現場に行ったときにですね、しかるべき対応をするという姿勢を示していますので、それについては、例えばスプリンクラーであり、その防音シートでありというのは不足の分についてはですね、我々としては十分に改善していきたいと。その監視もですね、当然その後の監視指導も当然行っていくという姿勢を持っているということです。

○友利弘一環境企画統括監 再三申し上げているとおり、測定結果を踏まえまして事業所のほうも来てもらって説明をし、またその、例えば先ほど言いましたとおり、騒音の問題も若干抱えているところがありますので、その改善についてもちゃんとどういう対応をとれるのか、また事業所のほうに指導をしながらその方針の、今言いましたどういう条件が必要なのか、それも踏まえて今後対応していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 陳情第141号。7ページですが、アメラジアンスクールの件ですが、前回、前々回もそうなのですけれども、4月にまた新学期が始まるんですけれども、継続的にまた派遣するのか。この利用している学童というんですかね、学生さんというのか、次年度はふえるんですか。年々どういう推計になっているのかちょっと確認してほしい。

○知念建次文化環境部長 1つに、日本人指導員の派遣ですよ、次年度も継続いたします。数字ですけど児童の状況についてはですね、4月現在の数字は我々は掌握していますけれども、平成21年度はどのような形になるのかというのはちょっと我々としてもちょっとまだ掌握はしていませんが、4月からどういう生徒が何名になるかということまでは、まだつかんでいません。申しわけないです。20年4月現在の数字はつかんでいます。

○佐喜真淳委員 毎年2名ということで指導員を派遣する。これは平成21年度も2名のあれで派遣するというので理解してよろしいでしょうか。

○知念建次文化環境部長 はい、継続いたします。

○佐喜真淳委員 あと、6のですね、共生を進めることということで、和 문화共生を推進する指針や計画等の策定に取り組むとあるんですが、実際この計画についてどのような推進をしているのか、次年度以降はどうなっているのか、計画そのものはいつごろできるかというのを確認していきたいんですけれども。

○赤嶺昇委員長 休憩します。

(休憩中に、国際交流協力推進計画は担当部局が別であるとの説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 今、陳情処理方針に出ているものですから。いずれにしても、これは観光商工部でやっているということで理解していいんですね。文化環境部としてはこれは所管ではないということで、観光商工部に任せているということかな。情報として今持っていないでしょう。我々は観光の部署には聞けないもんですから。

○知念建次文化環境部長 この指針とか計画等の策定については向こうの分野でして、当然アメラジアン为学校との関係でですね、いろいろその連携を図っていく分についてはここと連絡をとって、やりながらということでございます。

○佐喜真淳委員 これから連携をとるということでいいのかな。

○知念建次文化環境部長 アメラジアンスクールに関しましてはですね、やはり教育庁との関連もありますので、それも含めてですね、いろいろと連絡調整をしていきたいということでございます。

○佐喜真淳委員 なぜそう聞かかいうとですね、当然これは教育委員会は我が所管ですし、また観光商工部がですね、全く所管ではないという、他の所管もかかわっているもんですから聞けるときに聞いておこうかなと。文化環境部長に聞いていますけれども、よろしくお願いたします。いずれにしても、これはどうか継続的にですね指導員を派遣していただきますようお願いいたします。

続きまして、8ページの陳情第149号。今、翁長委員からの質疑もありましたけれども。まずですね、2回の調査を浦添市はやっているんですが、西原町はどうですか。このあたりの情報は持っていますか。陳情者は西原町の住民なんですが、西原町の調査結果というか調査内容というものは出ていないですか。

○友利弘一環境企画統括監 騒音のほうの測定につきまして、徳佐田区のAさん宅のほうなんですが、昨年12月15日、16日、17日、18日及び19日に西原町が騒音測定をしたと。西原町のほうで騒音の測定をしております。

○佐喜真淳委員 昨年12月に調査はしたということですか。この結果は、県のほうにはもう入ってきていますか。

○友利弘一環境企画統括監 結果のほうは56.7デシベルから58.7デシベルとい

うような結果でございます。

○佐喜真淳委員 先ほど皆さんが言っているような、午前中に参考人に確認したところ、説明資料をいただいたんですね。その中で、A地点、B地点、C地点ということで、参考人が独自で調査した結果の数値が出ております。そのときには西原町も衛生環境研究所も同じような日に調査をやっているんです。その中で基準値を超えているという説明があったんですが、今の答弁の中では基準値内なのかなあと思うんですけれども、その整合性はどうですか。あるのかないのかちょっと。これが説明資料でいただいたんですけれども、見ていますか。

○知念建次文化環境部長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知念建次文化環境部長が佐喜真委員に資料の内容を確認)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

友利弘一環境企画統括監。

○友利弘一環境企画統括監 西原町の結果につきましては承知しております。また、衛生環境研究所のほうをやったものが、日にちが平成21年2月4日、それから2月5日、敷地境界においても同じく2月5日に衛生環境研究所のほうで、県のほうでやっているということでございます。

○佐喜真淳委員 実はなぜそれを聞くかということですね、先ほどあの参考人が西原町に確認したときに、口頭でなんですけど、基準値を上回っているという話をされていたんですね。当然、これはこれから結果等々が出てくると思うんですけれども、いわゆる数値的な事実確認だけをしたいんですね。西原町の言っていることが、いわゆる参考人にはそういうふうな話だという話なんですけれども、実際の数値というものはどういうものになっているのか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほど申し上げましたとおり、西原町が測定したのものにつきましては57.6デシベルから58.7デシベルと。県がやったものにつきましては54.2デシベルから59.9のデシベル範囲内。こちらは基準が指定されて

いませので、一応想定値と、基準値に当てはめるとしての想定値としましたら、55デシベルでございます。まだ指定されておられませんので。

○佐喜真淳委員 あと、陳情処理方針の中です、今後とも関係機関と連携して被害の実態把握に努めるということなんですけれども。浦添市はことしの4月、7月に実地して結果は出てますし、肝心の参考人の皆様というのは西原町に住んでいるので、県としてはこれは西原町と連携をとって、今後とも問題の真相について分析というか追跡をしていくのかどうか確認させていただけますか。

○友利弘一環境企画統括監 これまでも西原町と説明会を御一緒にさせていただいておりますし、独自に浦添市、西原町、県の合同のそういう打ち合わせと言うんですかね、会議と言うんですかね、そういう場も持っておりますし、そういう意味では連携をとってやっていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 最後になりますけれども、参考人がきょういらっしゃっているのは既に御承知のことと思いますが、この参考人とのですね、説明のあり方というものを今後とも継続的に、対応の仕方なんですけれども、やっていくものですか。

○友利弘一環境企画統括監 これにつきましては、今月末に住民説明会を予定しております、もちろん西原町と浦添市にも協力を得てやるということでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第72号の、沖広産業の陳情。これについては同じく沖広産業の関連で新たな陳情が出ております。これまでクロルデンの発生等々があったことを受けてですね、更新をしないようにというのが陳情の趣旨ですけれども、その更新についてどういう対応をされるのでしょうか。

○安里健環境整備課長 これまでですね、安定型の処分場につきましては、クロルデンが出たということで、住民側、それから事業者側それぞれ出たと。その後に、県がこのデータをもとに評価をしまして、環境保全の指針値がござい

ますね。要するに、住民側にかなり厳しい状況に陥れるのもちょっとまずいだろうということもあってですね、ちょっと今表現が悪かったんですけども、危険な状況にはないんだということを言うために説明会を持ちましたー失礼しましたー更新の件につきましてですけれども、とりあえず今までの調査もすべて、ほぼ終えております。今残っているのは、クロルデンのほうですね、追加調査を行っているところでございます。はっきり申し上げて、実は明日これまでの関連のです。

○友利弘一環境企画統括監 更新の許可、申請の受理が平成20年6月にしておりまして、これまで審査をしてきたところなんですけれども、クロルデンの問題につきまして、木くずと、安定型処分場以外のものは入っているということで、先ほど来説明しているとおりの改善命令を発したところであります。申請書の取り扱いにつきましては、この改善命令の幾つか内容が行っていますので、逐次状況を見て判断できるかなというのが今の現段階でございます。

○仲村未央委員 時間も差し迫っているので、聞いたのは更新するんですか、しないんですかということをお尋ねしたつもりだったんですけど。

○友利弘一環境企画統括監 それに答えているつもりなんです。現在、改善命令を出していますので、例えばこれに従わなかった場合は次の処分がございまして、これが欠格条件に当てはまるかどうかという問題も出てまいります。そういう状況を踏まえて判断をしてまいりたいというのが現状です。

○仲村未央委員 いつまでに判断をするのでしょうか。

○知念建次文化環境部長 改善命令を出している、それで着手期限等と打っていますので、その着手期限を遵守するか、着手した後に改善事項がきちんと守られているかどうかというのが更新の許可の判断の材料となりますので、いつまでということではなく、県の期限と内容をきちんと見た上で判断することです。

○仲村未央委員 この件については、その従来陳情からさらに一步踏み込んだ陳情が20ページ、陳情第33号で新規に出されているんですね。内容はより深刻度を増しているとか、溝が深まっていると見られるような陳情なんです。刑事告発を行うようにしてほしいとか、改善命令ということではなくて、

措置命令、許可の取り消し、こういったところまで踏み込むべきではないかというぐらいの状況に、また新たな陳情が出てきているんですけど。これについてはなぜ改善命令をしたにもかかわらず、よりこのような厳しい陳情が住民から出てきていると理解をしていますでしょうか。

○知念建次文化環境部長 今改善命令を出したところなんです。この陳情が出る前に改善命令を出したというんじゃないで、実はこの要請が出てきているのは、その手続等について説明をしたところから出てきたわけですね。ですから改善命令を今、初めて出しまして、先ほどの話になるんですけど、守ってるか守られてないかによって次の判断が出てくるということなんです。

○仲村未央委員 聞き方を変えますけれども、この当該の沖広産業と住民との関係が非常に問題が多いと思われるんですけども、これまでの福祉保健所からの指導に対する態度、こういったものも住民のほうから具体的に指摘が挙がっていると思います。例えば、沖広産業が住民の皆さんに、福祉保健所の指摘を受けての回答を出されているようなんですけど、その福祉保健所の指摘に対する回答がどういうものだったかというのは皆さんはもちろん御存じですね。去年の12月22日の回答書です。

○友利弘一環境企画統括監 質問に対する、通知に対する事業者の回答につきましては、書面を見て承知しております。

○仲村未央委員 その中で、福祉保健所からの衛生指導注意表に対する具体的な指摘がこうこうだったと載ってますね。それで非常に驚くのは米軍の嘉手納飛行場基地から搬出された10トンダンプ1000台分の土を搬入したところというくだりがありますけど、これは事実なんですか。

○友利弘一環境企画統括監 実は、平成19年6月8日に福祉保健所の監視員が立ち入りしたときに、3本程度の伐採木を確認したところなんです。それからもう一つにつきましても、監視の際に福祉保健所職員が発見した事実なものですから。事業者においては、その回答の中で、福祉保健所からこういう指導を受けましたよという、指導表の内容についての、内容を回答に記載したという状況でございます。

○仲村未央委員 その手前の10トンダンプ1000台分の土を搬入したということ

は、米軍基地からのこういった、1000台分ですから、1万トンですか、そういった土の搬入というのは、自由に業者の受け入れと、米軍が契約の関係の中で、特に米軍基地から出されるものについてですね、何ら関与する余地はないんでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 覆土材の購入に関する事だと思うんですけど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では特にそのものはございません。

○仲村未央委員 その際に、皆さんは米軍基地からこれだけの大量の物の中から、先ほど言った直径3センチの小枝を3本出さなさいというような指導をしたということですか。

○友利弘一環境企画統括監 繰り返しますけれども、先ほど言いましたとおり、福祉保健所職員が監視指導に入りまして、覆土材として使っている土、米軍のほうから、副添えして持ってきているんだということなんですけれども、その中で3本程度の伐採木、そういうものを福祉保健所職員が現認したものですから、それを指導表に書いたと、指導したということです。

○仲村未央委員 住民の立場からすると、通常の搬入においても非常にいろいろな不安があるのに、こういった10トントラック1000台分もの土が搬入される中で、その指摘の内容が小枝3本取りなさいというようなぐらいにとどまっているということ自体に何だろうなというような不安感というのがあるということなんです。またもう一つの先ほど、先ほどの話も出されましたけれども、指導の仕方というのが、県の指導というのはこの程度なのかなということに対する、緊張感のなさというのが問われているんじゃないでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 安定品目以外のものが発見されたという事実がありますので、福祉保健所としてはその旨指導注意した。業者のほうは回答の中で福祉保健所からこういう指導を受けましたというようなことで回答したと理解しております。

○仲村未央委員 いずれにしても、先ほどの調査も具体的にまだ全容解明がなされていないことですが、これはいつ明らかになるんでしょう。

○友利弘一環境企画統括監 クロルデン類につきましては、まだ一部、再度ク

ロルデンの検査をする必要のものがあるものですから、今再検査の依頼をしておりまして、この検査につきましては3月いっぱいには出るんじゃないかなと、検査機関から聞いた範囲ではそうなっております。これまで出ている結果につきましては、環境整備課長のほうで先ほど言いかけてはいたけど、住民説明会を明日開催する予定であります。

○仲村未央委員 それとですね、もう一つ産業廃棄物の関連での確認ですけども、陳情第100号の環境ソリューションの件なんですけど、環境ソリューションは今独自に、自主環境アセスメントというか、ミニ環境アセスメントというか、そういうのをやってるようですけども、それは何の手続に乗っている流れなんですか。

○友利弘一環境企画統括監 この施設は1日当たりの処理能力が46.8トンの規模なものですから、条例の対象ではないということで自主環境アセスメントとやってるんですけど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、いわゆるミニ環境アセスメントということでございます。

○仲村未央委員 それをやったことによって何か手続が進展してるという状況になるんでしょうか。つまり住民の皆さんは説明もないのに、環境アセスメントを環境ソリューションが始めたということに対して、非常に緊張感を持っているんですね。それによって住民合意がなされたというような、手続の一つになるんじゃないかということも含めて、非常に懸念を持っていらっしゃいますが、ミニ環境アセスメントが何の意味があって環境ソリューションが今やっているのかということです。

○友利弘一環境企画統括監 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で義務づけの規定があるものですから。生活環境上どういふ影響がで出なのか、大気とか、騒音だとか、そういうものの、いわゆるミニ環境アセスメントを実施しているということでございます。

○仲村未央委員 それによって住民の皆さんの意見というものも出てくるんですか。

○友利弘一環境企画統括監 これから、手続内容になろうかと思えますけど、今現在、申請者の広告縦覧を終えまして、現在は沖縄市長、専門委員への意見

提出を依頼しているところがございます。また広告縦覧していますので、住民等の意見も提出ということもありまして、この期限が3月19日までということになっています。

○仲村未央委員 先ほどの、去年の9月につくられた県の要綱には、更新については対象にならないという答弁でしたが、今回の環境ソリューションの炉の建設も要綱の対象にならないのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 10月27日に既に申請書が出されているので、要綱の適用が今年の4月1日ということですので、なりません。

○仲村未央委員 でも実際に工事が着手したわけではなくて、つくるかつくれないかということも含めて住民の合意もまだまだ取りつけられないし、説明会すら持てないという状況ですので、要綱の対象にすべきではないでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 新規ということですので、要綱の規定で新規のものについては、これらは4月1日から施行ということになりますので、私どもは自分たちで決めた要綱でありますので、それに基づいた手続というものをやっていきたいと思っています。

○仲村未央委員 ですから、新規の炉ですね、特に環境アセスメントの対象にならないような小規模な炉については、非常に透明性も含めて住民の皆さんは注目してるわけですよ。先ほど桑江委員からもありましたように、非常に地域に過密な状況があるとすれば、皆さんが手持ちの要綱をどう運用するかによって、施行が4月1日かもしれませんが、まだこの炉もまだできてないんですね。当然それは要綱の解釈を手前で自分たちの要綱をより生かすという方向で、対象にすべきではないでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 許可基準に住民の同意というものは必要ないんですけれども、今後とも申請につきまして、地域の理解を得るように業者に対してはしていきたいと考えております。

○知念建次文化環境部長 要綱の対象ということは、4月1日の施行日の関係からして、ちょっとできかねますけれども、ただ要綱も指導の範疇なんです。それも住民等の意見をきちんと聞きなさい、地域の行政機関の意見も聞きなさい

いという趣旨で要綱の内容もそういう内容になっていますし、ある面では廃棄物処理法の手続でミニ環境アセスメントはやっていますので、それと同様な手続は、今沖縄市長あるいは専門委員の意見、住民たちの意見提出等が出てきますので、同様な手続にはなるかと思えます。それをある面では我々の指導として、いかに強く行政指導していくか、住民等の意見についてもきちんとするように、あるいは調整をきちんとさせるようなことについては努力をいたします。ただ要綱そのものの適用ということについては、今の状態ではできないという回答しかできません。

○仲村未央委員 要綱ですので、私はやはりこれからつくられるものについて、たまたま日付が4月1日以降だったからといって、これをどうにか解釈できないという、これからのことに対してもできないというのはいかがかな、ということにはいささか、今のものには全然納得していませんが。ただ環境ミニアセスメントにおいても、もちろん住民の同意というのは求められるはずですしね。そこが住民同意が得られない中で、県がそれを許可していくということは、やはりできないことだと思いますので、それはもう、意見を述べて終わります。

最後に1点ですけれども、陳情第63号ヤンバルの森の件ですけど、先ほど文化環境部長は現場も行かれたということでしたけど、これは今までの林道開発の中で、沖縄県赤土流出防止条例の違法にある状態というのは確認されているのですか。

○久田友弘環境保全課長 過去にあった事例については、先ほどの伊江原林道ですね、これは完成しておりますけれども。平成19年に県のほうにも申請がありまして審査をしております。その後、計画どおりにはいってなくて、そののほうでは不適正な処理があるということで、当時の文化環境部長から北部林道事務所長あて改善の申し入れという形で、数点挙げまして、それについて改善を求めたということがございました。事業者のほうとしては、改善の趣旨を踏まえて対策を講じてきたというような経緯がございます。

○仲村未央委員 今の件以外では特に沖縄県赤土流出防止条例違反ということでは確認された例はない。そういう視点で文化環境部として調査をされて、違法状態にあるのでという指摘を出したのはその件だけですか。

○久田友弘環境保全課長 はい。そのとおりです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 陳情第136号。5ページですね。前回の委員会で参考人招致して、この地域の方々が迷惑しているというお話を伺いました。県は陳情処理方針として生活環境への影響が生じないように監視を行う、影響が確認された場合は厳正に対処していきたいという形で聞いておりますが、その後動きは全くないのですか。

○友利弘一環境企画統括監 日曜日の監視ということでございまして、4月から実際、私も日曜日に行きましたし、2週間に1回ということで、福祉保健所と環境整備課の職員が日曜日も監視をしております。

○上原章委員 ですから、今、改善というか、業者とのやりとりは当局はあるのですか。

○友利弘一環境企画統括監 通常も立ち入りして、指導していますし、例えば散水の状況だとか、ちゃんとしなさいとか、そういうものも指導しております。

○上原章委員 この陳情の中で、牧港川に処理場が隣接しているため、赤土処理物による河川への影響、悪影響が懸念されると。この牧港側への赤土等処理物の流出というのは、現実にある、事実があるのか確認されていますか。

○友利弘一環境企画統括監 赤土の指導状況を説明したいと思います。年末の12月11日に福祉保健所と環境保全課の職員で現場に行きまして、状況を見て、土を置いている場所にシートが外れているものですから、その上にシートをずらすようにとか、境界のほうにブロックがあるんですけど、隙間があったものですから、そういったものは土嚢等でちゃんと遮へいするような指導をしたりということでございます。年を明けて、平成21年1月17日に環境保全課の職員が行きまして、そのシートの状況だとか土のうの対策だとか、そういうものの確認をいたしております。さらに直近では平成21年3月17日に環境保全課の職員が立ち入り調査をしております。シートの状況だとか、隙間の状況だとかを確認し、さらに事業者には赤土流出の状況はどうかとお聞きしましたところ、流出はないというような返事を得たということでございます。

○上原章委員 そういった改善、そういった流出がないようにということで、やっている。一方で、現実には赤土が流出されたという事実はこれまでにあるのですか。

○友利弘一環境企画統括監 以前、ビデオのほうを見たときに、赤土があるような感じは受けました。

○上原章委員 わかりました。この辺の整合性が非常にちょっと不透明なのかと思っているんですけど。いずれにしても、監視、その事実確認をしっかりとさせていただいて、住民の皆さんが本当にこういった被害を受けているのか、しっかりと対応していただきたいと思います。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 お疲れさまです。きょうの陳情を含めて、継続の陳情第72号から新規の陳情第64号まで、実に9件も産業廃棄物、ごみ問題について、これは最終処分場並びに中間処理業含めての要請陳情でありますけれども、今回うるま市から、1カ所出ております。これは赤野地区であります。多分文化環境部長含めて、担当課長にも要請、陳情、じかに行かれたと思うんですけども。前からですね、このごみ問題あるいは産業廃棄物関係に関しては、県の指導をもとにして、業者の皆さんには民意を反映してくださいと。つまり地域の皆さんの同意をしっかりと得てくださいという指導がなされていると思うんですよ。ですから、赤野地区の皆さんは、自治会においても反対の決議がなされて、まだ業者から申請手続もなされていないということでもありますので、そういったところの御指導をしっかりとやっていただきたいということと、それから、翁長委員からも話がありましたけども、そのごみ、あるいは産業廃棄物問題に関しては、総論では賛成であるけれども、各論に対しては皆さん同じ考えなんですね。ごみを出さないというわけにはいかないし、出たごみはどこに処分するのか、大変厳しい問題で、先ほどの桑江朝千夫委員の質疑、答弁に対して、池原登川地区で実に520トンも処分されている。その処分している業者がもしいなければどうなるのかなということを考えた場合、大変肌寒い思いをするわけです。今、公共関与型最終処分場の質疑も出ましたけど、本部町及び名護市にそれぞれ1カ所、そして浦添市に1カ所、これだけの沖縄県全体から絞って、予定地を3つに絞っているんですけど、残念ながらその3カ所の地域で納得が得

られてない、これは寂しい思いがします。私たちは過去、3カ年前に岩手県の岩手クリーンセンターという公共関与型処分場を見てまいりました。そういったことを含めて、2月定例会で一般質問も行ったわけですが、残念ながらその話も進展していないし、また事業そのものも進んでいないということを知って、これはやはりもっともっと努力が必要だな。この岩手県のクリーンセンターを一つの目標にして、一つのモデル地区にして、47都道府県の中の、唯一の離島県として、やはり観光立県の沖縄は、しっかりごみ問題に取り組む必要があると思うんですよ。ですから、今回の陳情要請の中で9件も一まとめにして、ごみあるいは処分場問題が出てくるということは、私たちが、県議会議員としてあるいは執行部として避けて通ることができません。知念文化環境部長筆頭に、ぜひ頑張ってくださいね、これは今の業者がもし業をなさなくなった場合のことを考えると大変であるということも含めて、業者への指導、監督も徹底しながら、その業を、今から目標とする、業者に対する指導、あるいは育成もしっかりやっていただきたい。公共関与型処分場が今滞っている中で、民間業者がもしものことがあった場合に、毎日これだけのごみ廃棄物が出るわけですから、それをどうするのかということは、我々、県議会議員一人一人が真剣に考えざるを得ない。またそうしなくちゃいけない義務を背負っていると思う。これは質疑ではありませんけど、要望としてぜひ頑張ってください。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 お疲れのことと思いますが、みんながやればいいのかと思ってたんですが、私はずっと、多分に変だろなと、こういう陳情が山のように来るものだからね。そうすると、何でこんないっぱい産業廃棄物問題、ごみ問題で、例えばですね、改善命令であったり、改善してほしい、処分してほしい、そしてこれからつくろうとするのは、陳情平成20年第72号、同第100号、同第136号、これは改善の話で、これからつくろうとするところに反対をしてほしい、とめてほしいというのは陳情平成20年第117号、同第5号、同第6号、同第12号、同第64号。撤去を求めたいというのが、陳情平成20年第149号とか同第34号とか出ているわけですね。これだけいっぱいのは、環境問題について、皆さんはなぜこんなことが起こっていると思っているんですか。

○知念建次文化環境部長 まず一つには、産業廃棄物の状況というのが非常に

逼迫している状況というのが県全体であります。もう一つは場所のほうが地域のほうに近くなっている、あるいは意識が高まっているということも一つ要因になっているかと思います。

○比嘉京子委員 そうすると、やっぱり私は今多くは生活環境として非常に迷惑をかけたり、それから証明の難しい、例えば身体への影響とかですね、そういうことも抱えているわけですから、やっぱりこれだけ問題が起こっているわけですから、県の環境行政というのが県民から信頼や支持を、今されてない状況だと思っんですよね。そのことについてはどうしたら信頼回復ができるかと考えておられるんですか。

○知念建次文化環境部長 一言でいうときちんとした行政ということだと思っんですけど。ただ、株式会社倉敷環境のようにですね、その過去の監視体制の甘さ等も十分反省をし、我々そういう意味では産業廃棄物の指導要綱というのもおくればせながらという感じかもしれませんが、指導要綱等も4月1日からスタートさせているわけですから。そういうことを一つ一つやっていくことと、先ほどの公共関与最終処分場として、県がある面、率先してそういう処分場も、積極的に準備する必要はあると思います。なかなか進展していない状況ですけれども、そういう一つの監視としての行政、もう一つは準備するという、ちゃんと処分場をきちんと準備してあげるといふ部分の積極的なものをつくる行政、両方あわせ持った形でやらないとなかなか廃棄物行政というのは厳しい状況にあるといふのは認識していますので、その両方についてはきちんとした対応をしていくことが今、肝心なことかなとは考えております。

○比嘉京子委員 やっぱり、かなり以前から、今の株式会社倉敷環境、沖広産業とか前からあるものと、それから新しい、今、浦添市とか西原町の問題といふのは5年くらいさかのぼるぐらいの問題とかがあるんです。そこに私は、やっぱり生かされてないのではないかなという思いがあります。といふのは、まず少なくとも読谷村の問題といふのは、半径幾ら以内に、いわゆる病院がありますよ、学校がありますよ、福祉施設がありますよとかありますよね、クリスチャンスクールも含めて。ですから、新たにつくるときの設置基準といふものの中に、どれくらいの範囲の中に、こういう施設がある、またはこういう住宅地があるならつくれないといふ、まず一つの枠が必要ではないかなと思っんですが。今、ちょっと読んでいたら、その枠がないんですよ。いわゆる隣の土地の同意を得られているとか、それから地域住民または首長の同意が得られ

ているかという問題になりますとね。それではじゃなくて、県自体が積極的にそれをつくる施設からどれぐらい離れていないと、こういう施設はつくれないということは出せなかったんですか。

○知念建次文化環境部長 廃棄物の処理及び清掃に関する法律が、前も言いました羈束裁量になっているんですよ。羈束裁量なものですから、ある面、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、県で独自の条例はつくれない、法体系になっているものですから。それで、指導要綱という形で、要綱で指導せざるを得ないというのが今の法体系であります。そこは御理解願いたいと思います。

○比嘉京子委員 もしですね、踏み込んで、何キロメートル以内は好ましくないとかですね、最初から業者が踏み込めないような環境というのを積極的に提示すべきではないかと思うんですが、そこにはないんですよ。せっかく今回新しくつくるわけですよ。その中にもないということは、私読んでちょっとびっくりしたのは、逃げ道をまたつくっているんですよ。例えばですね、準用のところに第21条、「法第8条第1項に規定する一般廃棄物処分場施設を新たに設置し、または変更しようとする場合であって、知事が必要と認めるものについては、この要綱を準用することができる。」。何で、こんな逃げ道をつくるんですかね。知事が認めればいいんですか。変更しようとする場合であって、環境ソリューションの問題にこれは当てはめられないんですかという問題なんです。

○知念建次文化環境部長 今、この条文については、一般廃棄物については、産業廃棄物の要綱からは対象外なんですけど、一般廃棄物についてもその状況によっては、その指導ができるような条項も入れているということです。

○比嘉京子委員 これは環境ソリューションについては当てはまるということですか。

○知念建次文化環境部長 環境ソリューションについては4月1日の施行ですので、環境ソリューションについては申請が出ていますので、法に基づいて手続が、今進行中でございますので、それに基づいて手続をやっていると。

○比嘉京子委員 とにかくですね、これだけ多くの問題が起こっているだけ

ど、根本的なところでいつも歯どめがかかってない。だから痛しかゆしの問題で、こんなに多くの時間を我々が費やす、非常に労力のもったいなさを感じているわけなんですね。そうしますと、個々の問題を私は問うつもりはなくてですね、今一つの問題によって、これだけの問題が起こっている中で、やっぱり前もってのところで、歯どめがかけられない。先ほど仲田弘毅委員からお話がありましたように、1カ所でもいいですから、この最終処分場なり、信頼関係のあるこんなに立派な処分場というのができるんだという実績がないんですね。だから、いつでもみんなに嫌がられる問題になっているんだろうと思うんですね。そういうトラブルがあちこちで起こるということは、どこからも受け入れをされないような、環境が今も散在していて、こういうのが来たら大変だというような、そういうような、今沖縄の現状がそういう状況にあるとうことが、大変これは、後進県と言わざるを得ないと思うんですね。そのことで意見を求めませんが、ぜひこういう個々の小さい問題が起こらない、歯どめをまずかけていく。こんな新しい問題にもどんどん歯どめをかけられないようじゃとんでもない。変更しないと思うんですね。ですから、ぜひもうちょっと踏み込んで、環境を守る立場なんですから、ぜひね、そこら辺を検討していただきたい。まず文化環境部長の意見をお聞きしたいと思います。

○知念建次文化環境部長 御指摘のとおりというか、岩手県のクリーンセンターについては、私も見させていただいて、岩手県庁のそれを携わった方と、そのときに交渉した方、もう既に担当から外れているんですけど、呼んでいただきまして、一日かけて説明を受けまして、現場にも行きまして、こういう形をつくっていると。向こうは、私非常に感心したのは、運送経路まで地域の住民の方々と調整をし、クリーンセンターの方々が運送経路を外れたら、地域住民の人が運送経路外れてると連絡がくるくらい、地域住民の方と連携をとっている状態を見させていただきまして。非常に参考になりました。それをある面、今の3候補地の方々にもぜひ見ていただきたいということの働きかけをやっているところなんですけど、なかなか行ってくれる状況までいっていませんで、そういうのもあわせて、おっしゃるように我々としては公共関与最終処分場という形をきれいに安心してできるようにするのが今最大の課題かなと認識は十分しているつもりです。

○比嘉京子委員 行政の費用でツアーじゃないですけど、視察に代表者を連れていったというような場所も私は見たことがあるんですけども、個人負担ではなくて。関係住民、周辺の住民の代表者を行政のお金で連れて行ってという

場所も見たことがあるんですけど。その話は置きますけれども、ぜひどこかでモデル的な、見事なものをつくってみるということも、ひとつ必要かなということと、もう一つは、やっぱり皆さん環境を守る立場にいるのに、結局は縦割りの、例えば農林水産部とか、土木建築部がというのも、私はどういう話し合いを、一つ一つの問題についてされてるのかなということに非常に疑問に思っています。今度の林業問題を含めてですね。ですから我々から見たら、ちぐはぐな回答が、予算特別委員会でも皆さんと話しているときと、農林水産部と話しているときと、土木建築部と話しているときと、何かこう一つのまとまった意見として発信されてないということを感じています。そういうことからすると、環境問題を守る立場の皆さんとしてはほかの関連の部署部とはどんな話し合いしておられるんですか。

○知念建次文化環境部長 まず1つに、ちょっと戻りますけど、地域の住民の方々が、例えば岩手県に視察にいらしていただければ、費用は我々準備しています。でもなかなかいっていただけないものですから、この費用が役に立っていない状態なんですけれども、いっていただければ費用は準備してございます。今のお話ですと、部局との連携については、だんだんその必要性というのはですね、強くなっているというのは、林道の問題もそうですが、認識しています。一つには、我々環境アセスメントであり、赤土でありとかという、そういう手続の関係と、もう一つは計画面でのやりとりですね。そこまでもう少し頻繁にやる必要も出ているということは感じています、我々としても。

○比嘉京子委員 多分大変だろうなあと思いつつも疑問しているんですが。やっぱりですね、私はさっきの国の基準云々というのがあったので気になるんですが、やっぱり国の基準というものは環境問題に対して最低ラインだと私は認識しているのです。ですから、上乘せ条例的なことはそれぞれの地域がつくるべきであって、だから県が厳しいのですとかいうのではなくて、沖縄県はこうしないと環境を守れないんだという積極的なですね、私は主体的な姿勢であって当然だし、もっと厳しくやってもいいというね、世論があるならやってもいいんだらうと思う。そうすると、今の車道が4メートルであるとか2キロメートル、そうするとちょっと足りない状態だと、環境アセスメントを全然無視した形でこれまでされてきた乱開発について、今本当に立ちどまるということが求められている過渡期ではないかなと私は思っているんですけども、いかがですか。

○知念建次文化環境部長 今、ちなみに沖縄本島北部地域の生態系との絡みだと思えますけど、自然環境に配慮を求めるのはもう我々の責務でありますので。それをどういう形でやれるかというのはですね、先ほどの沖縄県環境影響評価条例も含めてですね、今後の事業で、要するに我々自身も、その申しわけないですが、全体を把握していくというのはこれからもありますので、今本当に全体を把握しているのかどうかというのは我々も弱い部分もあるんですけども、それを含めてですね、どういう形でできるかそれは我々も十分に勉強をして、農林水産部だけではなくて関係部局ともですね、いろいろと詰める、調整する必要性は感じていますので、今後も勉強させてください。

○比嘉京子委員 今の件でですね、陳情第63号の件で、やっぱりこれからも予定されているところがあるわけですから、たくさん。その予定されているところに対してですね、皆さんが今後どういう絡みをしていくか、話し合いをしていくかというのが大きな意味を持っているだろうと思うんですね。過去をきっちり検証して、これから予定されているところにどう皆さんが踏み込んでいかれるかということが非常に重要なキーポイントになると思うので、ぜひ皆さんの力をしっかり発揮していただきたいということと、さっき私の勘違いがあったようですが、1つだけですね、先ほどの陳情第149号ですね。きょうの朝、我々が陳情を受けたのですけれども、これが先ほどの事務要綱にですね、新たに設置するだけじゃなくて、変更しようとするものにも適応されるわけですから、そのように適応できないのですか。新しくつくろうとするものにはできるけど、変更だったのでできませんという回答があったと思うのですが。

○友利弘一環境企画統括監 変更云々は、この施設につきましては3つの破碎施設がありますよ、有限会社浦西開発についてはですね、新規の新設が。経緯として御説明申し上げたんです。

○比嘉京子委員 だから、更新があるわけですね。新規のときにはかけられるけれども、更新についてはかけられないという答弁があったものですから。今この準用を見ますと、または変更しようとする場合はとあるので、これは当てはまらないんですかという質疑なんです。

○友利弘一環境企画統括監 規模の件がございまして、10%以上になれば該当という考え方でございます。

○比嘉京子委員 もうぜひね、文化環境部長。こんな議論ができるだけないことを期待したいので、ぜひね、つくる施設から住宅地域がですね、どれくらいの範囲の中に入ってはいけないという、そういうような条件整備をですね、まず私はやってほしいと思います。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

今回は3月18日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇